

令和 3 年

第 1 回西原村定例会会議録

令和 3 年 3 月 1 0 日

令和 3 年 3 月 1 7 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 令和 3 年第 1 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3月10日	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・村長施政方針及び提案理由説明</li> <li>・休会の件について</li> <li>・全員協議会</li> <li>・常任委員会</li> </ul>	
3月11日	木		休 会	・常任委員会	
3月12日	金		休 会	・常任委員会	
3月13日	土		休 会		
3月14日	日		休 会		
3月15日	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（2名）</li> <li>・議案審議 (議案第5号～ 議案第12号)</li> </ul>	・条例
3月16日	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議 (議案第13号～ 議案第18号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補正 予算</li> <li>・当初 予算</li> </ul>
3月17日	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議 (議案第19号～ 同意第1号)</li> <li>・発議第1号・2号</li> <li>・組合議会報告</li> <li>・委員会の閉会中の継続 調査申出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初 予算</li> <li>・一般 議案</li> </ul>

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程は3月31日までとする。

# 提出議案等

(令和3年3月10日提出)

(村長提出議案)

- 議案第 5号 西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第 6号 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 令和2年度西原村一般会計補正予算(第12号)について
- 議案第13号 令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 議案第14号 令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算(第5号)について
- 議案第15号 令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第16号 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

- 議案第17号 令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第18号 令和3年度西原村一般会計予算について
- 議案第19号 令和3年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第20号 令和3年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第21号 令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第22号 令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第23号 令和3年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 議案第24号 指定管理者の指定について（※西原村構造改善センター）
- 議案第25号 指定管理者の指定について（※にしはらオーガニックセンター）
- 議案第26号 指定管理者の指定について（※西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設）
- 議案第27号 指定管理者の指定について（※西原村滝地区地域資源活用総合交流施設 滝交流農園）
- 議案第28号 指定管理者の指定について（※西原村滝地区地域資源活用総合交流施設 滝交流館糸舞季）
- 議案第29号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第30号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第32号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第33号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第34号 工事請負変更契約の締結について

- 議案第 35 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 36 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 37 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 38 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 39 号 工事請負変更契約の締結について
- 同意第 1 号 西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて

(令和 3 年 2 月 25 日提出)

(一般質問)

- 1 番 坂本隆文君 2 番 尾崎幸穂君

(令和 3 年 3 月 17 日提出)

(議員提出議案)

- 発議第 1 号 西原村議会会議規則の一部を改正する会議規則について
- 発議第 2 号 西原村議会会議規則第 129 条に伴う議員派遣について

## 目 次

### 第1号（3月10日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長施政方針及び提案理由説明（議案第5号～同意 第1号）	5
日程第 5 休会の件について	14

### 第2号（3月15日）

議事日程第2号	15
応招議員氏名	16
出席議員氏名	17
事務局職員出席者	17
説明のため出席した者の職氏名	18
開 議	19
日程第 1 一般質問	19
（坂本隆文）	19
・役場敷地内等に求人募集の掲示板を設置できない か	
・南阿蘇の観光強化とタイアップを （尾崎幸穂）	27
・自転車損害保険加入の義務化と交通安全について	
・交通事故防止対策について	
日程第 2 議案第 5号 西原村議会議員及び西原村長の選挙 における選挙運動の公費負担に関す る条例の制定について	34
日程第 3 議案第 6号 西原村附属機関の設置に関する条例 の一部を改正する条例の制定につい て	37
日程第 4 議案第 7号 西原村子ども医療費助成に関する条	

			例の一部を改正する条例の制定について	4 0
日程第 5	議案第 8 号	西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	4 1	
日程第 6	議案第 9 号	西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 4	
日程第 7	議案第 10 号	西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	4 7	
日程第 8	議案第 11 号	西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	4 9	
日程第 9	議案第 12 号	令和 2 年度西原村一般会計補正予算(第 12 号) について	5 0	
散 会			6 0	

第 3 号 (3 月 16 日)

議事日程第 3 号			6 1
応招議員氏名			6 2
出席議員氏名			6 3
事務局職員出席者			6 3
説明のため出席した者の職氏名			6 4
開 議			6 5
日程第 1	議案第 13 号	令和 2 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号) について	6 5
日程第 2	議案第 14 号	令和 2 年度西原村介護保険特別会計補正予算(第 5 号) について	6 6
日程第 3	議案第 15 号	令和 2 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号) について	6 8
日程第 4	議案第 16 号	令和 2 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号) について	7 1
日程第 5	議案第 17 号	令和 2 年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第 2 号) について	7 5
日程第 6	議案第 18 号	令和 3 年度西原村一般会計予算について	7 7
散 会			1 0 9

第4号（3月17日）

議事日程第4号	.....	1 1 1
応招議員氏名	.....	1 1 3
出席議員氏名	.....	1 1 4
事務局職員出席者	.....	1 1 4
説明のため出席した者の職氏名	.....	1 1 5
開 議	.....	1 1 6
日程第 1	議案第19号 令和3年度西原村国民健康保険特別 会計予算について	..... 1 1 6
日程第 2	議案第20号 令和3年度西原村介護保険特別会計 予算について	..... 1 2 0
日程第 3	議案第21号 令和3年度西原村後期高齢者医療特 別会計予算について	..... 1 2 5
日程第 4	議案第22号 令和3年度西原村中央簡易水道事業 特別会計予算について	..... 1 2 7
日程第 5	議案第23号 令和3年度西原村工業用水道事業会 計予算について	..... 1 2 9
日程第 6	議案第24号 指定管理者の指定について（※西原 村構造改善センター）	..... 1 3 2
日程第 7	議案第25号 指定管理者の指定について（※にし はらオーガニックセンター）	..... 1 3 2
日程第 8	議案第26号 指定管理者の指定について（※西原 村大野地区地域農産物等活用型総合 交流促進施設）	..... 1 3 2
日程第 9	議案第27号 指定管理者の指定について（※西原 村滝地区地域資源活用総合交流施設 滝交流農園）	..... 1 3 5
日程第10	議案第28号 指定管理者の指定について（※西原 村滝地区地域資源活用総合交流施設 滝交流館糸舞季）	..... 1 3 5
日程第11	議案第29号 工事請負変更契約の締結について	..... 1 3 9
日程第12	議案第30号 工事請負変更契約の締結について	..... 1 3 9
日程第13	議案第31号 工事請負変更契約の締結について	..... 1 3 9
日程第14	議案第32号 工事請負変更契約の締結について	..... 1 3 9
日程第15	議案第33号 工事請負変更契約の締結について	..... 1 3 9
日程第16	議案第34号 工事請負変更契約の締結について	..... 1 3 9
日程第17	議案第35号 工事請負変更契約の締結について	..... 1 3 9



日程第18	議案第36号	工事請負変更契約の締結について	……	139
日程第19	議案第37号	工事請負変更契約の締結について	……	139
日程第20	議案第38号	工事請負変更契約の締結について	……	139
日程第21	議案第39号	工事請負変更契約の締結について	……	139
日程第22	同意第1号	西原村監査委員の選任につき同意を 求めることについて	……	148
日程第23	発議第1号	西原村議会会議規則の一部を改正す る会議規則について	……	149
日程第24	発議第2号	西原村議会会議規則第129条に伴 う議員派遣について	……	150
日程第25		組合議会の報告等について	……	150
日程第26		委員会の閉会中の継続調査申出書について	……	153
閉会			……	153
署名			……	155

第 1 号 ( 3 月 1 1 日 )

## 令和3年第1回西原村議会定例会会議録

令和3年3月10日、令和3年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年3月10日（水曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長施政方針及び提案理由説明（議案第5号～同意第1号）

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和3年第1回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番議員、高本孝嗣君、3番議員、小城保弘君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、3月3日に行われました議会運営委員会で本日10日より17日までの8日間と想定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を3月31日までの22日間とすることとしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日10日より17日まで8日間を想定しますが、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を3月31日までの22日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、熊本県町村議会議長会第71回定期総会が、令和3年2月19日、ホテル熊本テルサで開催されました。

新型コロナウイルス等により多くの行事等が自粛となりましたが、平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する要望や新型コロナウイルス感染症対策に関する要望、また令和2年7月豪雨災害に関する要望など取組の報告があり、令和3年度においても、先ほど述べました要望を継続して取り組むことを確認したところです。

以上で、議長からの諸般の報告を終わります。

ほかに諸般の報告として、何かございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）なければ、これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和3年第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚

くお礼申し上げます。

3月定例会は新年度の予算を審議していただく大事な議会でもありますので、どうかよろしくお願い致します。

新型コロナウイルス感染症が発生し、1年以上経過し、全世界に拡大し、日本でも多くの感染者が多発しております。県内においては3,400人以上が感染し、73名の方が亡くなられておられます。ようやく第3波も落ち着きを感じており、このまま終息すればと願うものであります。今後も油断することなく、基本でありますマスクの着用、手洗い、消毒の徹底と3密を避け、不要不急の外出を控えて、感染防止に努めてまいりたいと思っております。

いよいよ医療従事者向けのワクチン接種が今月から始まり、本村では5月から高齢者向けにも接種が予定されていますが、必要量の確保・配分についていまだ見通しが立っていないのが現状であります。できる限り早い時期にワクチンの確保を願うものであります。

さて、未曾有の大災害をもたらした熊本地震から、やがて5年を迎えようとしております。今までこの5年間、未来の村づくり西原村のあるべき姿を求め、全力で復旧工事を進めてまいりました。復旧・復興に向けて地元との話し合い、将来像の提案、測量設計事業の展開、財源の確保等々、昼夜を問わず日々被災地、被災者の生活を守るため努力をしてまいりました。全ての方のご理解とご協力で集落再生、宅地の復旧工事もいよいよ完成間近となりました。村内全域4月上旬には完成予定であります。

震災当時を顧みますと、悲しみの中、絶望感さえ覚え、どこから手をつけてよいか戸惑いと不安がありましたが、竣工した集落を見ますと、よくここまで復旧できたと感慨深い思いであります。被災地の方々からも感謝の言葉をいただいております。感無量の思いでもございます。

被災者の方には、まだ仮設住宅で生活されておりますが、全ての方が再建され、仮設住宅から退去されれば村の復興と捉えています。つらくて苦しい思いをされたことと思っておりますが、それぞれが一日も早く自宅の再建が完成することを願っています。

そこで、宅地の再生事業が竣工することで、4月18日に村内全域の竣工式を執り行いたいと計画しております。議員各位におかれましても、ぜひご出席を賜りますようお願いいたします。

体育館建設におきましては、9月完成を目指して順調に工事が進んでいます。落成式は令和3年度末に予定しており、その後、運動公園整備に本格的に着手したいと計画しており、令和4年から令和5年にかけて運動公園を完成させたいと予定しており、全ての工事が完了すれば、復興のあかしとして、また復興のシンボルとして、事実上の復興祭でもできればと考えております。

そのほか、地震で中断していた道路等の整備や、劣化に伴う道路の舗装改修工事も新年度から着手してまいります。



地元住民の要望にできる限り応えて、住みよい、そして生活しやすい環境づくりに努めてまいります。まずは危険性や緊急性を配慮し、順次施工してまいりますので、議員各位におかれましては、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い致します。

今年度は復旧から復興へかじを向け、明日を拓く創造的復興で、未来の夢づくりで全村民全ての方が、西原村に生まれてよかった、地震で被災したけれども西原村に残ってよかったと思えるような生活の土台づくりのインフラ整備と、安全・安心な村づくりに邁進してまいります。

令和3年度も議員各位のさらなるご指導とご理解、そしてご協力を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明をさせていただきます。

議案第5号、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、西原村議会議員及び西原村長の選挙に係る選挙公営制度に関する条例を整備する必要があります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第6号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置するため条例を改正する必要があります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第7号、西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

子ども医療助成の対象年齢を拡大し、さらなる子育ての家庭の経済的支援を図るため、所要の改正をする必要があります。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明いたします。

議案第8号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

介護保険料につきましては、介護保険法により3年ごとに見直すこととなっております。現在の第7期介護保険事業計画は令和2年度で終了し、第8期の介護保険事業計画を令和3年度から令和5年度まで3か年で実施するものであります。

今回の保険料の改正につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料の基準額を8万6,400円から8万4,000円に改正するものでございます。

今後とも、社会福祉協議会など密接な連携を図りながら、介護予防や地域支援事業等に積極的に取り組む所存でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第9号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並び

に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があります。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第10号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、西原村国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第11号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

西原村中央簡易水道事業と西原村万徳簡易水道組合事業の事業統合を行うに際し、給水区域の編入及び水道事業認可申請に合わせた区域とするため、条例を改正する必要があります。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第12号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第12号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,710万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,632万2,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものを申しますと、歳入では、村税6,197万3,000円の増額補正、村民税1,877万7,000円の増額、固定資産税3,826万円の増額等でございます。

地方交付税1,360万円の減額補正、特別交付税の減額でございます。

国庫補助金2億227万円の増額補正、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等でございます。

県支出金8,663万1,000円の減額補正、熊本地震復興基金交付金の減額等でございます。

そして、村債5,640万円の増額補正、公共事業債等の増額等でございます。

歳出におきましては、総務費5,730万3,000円の増額補正、基金費1億165万3,000円等の増額補正等でございます。

民生費7,324万9,000円の減額補正、教育費2億4,360万1,000円の増額補正、西原中学校給食室改築工事による増額補正等でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第13号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,664万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税1,161万3,000円の増額補正、県支出金2,813万3,000円の減額補正、繰入金648万8,000円の増額補正等でございます。

歳出につきましては、保険給付費2,537万円の減額補正、予備費2,032万5,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第14号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ882万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,334万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、保険料1,239万5,000円の増額補正、支払基金交付金1,188万1,000円の減額補正、県支出金403万6,000円の減額補正、繰入金532万3,000円の減額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付費1,979万3,000円の減額補正、地域支援事業費401万2,000円の減額補正、予備費1,456万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第15号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,065万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、後期高齢者医療保険料112万4,000円の減額補正、諸収入4万円の増額補正であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金59万3,000円の減額補正、予備費54万円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第16号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,974万9,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入におきましては、水道事業収益に60万3,000円の増額補正、歳出におきましては、業務費に1,026万8,000円の減額補正、積立金に1,000万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第17号、令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、収益的収入支出の予算額に収入支出それぞれ379万6,000円を追加し、収益的収入支出の予算額を収入支出それぞれ2,223万1,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、収入におきましては、給水収益に280万7,000円の増額補正、支出につきましては、原水及び浄水費25万円の増額補正でございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第18号、令和3年度西原村一般会計予算についてご説明いたします。

令和3年度西原村一般会計予算を、歳入歳出それぞれ50億4,779万1,000円と定め、一時借入金の借入れ最高額を10億円と定める等のものでございます。

歳入歳出の主な内容を申し上げますと、歳入では、地方譲与税4,264万4,000円、地方消費税交付金1億5,200万円。

地方交付税におきましては、普通交付税18億7,600万円、特別交付税1億1,000万円で、前年度より4,600万円増の19億8,600万円。

分担金及び負担金は、前年度より241万7,000円減の2,093万円。

国庫支出金におきましては、民生費国庫負担金721万8,000円増、衛生費国庫負担金2,113万円増、土木費国庫補助金3億2,400万1,000円の減。

県支出金は、総務費県補助金8,926万6,000円の減等により、9,980万6,000円減額の3億5,338万1,000円。

繰入金につきましては、災害復興基金5,800万1,000円、公共施設整備基金繰入金1億5,000万円等で、合計2億5,444万2,000円となっております。

繰越金は9,000万円、諸収入は4,133万3,000円でございます。

村債につきましては、臨時財政対策債1億3,000万円、公共事業等債1億9,800万円、一般単独事業債4,100万円で、合計3億6,900万円となっております。

歳出についてご説明いたします。

議会費につきましては、6,710万2,000円、総務費につきましては、前年度より5億1,927万円減額の11億3,702万7,000円、民生費につきましては、2,830万1,000円減の10億8,884万3,000円、衛生費につきましては、2,956万5,000円増の3億9,207万7,000円、農林水産業費につきましては、1,591万2,000円減の1億7,171万2,000円、商工費は3,398万7,000円減の5,073万7,000円、土木費2億7,032万5,000円減の4億397万円、消防費2,339万7,000

円増の2億1,619万1,000円、教育費1億5,032万4,000円増の4億327万8,000円、災害復旧費1,053万4,000円減の359万1,000円、公債費6,985万6,000円減の10億8,815万4,000円となっております。

令和3年度予算は、前年度予算と比べまして7億2,500万円ほど減額予算となっております。令和3年度も引き続き熊本地震からの復興へ対応するための財源の確保等に努めながら、効率的な財政運営及び財政基盤の安定化に努めてまいり所存でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第19号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和3年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,976万6,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税1億4,933万3,000円、県支出金6億7,626万7,000円、繰入金7,805万5,000円などとなっております。

歳出につきましては、保険給付費6億4,501万3,000円、国民健康保険事業費納付金2億6,163万円、保健事業費937万7,000円となっております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第20号、令和3年度西原村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和3年度西原村介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,317万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険料1億5,325万3,000円、国庫支出金1億7,989万8,000円、支払基金交付金1億9,325万6,000円、県支出金1億984万5,000円、繰入金1億1,691万2,000円となっております。

歳出につきましては、保険給付費6億9,254万5,000円、地域支援事業費4,792万5,000円などで、保険給付費は歳出予算の92.0%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第21号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,915万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、後期高齢者医療保険料5,589万6,000円、繰入金1億1,079万8,000円などとなっております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,588万9,000円で、歳出予算の98.1%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第22号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億111万9,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、給水収益5,900万1,000円、その他営業収益1,177万5,000円、災害復旧企業債償還繰入金1,533万8,000円、繰越金1,500万円でございます。

歳出では、業務費3,631万2,000円、災害復旧費210万円、企業債償還金3,458万6,000円、予備費2,511万7,000円となっております。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第23号、令和3年度西原村工業用水道事業会計予算についてご説明いたします。

令和3年度西原村工業用水道事業会計予算の収益的収入支出それぞれ2,433万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、収入につきましては、給水事業所8か所に対する給水収益1,474万3,000円、長期前受金戻入138万7,000円、契約水量に係る企業負担金819万円でございます。

支出につきましては、営業費用1,852万6,000円、営業外費用70万円、予備費510万3,000円となっております。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第24号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

西原村構造改善センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村構造改善センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第25号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

にしはらオーガニックセンターの設置及び管理に関する条例第4条に基づき、にしはらオーガニックセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第26号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例第4条に基づき、西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第27号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、滝交流農園施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第28号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、滝交流館「糸舞季」施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第29号から議案第39号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

議案第29号から議案第39号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてでありますので、一活して提案させていただきます。

議案第29号、工事請負変更契約の締結について「宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KM-132・134）」、議案第30号、工事請負変更契約の締結について「宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KH-128・134・136）」、議案第31号、工事請負変更契約の締結について「宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（桑鶴）」、議案第32号、工事請負変更契約の締結について「宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（松ノ平）」、議案第33号、工事請負変更契約の締結について「宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（谷頭⑤）」、議案第34号、工事請負変更契約の締結について「宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（谷頭⑥・⑦）」、議案第35号、工事請負変更契約の締結について「大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（大切畑05）」、議案第36号、工事請負変更契約の締結について「宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当07）」、議案第37号、工事請負変更契約の締結について「宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（下布田10）」、議案第38号、工事請負変更契約の締結について「大切畑地区小規模住宅地区等改良工事（大切畑05）」、議案第39号、工事請負変更契約の締結について「小規模住宅地区等改良工事（下布田10）」、以上11件につきましては、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業であり、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

最後に、同意第1号、西原村監査委員の選任について同意を求めることについてご説明申し上げます。

監査委員河上勝彦氏が令和3年3月31日に任期満了となるため、再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今定例会に提案いたしました議案35件、同意1件、合計36件でござ

います。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日11日から14日までの本会議を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、明日11日から14日までの本会議を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は15日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時37分 散会



第 2 号 ( 3 月 1 5 日 )

## 令和3年第1回西原村議会定例会会議録

令和3年3月15日、令和3年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年3月15日（月曜日） 議事日程第2号

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 一般質問   |  |
| 日程第 2 | 議案第 5号 | 西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について                                   |
| 日程第 3 | 議案第 6号 | 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 4 | 議案第 7号 | 西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 5 | 議案第 8号 | 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 6 | 議案第 9号 | 西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 令和2年度西原村一般会計補正予算（第12号）について   |

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、3月3日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、5番議員、坂本隆文君、件数2件、発言を許します。

（5番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○5番議員（坂本隆文君）おはようございます。5番議員、坂本です。

通告書に提示しております2つの質問を順番に行いますので、よろしくお願いたします。

昨日の原野火入れは皆様お疲れさまでした。雨の影響と朝露で朝はなかなか火がつかず進みませんでした。何とか終了することができました。聞くところによりますと、布田地区の原野は遅くまで行われていたようで、また、日置村長も南利課長も2時半くらいまではおられたと聞いております。重ね重ねお疲れさまでした。

また、タイミングが悪く、昨日の原野火入れで花粉症がとてもひどくなりまして、お聞きづらいかと思えます。鼻で息もできないため、いつもよりもゆっくりと読ませていただくことをご理解ください。

それでは、1問目です。

役場敷地内に求人募集の掲示板を設置できないかという質問でございます。

震災前には役場の駐車場の旧商工会の横に掲示板があり、そこに村内の事業者からの求人案内も掲載されていましたが、震災後、商工会館の移動と同時になくなってしまいました。

当時は、商工会の掲示板で求人案内は商工会に頼むと事業者が自分で貼るといった感じでしたが、震災後、商工会館は現在のところに移動され、掲示板はなくなっています。事業者の方からの求人案内掲示板設置をお願いしておりますが、現在の商工会の場所では、掲示板を設置して求人案内を貼ってもわざわざ見に来る人がいないのではないだろうかと考えられています。

また、私のほうにもそのような相談が幾つも来ております。事業者の方のもとより、仕事を探している人、その都度、その方たちには、西原村は御船町のハローワークさんが管轄なんでそちらのほうで頼んでいただけませんか

というふうに言っておりましたが、皆さん、その辺は分かっていらっしゃると思います。また、役場にハローワークの求人冊子も置いてありますと言いましたけれども、その辺も分かっていらっしゃるそうです。

ただ、もう少し便利に簡素化して見やすいところに、探しやすいところがあればと言われ、役場の外の掲示板や玄関や中でも掲示することができないかと思ひ質問します。これは事業者の方々や住民の方々からの声ですが、お考えをよろしく願ひいたします。どうでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）先ほど申されましたように、昨日は山焼きということで、私ども帰ったのが3時だったということで、今日は2時間ほどしか寝ておりませんので、まともな答えができるかどうか不安でありますけれども、よろしく願ひします。

それでは、ご質問の内容についてお答えをさせていただきます。

ご質問の旧村商工会事務所横に設置されておりました掲示板については、村商工会により、村内企業等の求人情報を掲示するために設置されたものと思ひ理解をしております。

この掲示板につきましては、村商工会事務所の移転時に撤去されており、その後、役場敷地の復旧工事を実施し、現在の状況になっております。当該復旧工事の施工に当たっては、各種資料等の保存のための倉庫、不足している駐車スペースの確保を念頭にレイアウトを検討しております。

なお、村告示文書等を掲示する公共の掲示板につきましては、玄関横の現在の設置箇所の設置分としております。

ご質問の求人案内の公設掲示場の設置については、申し訳ございませんが、今のところ考えておりません。

求人情報の周知につきましては、ハローワーク菊池と今申されましたように上益城より定期的に求人情報をまとめた資料が送付されております。庁舎1階ロビーにおいて閲覧していただいております。また、ハローワークでは、インターネットでの最新の求人情報を掲載されている状況でありますので、これらの求人情報の活用をお願いしたいと考えております。どうかご理解をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（山下一義君）質問を続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）本来であれば、商工会館のところに出すのが一番事業者にとってはよいかという話もありましたが、見る人がなかなか見に行くのは難しいのではないかとというのが商工会での判断でございます。

これが、今、建設されております体育館が完成すれば、また見やすいところでも商工会でも来ていただけるのではないかと。そんな話の中で、一番人の往来が激しい建物になりますと、やはり役場ではないかと。この西原村の

事業所であるのと同時に、また西原村に住んでおられます村民の方々のことを考えればですね。

私もハローワークのほうに行って求人案内を出したことがあります。本来であれば、インターネットで募集のほうも簡単にはできるんですけども、いろいろな書類手続等がやはり個人では難しいので、御船町まで行って、まずは来てください、そこで一緒にしましょうというのがハローワークの考えでありましたので、その辺でもやはり時間がかかりまして。

また、自分もよく村に置いてありますハローワークの冊子のほうも、どういふ求人案内が西原村であっているのか、そのほかにあっているのかを勉強のために見ております。結構分厚くなっておりますので、西原村を探すのも結構時間がかかります。

そうならば、もうちょっと簡単にできないか。例えば、役場のガラスの入り口と間の左側でも、今、ポスターとかが貼ってあって、そこに掲示板とかができないか。もしくは、その中に入って行って、西原村のフォトコンテストとかがあって、その写真とかをいろいろ貼られていますけれども、ああいった簡素なものを壁のほうに置いてでもできないかと。

住民の人たちも、西原村で働きたいんですけどというふうに言われていますし、やはり事業者の方も西原村の方たちを優先的に雇えることが一番望ましいというふうに思っております。その考えで、今回、西原村の玄関付近、1階付近にできないかということですが、お考えを変えられることはございませんか。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（日置和彦君） 坂本議員がおっしゃることは十分にご理解をしておりますけれども、先ほど申しましたように、以前の掲示板は商工会のほうで設置してありましたので、今回こういう質問をいただくということで商工会のほうにお尋ねをいたしました。

求人情報は、商工会の会員がほとんどでありますので、村で立てなければいけないのか、商工会が立てるのはできないかというようなお尋ねをいたしましたところ、それは商工会のためだから商工会が立てますよという返事をいただきました。場所は商工会館とおっしゃいましたけれども、村内の人通りの多いところに立てるのか、役場に立てるのか、それは今のところ分かりませんけれども、そういったお答えをいただいたところでもあります。

個人さん企業の公共の場所で村が立てるといふのはいかがなものかなというのがありますので、そこら辺はどうかご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君） 1回目まとめてください。

○5番議員（坂本隆文君） 商工会のほうにも聞いてからの質問でございます。

先ほど言いましたように、商工会で立てようとは思っているけれども、や



はり見に来る人がどうだろうかという話が上がっております。

また、今回の質問をするに当たり、村長が懸念されております事業者の労働のあっせん、自分もこの質問をするに当たり、大丈夫なのかというふうなことを、労働のあっせんになるかもしれないので、熊本労働局にも相談しております。自治体が求人案内を掲示するに当たり問題はないかというふうに聞いております。求人案内には資格や何か必要なものがあるのか等聞きましたけれども、特段規定も必要もないそうでございます。

よって、自治体が求人案内を出してもいいということは、向こうのほうからちゃんと聞いております。ぜひ、商工会と話し合ってくださいまして、みんなが見ていただけたところに掲示板を設置していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。

○5番議員（坂本隆文君）いえ、答弁は大丈夫ですので、どうかその辺のお話をしていただきまして、適切などころをお願いしたいと思います。1問目の質問は終わります。

○議長（山下一義君）2件目に移ってください。

○5番議員（坂本隆文君）2つ目の質問でございます。

南阿蘇の観光強化と他町村とタイアップしてお客さんを今年は呼び込もうという質問でございます。

あと1か月ほどで熊本地震から5年がたちます。西原村は、日置村長を筆頭に前議員と村民の方々も一丸となり復興に取り組んだことにより、あと少しで集落再生も終わり、仮設住宅の方々もやっと家を建てられるんだなと感じております。

しかしながら、昨年から猛威を振るっているコロナウイルスにより、観光客やお客さんをメインとする商売をされている飲食店や物販等多種にわたり、大打撃をいまだに受けております。本当に、コロナウイルスの恐ろしさをひしひしと感じております。5月頃には、ワクチン接種の第1弾が西原村でも始まる予定ですが、このワクチンで今年はコロナが収まってほしいと切に願うばかりであります。

本題に入りますと、私が調べている中で、西原村は阿蘇の観光協会には3つ入っていると思います。阿蘇7市町村が加入しているAATAのあそ広域観光連盟が1つ、県道28号線沿いの町村の南阿蘇観光協会連絡協議会が1つ、あとは御船町等が入っておりますおへそロードの観光協会への加入で3つでしたが、一つ一つ中身を見直してみると、AATAは阿蘇全部で観光客を呼び込もうとしておりますが、小国や南小国に観光に行ったお客さんが西原村にも寄っていかうとは、よっぽどのことがない限り来られないんじゃないかと思っております。ましてや、以前、懸念して一般質問し、福岡からの観光客が合志町のスマートインターから阿蘇の新しいトンネルやミルクロードを通過して

阿蘇に行くとき西原村は通らなくなると言っておりましたが、その傾向が結構強くなって、あの道を通られる方が多くなっております。

よくテレビやCMなどで、阿蘇市や南阿蘇村、高森町などを見ます。そのときに感じるのが、よくあんなイベントをしたりCMを流したりできるなと思っております。調べてみると結構な予算を組んでおられます。そういうところは、自分たちの市町村は観光が不可欠であることを認識されているので、そこに力を入れられていることが分かります。

一方、西原村は、随分昔から村民自体が、西原村は阿蘇への通過点で何もない、落とすものはごみばかりと、自分たちで言われたことを昔から何度となく聞いておりました。当時、私もそのようなことから西原村は観光には向いていないのではないかと思っておりました。しかし、第2空港線ができたあたりから、人口が増え、お店も少しずつ増えていき、また俵山トンネルもできたことから車の往来が随分と多くなりました。一昨年には、西原村観光協会を立ち上げさせていただき、順調に進んでおりましたが、去年のコロナウイルスによりイベントが軒並み中止になり、肩を落としておりました。

しかし、落ち込んでばかりいるのではなく、これからの観光協会の取組の話合いをしたときに、西原村単体でイベントをすることも必要であると同時に、これからは他町村の垣根を越えて自治体と観光団体と今まで以上に密になり、協力しながら魅力的な発信をしたほうが、より一層の相乗効果が期待できると考えましたが、村長のお考えをお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）2件目でございます。お答えをさせていただきます。

今、申されましたように、熊本地震に続きまして、新型コロナウイルスにより観光業、サービス業は大打撃を受けておる。西原村、南阿蘇村、高森町で新たな予算を確保し、共通イベント等を取り組むことはできないかという質問でございます。

地震、コロナに関係しているということで、このことを少しだけお話をさせていただきます。

今、申されましたように、熊本地震から5年がたとうとしておりますが、震度7という大地震が発生し、地震からの復旧・復興を議会、執行部とともに全力で取り組んでまいりました。議員各位と意見を交わし、議論を交わし、将来の村づくりを目標高く掲げ、常に被災者の立場に立って復旧・復興事業を進めてまいりました。このことは、議会のご理解とご協力のおかげと感謝するところでございます。

おかげで全ての震災に関する公共工事は完成間近となってきております。一日でも早く完成させることで、それぞれが自宅の再建ができると思っております。復興にはまだ時間がかかると思いますが、震災からの完全復興を目指してまいります。

交通網でも、令和元年9月14日に俵山トンネルルート of 全線開通や、昨年の8月8日にJR豊肥線の開通、10月3日に国道57号線と自動車専用道路の北側復旧ルートが開通しました。そして、先日の3月7日に新阿蘇大橋が開通いたしました。あとは南阿蘇鉄道が令和5年夏の全線開通に向けて復旧工事が進められております。地震前よりも利便性が高まった道路網として、復旧・復興が完成したと思っております。

そんな中、昨年の2月頃から新型コロナウイルスによる感染が始まり、徐々に国内に広がり、熊本県内でも2月末時点で3,443名の感染者が発生しております。また、73名の方が犠牲となっております。

本村でも、今後、感染者が増えないように、基本であるマスクの着用、手洗い、消毒の徹底と、3密を避け、いま一度、感染防止の意識を高めるとともに、新型コロナウイルス感染症の恐ろしさを再認識する必要があると思っております。

今後、ワクチンの予防接種が始まっていきますが、新型コロナウイルスがなくなるのではなく、ウィズコロナということで一緒に共存していくことになると思っております。震災により店等の再建をし、これからというときに、新型コロナウイルス感染症によって、観光業やサービス業、特に飲食業を中心に、来店客の減少により収入減少の影響が出ていることから、経営安定の支援を今後とも検討し、村全体のバランスも考え、新型コロナウイルス感染症対策を推進するならばと思っております。

南阿蘇地域の観光関係につきましては、先ほど議員が申されましたように、現在は西原村、南阿蘇村、高森町や山都町の4町村と各観光協会、南阿蘇地域の観光振興に図る目的で、南阿蘇観光協会連絡協議会を平成10年に設立し、活動を続けております。最近の活動内容としまして、新阿蘇大橋の開通を機に南阿蘇地域の4町村へ客を誘い込むため、2月24日からRKKテレビで15秒間のCMを40本放送しております。

また、平成30年度から西原村、南阿蘇村、高森町、山都町、御船町による熊本地震等による南外輪地域への減少した来訪者を回復するために、各地域の観光素材を磨き上げながら、南阿蘇地域と上益城地域が広域的に連携して、新たな観光利用が期待される九州中央自動車道の整備進捗も見据えた観光物産振興を展開する事業を実施するため、阿蘇南外輪周辺広域連携事業実行委員会を設立し、活動を行っております。

主な活動としましては、5町村による周遊ルートである、先ほど言われましたように九州おへそロードを紹介するパンフレットの作成やキャンペーンなどを行っております。先ほど4つと言われましたけれども、このように近隣町村とともに集客に向けた観光事業が行われております。

西原村、南阿蘇村、高森町で新たな予算を確保し、共通イベント等を取り組むことができないかということですが、今ある協議会等で行っていくのか、

新たな枠組みで行うのかを含め、関係町村とも協議が必要になってまいりますので、協議を行いながら進めていけたらというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2回目の質問を行ってください。

○5番議員（坂本隆文君）前向きな答弁ありがとうございます。

今までも近隣町村と協力してやっていかれておりますが、中身を考えてみますと集客に少し乏しいのではないかというふうに感じております。

例えば、南阿蘇観光連絡協議会では、町村が協力しているように見えておりますが、実際は行われている事業が1年に1度、各町村でイベントをしてもらい、お金をそれに出されております。それが4町村ございますので、4年に1度回ってくるという感じで、連携を取っているのではなくて、各自治体で1年ごとにやってくださいよという内容が、昨年までのこの事業の行いでした。

また、村長が言われましたとおり、今回の新阿蘇大橋開通のテレビCM放送の話でも、南観連の事務局から西原村にはこれとこれをやってくださいというお話が入っております。しかし、その内容が、ちょっとこちら側と思っているものとはまた違っておりまして、こちらで大幅修正を今出しているところでもあります。まだこちらの事情が把握されていないと、そんなふうに考えております。

また、5町村の言われました九州おへそロードですけれども、こちらがパンフレットを作成しているだけのようにも感じます。本来であれば、その先の全町村による協力が必要ではないかと考えております。

その辺のことを考えまして、また、新阿蘇大橋開通により、大津町と南阿蘇村と高森町が協力してつくられている新阿蘇大橋活性化協議会がございませう。現在、第3弾の春のスタンプラリーが開催されておりますが、こちらは高森町まで行ったら、帰りには西原村も通られるのではないかというふうに思っていたんですが、西原村はこちらの事業には入っておられません。課長に、これはなぜ入っておられないのかをお聞きしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか、ご質問。

○議長（山下一義君）企画課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

高森町と南阿蘇村と大津町で、今、新大橋関係のキャンペーンをやらせてもらえますけれども、当初、高森町のほうからは西原村をという話ではあったんですが、その後こちらのほうに話が途絶えておりまして、それで3町村のほうで行われたというふうに聞いております。

○議長（山下一義君）3回目行ってください。

○5番議員（坂本隆文君）実際的には、じゃ、お話は西原村にもあったけれども、それから先が続いていなかったということですのでよろしいでしょうか。

周遊ルートで考えれば、大津町、南阿蘇村、高森町、そして西原村に帰っていただけるコースであり、また、その逆のコースとかでも西原村がこの協議会の中にも入っていただくことが可能ではなかったのかなと、大変その辺は残念に思っております。

じゃ、ちょっと最後にまとめます。

私が議員になりまして、今まで観光のことを多く取り上げて質問しております。それは商工会の会員や観光協会に携わっているという理由もありますが、それだけではありません。その先には西原村への移住定住につながることもあると考えているからです。

私の周りから、よく西原村に引っ越ししてきた人を紹介していただくことがあります。そのときに、紹介していただいた方に、西原村にどうして住まれるんですか、どうして西原村に来られたんですかというふうな質問をよくします。すると、西原村は今まで観光に来ていた、阿蘇に来ていたと。その中で、どこかに移住するに当たり、いろんな場所を考えたときに、西原村さんがとてもすてきな場所であり、観光にも、住むにも便利であり、また、第2空港線ができたことにより仕事場も近くなったと、そういうふうな意見もありますので。

自分は、観光は観光だけというふう当初は思っていたんですけども、観光から移住定住促進につながるというふうには自分は思っております。ぜひ、そのような考えも、役場の皆さんも共有認識をしていただきまして、一緒に観光に携わって、また周りの町村と一緒にこの西原村も通っていただけるようなルートを考えていただきたい。協力してお客さんをまだまだ呼んでいけることを一緒に頑張っていけたらと思っております。その辺どうでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）やはり観光というのは大事なことでございます。私も、できるだけ多くの方がこの西原村に来て、早い話がお金を落とさせていただければなというふうに思っております。

ただ、関係町村でやりますときに、どうしても西原村は入りにくいと。そして、おまけには阿蘇大橋が開通しました。あそこをさっさと行ってさっさと帰るといっても増えるんじゃないかなと。今までは橋がなかったから西原村を歩いていきよったということもありますけれども、今後、西原村を通るお客さんが少し減りはしないかなと、そういうところも危惧しているところがございます。

できるだけ西原村に来ていただいてやると。それも連携してやったときに、西原村は入り口でありますので、先ほど議員が言われましたように、トイレ休憩とかごみが落ちるだけじゃないかなという話もありましたけれども、そういったことももちろん懸念されますけれども、やはり西原村は、よその

町村と比べてみましても、自然は変わらない。ただ、近いということで、近場の観光ができるということで来られる方が多いんじゃないかなとも思います。そういったことも含めまして、村は村の独自で、少しはそういった観光誘致のほうを進めるならば、いかがなものかなというふうに思います。

例えば、3町で縛るならば、奥のほうに行くための3町村であって、私ども入り口は、ただ通過点ということにもなりかねますので、そういったことがないように、私どもは近場で西原村に来ていただいて、西原村で金を落としていただきたい。日帰りでもよろしゅうございますので、そういったことはできないかなということも考えております。

そういった方面で、少しは西原村独自の観光誘致をするならばなというふうなことも考えておりますので、そこら辺はご理解いただきたい。もちろんよその町村と連携を取るのも必要でありますので、それはそれとしてやっていきますけれども、主な方法は西原村独自の観光誘致のシステムをつくるならばなというふうに思っていますので、どうかご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）3回目の質問を行ってください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

西原村は、ご理解をいただきまして観光協会を立ち上げてさせていただきまして、本当に感謝いたします。今までずっと観光協会がなかったものから、西原村はどこに連絡をしていいのかわからないというふうなご質問をいろんなところからいただいておりましたが、今回はもう観光協会が立ち上がったので、そちらのほうでお受けするという形になっております。

また、先ほども言いましたように、西原村に住まれている村外からの方たちが、西原村はすてきな場所であると、観光に来て、それから移住定住を決めましたということも多くの方が言われておりますので観光にも力を入れていけば移住定住にもつながるというふうに私も思っておりますので、どうかこれからもなお一層の力を入れていただきたいと思います。以上です。終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）受領番号2番、1番議員、尾崎幸穂君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）おはようございます。1番議員、尾崎幸穂です。

通告に従い質問させていただきます。

本日は2点、自転車損害保険加入の義務化と交通安全について、あとは交通事故防止対策について伺います。

まず、1点目の自転車損害保険加入の義務化と交通安全について伺います。

自転車は、手軽な移動手段として村内でも、買物や通学、通勤、レジャー目的での使用など、いろいろ用途で利用されています。

手軽に利用できる自転車ですが、自転車事故により相手の身体を害した場合に加害者が数千万円もの高額な賠償責任を負う事例もあるというのは、以前テレビでもよくあっていたと思います。こういう事例があることから、熊本県でも平成27年度に施行された熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の中に保険への加入努力義務が規定されました。

この条例の中での努力義務の対象となるのは、未成年者を除く自転車利用者に対して、自転車損害保険の締結その他必要な措置を講じるように努める。学校の長、業務で自転車を利用する事業者、小売業者に対しては、自転車損害保険への加入の必要性を啓発及び自転車損害保険に関する情報提供に努めるとなっております。

また、現在開催されております熊本県議会において、本条例の一部を改正する条例の制定が可決されますと、自転車損害保険への加入努力義務から保険への加入が義務化になります。これは、令和3年10月1日より施行となっておりますが、この改正により、未成年者を除く自転車利用者、保護者、業務で自転車を利用する事業者、自転車貸付け業者は、自転車損害保険に加入しなければならない。また、学校の長、小売業は、自転車損害保険への加入に関する情報を提供するように努めるとなっております。

一応、義務化になりますが、罰則などはございません。ですが、これが施行されると、関係各所、事務所、小売店、自転車貸付け業者のほうには通達があると思いますので、新規で熊本県内の小売店での自転車購入の際には、小売店側から購入者に対して自転車損害保険への加入の義務化などの情報提供がなされると思います。ですが、現在既に自転車を所持されている方やインターネットなどで県外から自転車を購入される方には、義務化の情報が届かないと思います。

村として自転車損害保険加入の義務化の周知などの取組をされますか。また、されるとしたらどのような取組をされますか。村長にお伺いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）尾崎議員の質問であります自転車損害保険加入の義務化と交通安全について、お答えをさせていただきます。

本件に関しましては、ちょうど2月の県議会で先ほど言われましたように上程されたとのことでありますが、これまで熊本県は、私の知つとることで、2015年以降、努力義務としてきました。しかしながら、罰則がないということから加入率は低い状況が続いているとお聞きをしております。ちなみに、令和2年4月1日時点での全国の加入状況は、努力義務も含め26都道府県でございました。

さて、自転車損害保険加入の義務化がクローズアップされてきた背景には、議員も今言われましたように、自転車に関係する重大事故の増大にあると聞

いております。その原因としては、スマホ片手のながら運転とか、そういったことが挙げられ、コロナ禍による自転車利用者の増加が挙げられております。しかも、事故の損害賠償額が1億円近い判例も出ておるといことでもあります。また、これまで出された判例のうち、請求対象者が学齢期の子どもであったケースがあります。このような場合には保護者が代わって支払う義務がありますが、容易に払えるような額ではございません。このようなことから、被害者救済の観点からも、この自転車損害保険の必要性がクローズアップされてきたものだと判断をしております。

本村では、自転車損害保険の義務化以前に、このような悲惨な事故が起きないこと、事故を起こさないように予防することが大事だと、今のところ判断しております。これまで児童・生徒の安全通学を第一に、道路の拡張や設備の補修、改修及び信号機の設置要望等を行ってまいりました。今年度も警察署、熊本県関係者、学校及び役場各課と現場視察や対応を協議したところでもございます。

さて、今回の質問を機に、本村で一番自転車の利用頻度が高い中学生を対象に実態調査を行いました。その結果、令和3年度の自転車通学生は全校生徒203名の83%に相当する168名でございました。朝の登校風景を見てみますと、100%の生徒が視認度の高い蛍光色の安全ベストを着用しております。保護者の理解や生徒の安全運転意識に加え、ここ最近では生命の危機に関わる重大事故発生のご報告はございません。これは大変うれしいことであります。

また、早朝から、村内の児童・生徒に対し、地域の方々や学校関係者が要所ごとに協力して交通指導に立たれておられることも、村の事故防止率が高い要因ではないかと思っております。

だからといって、事故が起きない保証はございません。朝の通学時間帯の交通量を考えると、事故の不安は拭えません。これまでも中学生のヒヤリハット事例は何件か起きていると聞いております。この後、保険の加入状況の詳細については、教育長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（山下一義君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）お答えさせていただきます。

尾崎議員におかれましては、日頃より本村教育行政に対し、一方ならぬご理解とご協力を賜っております。心より感謝申し上げます。

さて、先ほどの村長の答弁にもございましたが、これまで幸いなことに児童・生徒の重大事故というのは起きていませんが、それは、これまで重大事故防止の観点から、信号機や横断歩道等の舗装、それから路側帯の明示等の環境整備等が大きな要因になっているのではないかと考えております。とは申しましても、議員もおっしゃられましたが、多くの方がお感じになられているように、以前と比べて交通量はかなり増加しております。日々、交通事



故の不安は拭えない状況にあります。

今現在、この実情を心配した地域の方々が、河原校区は犬の散歩を兼ねた「わんわんパトロール」として、そして山西校区では「お助けバーバ隊」と命名した方々が児童と一緒に学校まで同伴してくれています。多くは民生委員の方々が中心になられておりますけれども、このように多くの方々が子どもたちの安全通学に対して非常に興味を持っていらっしゃると思います。そして、多くが全くのボランティアでございます。頭が下がるところでございます。

そして、さらに、この議会の中でも、中西議員からは、中学生の保険の加入について、さらに積極的に取り組むようにというふうなお話もいただいておりますし、西口議員からは、事故防止のための環境整備については今後とも一層の努力をとということも承っております。そのようなことを受けて、これまで中学校に対し連絡、指導を行ってきたところです。ですから、私の一方的な解釈かもしれませんが、以前よりは交通安全の意識は向上しているのではないかとこのように思っているところでございます。

しかしながら、自転車保険に関しては完全ではありません。これまで、専門業者による自転車点検等のTSマークによる補償をはじめ、自転車保険、そして自動車保険とセットになった個人賠償保険などに加入しているようですが、これ以外にも、加入の有無は不明ですけれども、最近では火災保険や自動車保険とセットになった保険等も入っております。ただ、おっしゃられましたように、義務ではありませんでした。

ですから、現在のところ、昨年4月時点での加入状況を調べさせていただきましたら、中学生168名中156名、パーセントで言えば77%ですが、加入しておりますが、加入していないのが12名になります。これは何らの保険にも加入していないというところでございます。そこで、今後は、一般の方々も含めてでございますけれども、県の方向を見定めつつ、学校やいろんな村の各課とも協力をしながら、これまで以上に保険加入の啓発を行うと同時に、自転車運転者の安全運転マナーの向上に努めてもらうように指導、協力をしていく覚悟でございます。

ただ、問題点は、ご指摘いただいたように、義務化しても加入していない者への罰則規定はございません。ここを克服するには、やっぱり学校教育が大事だと思っております。学校長の場合には指導義務が課せられますよね。ですから、これを最大限活用しながら、入学後の安全指導の中で、具体的な事案事例の紹介、そういったものも入れながら、さらに賠償責任の情報等も入れながら、保護者等に連絡をする、あるいは紹介する等のことも考えて、これまで以上に自転車賠償保険への加入率を上げるための取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）2回目の質問を行ってください。

○1番議員（尾崎幸穂君）ただいま教育長からお返事をいただきましたが、少

し詳しく伺いたいののですが、現在行われている学校での交通安全教育などや交通安全教室、また中学校での自転車通学者に対する学校側からする点検・整備は、どのような取組になっていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

2点目の質問だというふうに理解していいですか。

これは、あくまでも例年の話でございますが、例年は、各小・中学校では、年度初めに村内の交通指導員の方をお招きして交通教室あるいは一斉点検等も行ってきているというふうに聞いておりますが、しかしながら、今年度は、大変残念なことでございますけれども、臨時休校等もございましたし、コロナ禍でありましたので、このような大事な学校行事は削除をさせていただきました。

ですから、中学校では、年度当初に自転車通学を希望する生徒に、一応申請のときに、点検義務をしておりますので、これも専門の方に見ていただいて自転車点検をしていただく、それだけにしかありません。もちろん申請時には保険の有無の確認をしておりますので、先ほどのように77%の生徒が入っているということが確認できていますけれども、それ以外にやっていることといえば、学期に1回の生徒会の安全委員会で点検票を基にした安全点検を行っているというところがございます。ご心配をさせていただいております専門業者による点検はできていません。これが今後とも考えていかなければならないことかなというふうに考えています。

また、小学校でございますが、例年、4月入学直後に地域の交通指導員をお招きして、新入生は、1年生ですね、これは登校指導を兼ねて他学年と一緒に交通教室を開催します。特に、新入生は外に出て、学校から出て指導するケースが多いんですけれども、今年度は新入生だけは交通指導員をお招きした指導をできていますけれども、他学年は学級ごとの指導で終わっています。

次年度以降は、交通事故の増加に対する備えというものを意識すると同時に、もう一つ懸念事項がございます、学年末に近づくにつれて増加しました不審者情報が年度末からずっと続いております。ですから、地域を挙げて子どもたちの安全に対する配慮と協力を呼びかけていきたいと思っています。これはもちろん交通指導も含めてですけれども、ご協力をお願いしていきたいと思っております。どうぞ議員にもこれまで同様のご支援とご協力のほどお願いするところがございます。以上です。

○議長（山下一義君）3回目の質問を行ってください。

○1番議員（尾崎幸穂君）今の質問に対するまとめなんですけれども、交通安全指導を学校で行っていて、重大な事故が起こっていないという話をお聞きしましたが、重大な事故ではなくても、自転車対車での、けがはなくても、その場で終わらせてしまっている事故というのは、村内でも結構あっており

ます。

子どものほうも車と当たってしまって、びっくりして、大丈夫ですという形で、そのまま別れてしまって、実は動かしてみたら自転車が壊れていたなどの事例とかもありますので、その安全指導の中で、例えば何かにぶつかった、事故が起こったとき、その場ですぐ学校、保護者に連絡するなどの対処法なども入れていただけると、子どもたちも安心しますし、自転車が壊れてしまった後の補償などもできるかと思いますので、その辺のご指導もよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

交通事故防止対策についての質問です。

県道206号線、質問状ではローソン西原店とナフコ西原店の三差路の件になっていますが、大きく言うと、この路線の話になります。まず、この質問状の三差路なんですけど、見通しはいいんですけれども、緩やかなカーブのところになっているせいか、ローソンから出る車、向かい側のガソリンスタンドから出る車、道から出る車などの情報量が多いせいで、事故がよく起きています。

人身ではないので、多分上がってはいないとは思いますが、緊急事態宣言の解除など、県内でコロナワクチンの接種なども始まったりなどして、外出を自粛していた皆さんが観光に出てくる機会が多くなると思います。新阿蘇大橋の開通に伴いまして西原村、この206号線の交通量も年末になるとだんだんと増えていっているような状況です。この交通事故防止に向けて、何らかの対策はできないでしょうかという質問です。

俵山からだど、ここの先のほうになりますローソンの先の押しボタン式の横断歩道があるんですけども、そこは手前に予備信号があるにもかかわらず、その押しボタン式の横断歩道を青になって子どもが渡っているとき、また渡ろうとしているにもかかわらず、車がそのまま信号無視をして通っていくなどの事例がいまだに、道が広くなった今でもよく耳にします。

こういうことで子どもたちに危険が及ばないためにも、カーブのところなどに交通事故防止の対策などができないかなと思っております。村長、お願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）交通事故防止対策についてでございます。

要するに、堂園小森線のローソンとあそこの間の三差路というふうに理解しております。見通しはいいということで書いてございますけれども、この三差路は県道と接続する場所であることから、県道の通行車両が多い場合は十分な安全確認が必要な場所として理解しております。

当然ながら、道路交通法を遵守した安全運転をするのが自動車運転免許を持っている者の義務として思っております。当該三差路から県道への進入に

については、見通しはよく、一時停止の標識も設置されておる状況でございます。緩やかなカーブという、カーブを外側から入ってくるということで、一番見通しがいいと。逆の場合は、なかなか竹の陰から出てきた車の見通しが悪うございますけれども、一番いいカーブであって、緩やかなカーブだから見通しはいいというふうに思っております。

交通事故防止の対策として、車両の停車への注意喚起をするために看板設置や道路へのペイントによる視覚効果によるスピード抑制を促す等の対策等が考えられますけれども、道路管理者や警察と協議して段階的に取り組んでいくなればなというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、質問を行ってください。

○1番議員（尾崎幸穂君）同じく206号線のファミリーマート西原店のところも事故が多いのですが、ここはまた道が広くなると思いますので、何らかの策が講じられるとは思いますが。

ただ、先ほど言ったところの事故におきましては、ローソンのそば、駐車場が、子どもたちの待ち合わせ場所になったりとか、そういうことがありますので、車同士の事故があって、それがその後に子どもに当たったなどの二次災害が考えられますので、そこら辺のところはよろしく願いいたします。以上で質問は終わりますが、何かありましたか。じゃ、お願いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）そういった事故防止については、堂園小森線にはいろんな対策を講じています。

以前は、この道路にも歩道にガードレールがございませんでしたけれども、それをつけて子どもたちが安全に通られるようにということと、横断歩道を青くしたりとか、そういったことも含めてやっております。この堂園小森線の集落内のことだけを考えても、あのような交差点は幾つもございます。例えば、ご指摘のローソンの隣の交差点もそうですが、この手前から行くと、実乃花から出てくるところとか、西原台から出てくるところとか、これも、こういったところは割と少ない、意外なところから出てくるところということで、運転される方も気のつかないところもございます。

それから、もう一個には、こうのとりの保育園もございます。あそこから出てくる車とか、南部工業団地から出てくる車もございます。いろんなところから出て、一番西は、秋田田中線かな、田中高遊線かな、あの道路もございますので、いろんな道路がございます。そういったところも車も多いところですよ。田中高遊線あたりは、河原地区から出て来られる方、あるいは高遊の西のほうの集落から出てこられる方とか、いろんなところがございますので、いろんな対策と言われましても、今後検討してはまいりますけれども、全ての箇所を検討しなくちゃならないのか。そこら辺を警察に行ったらうんざりするかも分からんけれども、警察に行って、それができるかできないかは、

私どもが今、はい、します、できますという答えは出ないということであり  
ますので、そこら辺は慎重にいろんなことを考えながら進めていくなればな  
というように思います。以上です。

○1番議員（尾崎幸穂君）質問は以上です。ありがとうございました。

警察とかと話し合いもあるとは思いますが、そういう事故があるところが上  
がってきたのを各区のほうに、区長さんとかに回していただいて、危ない箇  
所をお知らせするとか、例えば、役場のホームページのほうでは通学路の危  
険箇所などは出ていましたが、そういうところでも少しずつ上げていただけ  
るといいなと思っております。よろしく願いいたします。以上です。あり  
がとうございます。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時04分）

（午前11時18分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第5号、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙  
運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

議員の皆さんにお知らせします。

保育園長が体調不良のため退席をしておりますので、ご了承をお願いした  
いと思います。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）それでは、議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費  
負担に関する条例の制定について。

西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例を次のように制定することとする。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、西原村議会議  
員及び西原村長の選挙に係る選挙公営制度に関する条例を整備する必要がご  
ざいます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから皆様にお配りしております別紙により説明をいたします。

西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例（案）の概要をご覧ください。

初めに、条例制定の趣旨でございます。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日公布され、12月12日  
施行されたことに伴い、村議会議員及び村長の選挙に係る選挙運動用自動車

の使用、選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用ビラ作成に要する費用の公費負担に関する事項について、条例で定める必要があることから条例を制定するものでございます。

次に、法改正の内容でございます。

1点目として、選挙公営、公費負担の対象拡大として、町村議会議員選挙及び町村長選挙が対象となり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の費用が新たに法定の範囲内で対象とされました。

2点目として、町村議会議員選挙におけるビラ頒布について、これまでは禁止とされていましたが、上限1,600枚と規定した上で解禁とされました。

3点目として、町村議会議員選挙における供託金制度が導入されました。参考までに、各選挙区分における内容を記載しております。

2ページをお願いします。

条例制定の内容でございます。

選挙運動用自動車借入れ、ポスター作成費、ビラ作成費の公費負担について、法定単価に基づき規定いたします。公費負担額等につきましては、記載のとおりでございます。

施行期日は、公布の日から施行とします。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

公職選挙法の改正ということでありまして。本村は3年半後になってくるかと今のところは思っていますけれども、一つ確認です。

今回、新たな条例の制定ということですので、少し確認をしたいと思いません。

今までの選挙は自己負担で全てを賄っていたということですが。自己負担の中には支持者の皆さんからの寄附金も含まれるということでもありますけれども、選挙カーについて少し聞かせていただければと思います。

この第3条におきましてであります。車、有償契約の締結云々という条例の条文が入っております。その後には4条関係が出てきております。ハイヤー契約とかいうお話でありますけれども、各候補者様々な形態で今まで契約をしております。車体そのものの有償契約の方も今までおったということも1点、その方々は全て該当するのだらうと思っておりますけれども、部分的に選挙という七つ道具の中の一つ、遊説カー、遊説カーの中にはスピーカー設備、これは候補者の特権であります。通常は、政党以外の無所属の方は、選挙期間中以外は、スピーカーを持って、自分の施政だったり、そういうことを公

に向かって発言しながら公道を走ることは禁止されています。そういったことで、この選挙期間中だけは特別ということで、車は自分の車でありながら看板をつけたり、スピーカーを含めて今のところつけられとる方もおられます。そういった形の契約は、車だけは自分のもの、あとは契約して借りるといってお話になってくるかと思えますけれども、そういった方々はこういった公費になるのか、総務課長、ちょっと分かりますか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回、法改正に伴いまして、条例として制定する中で想定しておりますのが、議員のご質問のまず車両につきましては、自動車等の借入れというのが想定されております。大きくタクシーとかハイヤーを借り切って、当然、業者との契約を結んでいただく必要がございます、それで一括で借りるといふ契約ですね。それと、その他の契約という形での個別の契約方式ということで自動車だけの借入れを契約する場合とか、燃料の供給の契約とか、あと運転者の雇用契約というのが大きくございまして、車は自分の持ち物でスピーカーだけというのが、なかなかあまり例としてあるのかなとは思いますが、今はっきり申し上げられるのは車の借入れということでございますので、備品まで含めた形での1台の借入れ契約というのが普通の形かなと想定いたしておりますので、その細かい自分のこれは借りるといふ分につきましては、ちょっと今後確認をしていきながら対応する形になるかと思えます。

○議長（山下一義君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）一応、条文の解釈の中の附則とかでうたうのか、要綱とかまたうたわれるのかなと今は思っていますけれども、大体条文というのは大枠だけを決めるやつであって、その後、各々の契約の仕方のほうが、次の選挙ぐらいから当然変わらざるを得ないのかなというふうに思っております。これを決めるのは選管になるのかな。条例を制定した場所の所管が総務課でしようけれども、その辺も少しご紹介願えればと思えますけれども、基本的には先ほども申しましたところが一番引っかかってくるかもしれないと。

日頃看板を自分で持つ候補者というのはおりません。1回目はつくりましたけれども、2回目は、放送設備までつけとる、自分で持つとるという候補者はなかなかおらんと。日頃何か音響的なことをしていない限りか、趣味でそういうのを持っている方々しか、なかなか該当しないのかなと。車は日頃持っています。その中の保険の加入で警察、道交法の中で縛りが入っただけですので、自分の車を使うということは十分あり得ると。ただ、候補者が主たる方なのか、選挙の代表者にそれが行くのか。要するに事務所側ですね。ということでありますので、少しそういうようなことがあるということだけはご了解願いたいと。各々判断に入っていくんだと思えますけれども、

最終的にはどこが判断するのかだけを提示願えればと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今、条例という形で案を示させていただいておりますが、当然ながら、これに附属するものとして、規則等で細かいところは規定を定めるという手続を今後取っていきます。今の国の法令に示されている範囲では、選挙管理委員会のほうに、届出、契約書を含めですけれども、いろいろなものを届け出るという規定のつくりになっておりますので、最終的な所管は選挙管理委員会という形になります。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第5号、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第6号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置するため条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙により説明をいたします。

西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要を



ご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

新たに、西原村地域福祉センター改修等検討委員会及び西原村総合型スポーツクラブ設立委員会を附属機関として設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例で規定するため追加改正するものでございます。

次に、主な内容でございます。

別表を、以下の記載内容を追加し改正いたします。

施行期日は、令和3年4月1日から施行といたします。

参考資料として、新旧対照表を4ページから添付しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

本当は聞いてほしかったんだけど、また。

今回、新たに2つの委員会を設立すると。メリット的には、当然公費を賄えるということが主たるところだと思います。任意でつくっていたら、なかなか公費で出せないというところで、まず産業教育委員会の中では、下の総合型スポーツの設立委員会の設置についての説明は受けておりますので、これは村長部局のほうですね。社会福祉、社協の委託をして管理していただいている福祉センターの改修等の検討委員会の設置ということでもあります。

当初予算のほうで、その辺がうたわれておるかと思えますけれども、人員的にはどういう人員で委員会を設置するのかな。執行部側で検討委員会ということはあると思えますけれども、民生委員さん方等が当然あると思えますので、これは課長のほうで答え願えればと思えます。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）今、宮田議員のご質問にお答えいたします。

委員につきましては、当初予算のほうで上げさせていただいた10名を予定しております。

その中には、議員さんを含めて学識経験者と関係機関の職員と関係団体の役職員と、また、どうしてもその他村長が必要と認めた者という形で、10名でまずやらせていただきたいと。あくまでも、その中でいろんな問題等があれば、また人員等の検討はやらせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

村長もこれは施政方針の中でも述べられております。老朽化と手狭、それ

と団塊の、自分の世代ですね、2040年近くの問題も含めまして、非常に早めにやっていかにかいかんということで今回上がってきたと思います。

今、稼働していますので、なかなかその辺も進めていくのにこういった検討をしていかなければならないというところだと思います。早期に計画していただいて、ぜひとも来年度当初でも形が表に見えてくるように委員会の方々には頑張っていたきたいと思っていますので、これは委員会ですから、村長の諮問機関というふうな位置づけだと思いますけれども、村長のほうから意気込み等がありましたらお聞かせ願えればと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）これは委員会、私は申しておりましたけれども、要するに2025年、団塊の世代が全て後期高齢者になるということで、その後は社協を利用する方も多くなると。その前に対策を講じておかなければ、今の施設がかなり老朽化しております。特に控室の辺りは毎年修理をしなければならないというような状況でありますので、その老朽化と併せて、利用が増えるならば、あの広さでは足りないということになりますので、検討委員会をつくって、まず概算で、どちらのほうをどう広げるのか、簡単な図面をつくって、そして、どちらのほうか用地交渉もしなくてはならないと思いますので、そこら辺も含めて、まずそこが第1段階。

そして、第2段階はどういった形で施設を造るのか、内容をどうするのか。そこらを含めて検討するならばなということにしたいと。そして、いつ頃を完成の目標にするのか、そこら辺も含めてやっていくなればなというふうに思います。

すぐ来年から工事になるということはありませんけれども、まずそこら辺の方針といいますか、青写真をつくって進めていくならなというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第6号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第7号、西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

(住民福祉課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○住民福祉課長(藤吉昌也君) 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由としまして、子ども医療費助成の対象年齢を拡大し、さらなる子育ての家庭の経済的支援を図るため所要の改正をする必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページ以降に、改正の改め文及び参考資料として新旧対照表をつけさせていただきます。

ここからは、皆さん方にお配りしております西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要についてご説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨、先ほど申しましたが、子ども医療の対象年齢を拡大し、さらなる子育て世帯の経済的支援を図るため、所要の改正を行う必要がございます。

主な内容としまして、第2条第1号中、対象年齢の拡大をさせていただきます。15歳から18歳に年齢の拡大でございます。ただし、各社会保険法に加入している被保険者ではない。いわゆる扶養ではないという者は除かせていただきます。

第3条第1項中に、助成対象者は本村に住所を有する者。これは前と変わりませんが、それ以降に「ただし、子どもが施設入所又は就学のため村外に住所を移転した場合であって、当該子どもを扶養している者が本村に住所を有しているときは、対象者とする」と。いわゆる高校の学校の寮とか何とかに行かれています方については、住所を持っていかれる方もいらっしゃいます。その方については、親が西原村にいる方については対象とするという考えでございます。

第3号第2項中に1号を加えさせていただきます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項に規定する自立支援医療費の給付を受けているとき、いわゆる精神通院でございます。

今回の3歳引上げの対象見込者ですが、約200名を見込んでおります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行させていただきます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第7号、西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第8号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、令和3年度から新たな事業運営期間が始まることに伴い、第1号被保険者の保険料の改正を行うとともに、介護保険法施行令の改正に伴う所要の改正を行う必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページに条例改正の改め文、また、その後、参考資料として新旧対照表をつけさせていただいております。

ここからは、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の概要（案）をお配りしておりますので、これにより説明させていただきます。

概要のほうをご覧ください。

西原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）の概要。

議案番号第8号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例。

1、条例改正の趣旨といたしまして、第8期西原村介護保険事業計画策定に基づく保険料率の改定及び介護保険法施行令の改正に伴い、西原村介護保険条例の一部を改正する必要がございます。

2、主な内容として、1、令和3年度から令和5年度までの基準保険料額

を年額8万6,400円から8万4,000円に改正することといたしました。

2、基準保険料額の改正に伴い、令和3年度から令和5年度における保険料の減額賦課に係る保険料率を以下のとおりといたしました。

3、保険料率の算定について、低未利用土地を譲渡した場合等に控除される金額を控除することといたしました。

詳しくいきます。

1、介護保険条例第2条第1項についてです。

保険料基準額を年額8万6,400円、月額7,200円を年額8万4,000円、月額7,000円とするものでございます。その下に表として所得段階による保険料の比較をさせていただいております。保険段階、保険料率、第7期保険料、第8期保険料の順に横に読ませさせていただきます。

第1段階、0.5 (0.3)、4万3,200円 (2万5,920円)、4万2,000円 (2万5,200円)。

第2段階、0.75 (0.5)、6万4,800円 (4万3,200円)、6万3,000円 (4万2,000円)。

同じく、第3段階は第2段階と同額でありませんので、読み上げさせていただきます。保険料率0.75 (0.7)、6万4,800円 (6万480円)、6万3,000円 (5万8,800円) です。

第4段階、0.9、7万7,760円、7万5,600円。

第5段階、1、ここが基準額です。8万6,400円、8万4,000円。

第6段階、1.2、10万3,680円、10万800円。

第7段階、1.3、11万2,320円、10万9,200円。

第8段階、1.5、12万9,600円、12万6,000円。

第9段階、1.7、14万6,880円、14万2,800円。

2、介護保険条例第2条第2項から第4項についてです。

平成27年度から公費を投入し、低所得者、第1段階から第3段階に該当される方の介護保険料を軽減することとする介護保険法の改正が行われております。実際に賦課する金額を1の表の括弧書きに表しております。

3、介護保険条例第5条、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地を譲渡した場合には、税法上の特別控除として低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができますとされております。これに伴う介護保険法施行令の改正に伴い施行するものであります。

ちなみに、低未利用土地とは、空き地、空き家などの未利用土地、一時的に利用されている資材置場などの低利用土地の総称でございます。

3、施行期日、令和3年4月1日からとしております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長 (山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ございませんか。

6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君）6 番、中西です。

私も策定委員会にも参加しまして、専門の方々がこの金額でいいという決断をされたということを体験しております。今回減額ですけれども、やっぱりそれは地域である程度、スーパーサロンではありませんけれども、やってこられた方々の少しはそういった成果が出てきているのかなと思っています。

まず、伺いたいのは、市町村名は結構ですけれども、近隣町村の動向というのはいかななものか。単価的に、やっぱりこれぐらいなのか、そうではないのかというのをちょっと伺いたいのと、もう一つは、後でも結構ですけれども、第1段階とか第9段階、大体所得の何とかとか、ちょっと具体的に分かるようにおっしゃっていただくといいかなと。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員のご質問にお答えいたします。

今回、第8期計画では保険料を、月額ではありますけれども、200円引き下げのような条例改正を提案させていただいております。

先ほど中西議員も言われたようにスーパーサロン等における地域での介護予防活動等の成果も、当然、今回の引下げの要因に寄与しているというふうにも思っております。

また、第7期の計画の中で、それ以前の第6期と比較して保険料を引き上げさせていただいておりました。やはり熊本地震等の影響で、当時そのあたりを考慮した中で、保険料を算出しておりました。ただし、今3年間において、当初の想定された給付費等を下回る結果となり、3年間で積立てといえますか、余剰金が発生いたしました。そういう部分を保険者の方に還元するという意味でも、今回200円の引下げをさせていただくというふうにしております。

それでは、先ほどの中西議員の質問で、近隣市町村、今回の第8期計画で保険料はどういった動向になっているかというご質問ですけれども、やはり前回の第7期では西原村は県下で料金的には2番目でした。1番のところは月額7,300円が2町村ございましたので、うちは実質3番、7,200円という形でした。今回、近隣町村では、一番高いところで7,500円を想定されている町村もございます。また据置きの7,300円を維持される町村もございます。そういう中で、今回提案しております7,000円というのは、これは暫定ですけれども、県下で大体4番目か5番目ぐらいではなかろうかというふうに、同額等も入るので分かりませんが、そのあたりかなというふうに考えております。

すみません、中西議員、もう一つの質問は……。 （「所得段階層」の声）

所得の段階層でしたね。申し訳ありません。

ここで一部お話しさせていただくならば、第1段階の方は、生活保護を受給されている方、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けられている方、世帯全員が住民税非課税で前年度合計所得金額プラス課税年金収入額が80万円以下の方、この方たちが第1段階です。第2段階までお話しさせていただくと、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額プラス課税年金収入額が80万円超を超え120万円以下の方々が第2段階というふうになっております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）もう質問そのものは終わりますけれども、つい先日の熊日で国保の件とかが出まして、やっぱり村民皆さんも数字はとても敏感かと思えます。少しでも下がっているというのが見えればちょっとはいいのか。それと番数も何か少しは下がっているような形でおっしゃられましたので、多分この件もじきには熊日あたりには載るのかなと思っています。それでちょっと伺いました。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第8号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時02分）

（午後 0時58分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6、議案第9号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に基づき、管理者要件の適用を猶予するため、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページ以降に条例改正の改め文、参考資料としての新旧対照表をつけております。

ここからは、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきます。

概要のほうをご覧ください。

#### 1、条例改正の趣旨。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、西原村指定居宅支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があります。

主な内容として、平成30年度介護報酬改定の際の基準省令の改正により、居宅介護支援事業所の管理者の要件は「介護支援専門員でなければならない」から「主任介護支援専門員でなければならない」に変更されました。

その際に、平成33年（令和3年）3月31日までは変更後の要件の適用を猶予する経過措置が設けられておりました。

今般の省令の改正により、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、上記の猶予期間を令和9年3月31日まで保険者の判断で延長することができるようになったことに伴い、このとおり延長できるよう本条例の一部を改正するものでございます。

施行期日。

令和3年4月1日から適用するというふうに表現しておりますけれども、施行するに変更をお願いします。



ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

また、参考として、居宅介護支援事業所とは何ぞや、介護支援専門員、主任介護支援専門員とはという文言の説明を参考としてつけさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本でございます。

今回の件で、主任介護支援専門員というのが必要ということになっておりますけれども、こちらの資格を取れるという方は、今現在、言わば西原村で言えば、のぎく荘になると思っておりますけれども、何人おられますでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの坂本議員の質問にお答えいたします。

事業所として社会福祉協議会、みどりの館、そよ風、3施設ございます。その中で、社会福祉協議会で言わせていただければ、現在、主任介護支援専門員が2名在籍されております。1名は包括支援センター、1名は社会福祉協議会のほうに在任されておりますが、社会福祉協議会におられる1名の方が3月末で退職をされるというふうにも伺っております。そこで、包括を含めた全体で主任介護支援専門員が1名になるということで、今お話を伺っております。

そういう中で、資格という点においてですけれども、現在、社会福祉協議会のほうに介護支援専門員の資格をお持ちの方が1名おられるということで、この方が主任介護支援専門員の資格を得られる条件としては、まず専門員としての実務期間が5年、その後1年かけて研修を受けていただいて、計6年、研修期間も含めて6年すれば主任介護支援専門員の資格が得られるということで、現在は3月末で1人になると。その後、この介護支援専門員の方を次の主任介護支援専門員として育てるということを継続してやっていかれるというふうに話を聞いております。以上です。

○議長（山下一義君）5番、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

これは、兼任はできないと思っておりますけれども、今回、資格者が減るということで、資格者が1人しかいないと。それに資格者を育てるためには、また資格が要りますので、それでも2人ということで、これからもそういう資格は今から続くと思っておりますので、今後その育て方というのは、やっぱり年数がかかりますけれども、5年ほど資格を持っていないと駄目とか、そういうものがありますので、次に育てる方とか、その辺の感じはどうなっていますで

しょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）やはり最低でも6年、介護支援専門員の資格を取ってから経験年数が必要ということで、社会福祉協議会のほうにも、そのあたりの計画的な研修を行うよう含めて、指導なり助言を行ってきているところです。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○5番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第10号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、西原村国民健康保険条例の一部を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページ以降に、条例改正の改め文及び参考資料として新旧対照表をつけさせていただいております。

ここからは、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

をお配りしておりますので、これにより説明させていただきます。

概要のほうをご覧ください。

1、条例改正の趣旨。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）附則第1条第2項が今回の法律改正により削除されたことに伴い、定義を具体的に書き下ろす形に改めるため、条例の一部を改正するものであります。

2、主な内容として、令和3年法律第5号により改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律により、「新型コロナウイルス感染症に関する特例」附則第1条の第2項でありますけれども削除されました。

この附則第1条第2項については、新型コロナウイルス感染症に関する特例で、目下猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症について定義されております。西原村国民健康保険条例において、傷病手当金の範囲に該当する新型コロナウイルス感染症の定義として引用してございました。

今回の附則削除に伴い、新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、以下、感染症法と申しますけれども、第6条第7項3号に新型コロナウイルス感染症が新たに定義されましたが、目下猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症だけでなく、将来新たに発生する新型コロナウイルス感染症も含むものとなっております。

一方、傷病手当金は、目下猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症への対策を目的としているもので、改正後の感染症法を引用して定義することはなじまないと考え、新たに本条例内に具体的に定義を書き下ろす形で改正を行うものであります。

なお、今回の改正については、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」において、特措法附則第1条第2項を引用している条文について同じ改正をしており、それを準用した形となっております。

また、傷病手当金の内容については、従来と変更はございません。

3、施行期日。

公布の日より施行するとしております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第11号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) 議案第11号につきまして説明いたします。

議案第11号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由としまして、西原村中央簡易水道事業と西原村万徳簡易水道組合事業の事業統合を行うに際し、給水区域の編入及び水道事業認可申請に合わせた区域とするため、条例を改正する必要がございます。これが、議案を提出する理由でございます。

続きまして、主な内容を説明いたします。

3ページをお願い致します。

新旧対照表でございます。左が改正後、右が改正前の給水区域となっております。

改正後に関しまして、第2条第1項第1号、大字鳥子の給水区域に葛目谷の一部を追加。第2号、大字小森の給水区域に万徳原の一部、畑鶴の一部、畑村の一部が追加、名ヶ迫鶴の一部に関しましては、一部を除き、名ヶ迫鶴全て給水区域となります。

続きまして、5ページをお願いします。

給水区域につきまして、左が改正後、右が改正前の比較表となっております。右の改正後の赤で着色している部分が、今回統合した際の給水区域編入予定箇所となっております。

今回、本条例承認後、県から変更認可が下り次第、村営水道と本管接続工事を行い、令和3年7月1日より正式に統合する予定となっております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第12号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度西原村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,710万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,632万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

2 総務費、1 総務管理費、熊本地震語り部育成事業110万円、住まいの再建継続利用支援事業7,972万9,000円、小森団地利活用事業3,500万円。

5 農林水産業費、1 農業費、産地生産基盤パワーアップ事業1,448万7,000円。

6 商工費、1 商工費、鳥子工業団地第2調整池整備事業4,509万3,000円、新型コロナウイルス感染症対策関連補助事業1,200万円、ワンピースナミ像設置事業427万5,000円。

7 土木費、項2道路橋りょう費、村道維持補修事業（単独）1,617万2,000円、道路新設改良事業1億3,497万9,000円、道路橋りょう震災対策事業1,065万2,000円、宅地耐震化推進事業300万円、小規模住宅地区改良事業3億2,100万円。

9 教育費、3 中学校費、西原中学校給食室・ランチルーム改築事業3億864万4,000円。

10災害復旧費、1 農林水産施設災害復旧費、現年度農地等災害復旧事業5,885万円。2 公共土木施設災害復旧費、現年度道路橋りょう等災害復旧事業5,085万1,000円。

7 ページをお願いします。

第3表、地方債補正でございます。

1、追加。起債の目的、14減収補てん債、限度額940万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

2、廃止。8 農林水産業施設災害復旧事業債（農地等災害復旧事業・現補災）、限度額230万円。

3、変更。起債の目的、2 公共事業等債（小規模住宅地区改良事業）、5 緊急防災・減災事業債（小型動力ポンプ付積載車購入事業）、6 緊急自然災害防止対策事業債（単県急傾斜崩壊対策事業）、7 公共土木施設災害復旧事業債（道路橋りょう等災害復旧事業・現補災）。

補正前、限度額1億6,420万円、2,450万円、1,330万円、690万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

補正後、限度額2億1,280万円、2,060万円、1,370万円、1,110万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款1 村税、項1 村民税、目1 個人1,877万7,000円の増額補正でございます。項2 固定資産税、目1 固定資産税3,826万円の増額補正でございます。

11ページをお願いします。

款6 地方消費税交付金、項1 地方消費税交付金、目1 地方消費税交付金1,200万円の減額補正。地方消費税交付金の減額でございます。

款11 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税1,360万円の減額補正。特別交付税の減額でございます。

13ページをお願いします。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目4 土木費国庫補助金6,861万6,000円の増額補正。社会資本整備総合交付金事業の増額等でございます。

14ページをお願いします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金1億3,415万7,000円の増額補正。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等でございます。

15ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金1,435万円の減額補正でございます。中山間地域等直接支払制度交付金等の減額でございます。

16ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目4災害復旧費県補助金1,279万6,000円の減額補正でございます。農地等災害復旧費県補助金等の減額でございます。目5総務費県補助金4,886万1,000円の減額補正でございます。熊本地震復興基金交付金等の減額でございます。

17ページをお願いします。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金8,992万1,000円の増額補正でございます。公共施設整備基金繰入金等の増額でございます。

18ページをお願いします。

款22村債、項1村債、目2公共事業等債4,860万円の増額補正。小規模住宅地区改良事業の増額でございます。

次に、20ページから歳出でございます。

22ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費1億165万3,000円の増額補正。公共施設整備基金積立金の増額等でございます。目8企画費2,781万8,000円の減額補正。ふるさと納税寄附金関係予算の減額等でございます。

23ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目15震災対策費2,306万7,000円の減額補正。地方自治法による災害派遣職員給与等負担金等の減額でございます。目17住宅復興費3,500万円の増額補正。小森団地利活用事業外構等改修工事の増額でございます。

27ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目4障害者福祉費1,925万3,000円の減額補正。自立支援給付費等サービス費等の減額でございます。

35ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費1,723万8,000円の減額補正。新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業運営委託料等の減額でございます。

36ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目4がけ崩れ対策費2,026万3,000円の減額

補正。被災宅地復旧支援事業交付金の減額等でございます。目5集落復興事業費1億720万8,000円の増額補正。小規模住宅地区改良事業工事の増額でございます。

39ページをお願いします。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費2億7,295万円の増額補正。西原中学校給食室改築工事の増額等でございます。

43ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費1,669万6,000円の減額補正。農地等災害復旧工事の減額等でございます。

44ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費1,075万1,000円の増額補正。道路橋りょう等災害復旧工事の増額等でございます。

あと、予備費に6,381万円の増額補正を行っております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは歳出の21ページになります。

6諸費の節の負担金、補助及び交付金の地方バス運行等特別対策補助金が減額されております、298万9,000円。この減額はこういった内容での減額でしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

この補助金につきましては、産交バスのほうに補助をしております補助金でございまして、益城から大津までの運行している路線に対しての補助金でございます。

今回の補助金の減額につきましては、当初予算で予算要求を計上しておりました金額から、今回、産交バスさんのほうから補助金として交付申請をされましたところ、必要経費等を勘案いたしまして、最終的に確定した金額での補助金ということで交付申請がございましたので、当初予算の減額の補正ということでの減額でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）今の答弁ですと、ちょっと内容的なものが分かりませんが、これは路線バス等が今までどおりあっていまして、震災等でもいろいろ変わってきたかと思えますけれども、その減額される向こうの理由というのは何でしょうか。



○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

産交バスさんからの補助金の交付申請に当たりましては、現在、益城大津間、6系統路線を運行しております。その実績に基づきまして、産交バスさんのほうでの経常の収入額から経常費用といたしましての人件費とかの車両の整備費等を差し引きましたその金額につきまして、運行距離、年間の走行実測距離を大津町・西原村・益城町間での区間距離に応じて、おおむね案分で計算しておりますが、その金額に基づいて交付請求をされてくるところでございます。

今回の減額につきましては、昨年度の当初予算算定時に、あくまでも概算という形での補助金の交付額での予算取りでございましたので、その分を実際の運行実績に基づいて今回算定いたしますと、その分減額になったというようなところでございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

じゃ、路線バスの本数が減ったとか、距離が減ったとか、そういったものではなくて、乗っている方が多くなったとか、そういったもので関係してくるんでしょうか。距離ではなくて便数が減ったとか、そういったものはないということですよ。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）理解しておりますが、便数が減ったとか路線の本数が減ったということではないかと思えます。

一応、産交バスさんからの経常収入額ということで約382万2,000円ほど出されてきておまして、それから経常的にかかる費用が3,200万円ほどかかっております。その差し引いた分の金額について、益城町と大津町と西原村3自治体のほうで負担して出した補助金額という形になります。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）分かりました。ありがとうございます。

次の質問についてよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）はい、どうぞ。

○5番議員（坂本隆文君）ページは39ページになります。

教育振興費の中の備品の中のタブレット端末購入費が604万円減額になっております。結構な金額だったと思いますけれども、この減額をされていまず根拠をお願いいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）坂本議員の質問にお答えいたします。

今回減額している金額につきましては、かなり大きい金額でございますが、当初、予算取りしまして、入札に付しまして、落札した業者さんのほうの落

札金額がかなり低かった関係上、減額をさせていただいております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

ということは、大分安く落札していただいたということだということで、ありがたく思っております。

また、これを今から運用されていくと思えますけれども、この中には、タブレットでありますから、ソフトであったりアプリだったりとかが入ってくると思えますけれども、当初は、これは入っているかと思えますけれども、これ年度ごとにやはりいろいろ変わってきて、その中身というものが今からはお金がかかってくるのか。その辺をお願いいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまのご質問ですが、今回、学習支援ソフトということで、タブレット導入に関しまして若干購入をさせていただいております。1年間だけということで見込んで、各学校に一つのソフトを入れるということで、今、まだ業者のほうから入ってはきておりませんが、一応もう負担行為で今年度入れる予定にしております。

5年契約もありましたんですが、学習支援ソフトが、かなり毎年毎年、いやつが変わってくるというふうに想定しております。先生たちの利用頻度もあると思えますが、今後を見据えた上では単年度で契約していったほうがいいのかなということで一応思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

ナミ像の現状はどうなっているのか、ナミ、ワンピースですね、あの件はどうなっているのか。どこまで話が来ているとか来ていないとか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）6ページの繰越しのところに出ているワンピースのナミ像の設置事業という形でよろしいでしょうか。

それでは、お答えいたします。

ただいま、ワンピースのナミ像につきましては、本来ならば今年度3月中までに出来上がって設置する予定で当初は進んでおりました。それが、コロナの関係等で、現場のほうの作成状況がまだそこまで進んでいないということでございまして、一応繰り越しまして、だけん新年度中には、時期的にいつとかいう話は、まだ県のほうからも聞いておりませんので、まず最初に設置されるのは西原村のナミ像、その後、南阿蘇村のロビンの像、その後、大津町のゾロの像を新年度中に設置するという事だけは、今、県のほうから

聞いておる状況でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）17ページでいきます。

不動産売払収入というところの法定外公共物の売払収入10万3,000円が、これは本当は、以前は法務局の国の管轄から基礎自治体、市町村に下りてきたところで、ちょっと聞きたいのは、この場所、それと何を売ったのか。主に里道か水路、水路に関係したら総務課の所管じゃなくなるかと思いきやけれども、お聞かせ願えればと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回、2件ございまして、1件目が面積としては15.58㎡ほどでございます。法定外公共物としては水路のほうを売払いしております。もう一件目が面積といたしまして19.46㎡、これにつきましては里道のほうを売払いしております。

両件ともご自分の住宅の敷地内のほうに里道・水路が存在していたということで、法定外公共物の払下げのほうが出ましたので、総務課のほうで手続を取ってお支払いしたというところでございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）受け払い、売っていいというのは議員もみんな知っておるかと思えます。売るのには条件が幾つかあったと思えます。安易に売っちゃいかんというところですよ。

先ほどは、水路もありました、里道もありました。通常ならば基本的には付け替えですね。個人さんの財産で、ここが欲しいけれども、機能を存続せにやかないというのがもともとの理由です。付け替えが第一番に来にやいかんと。これは法務局にあったときはなかなか安易にそういうことはなかなか、なかったんですけども、市町村に置いてから安易になっておる傾向に見受けられます。今、チェック機能はどうやってやっておられますか。復興課長と総務課長、両方お願いいたします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）払下げにつきましては、基本的には復興課のほうで現地立会いとか付け替えの方向性を示して、決まり次第、総務課のほうで売買の価格を決定していただいて払下げという形になっています。

復興課のほうでは、里道・水路に関しましては、全ての関連する所有者の方に同意をもらわないといけないということと、あと区長さんとか水利組合、関係する組合長さんの印鑑ももらって、現地で立ち会って、付け替えまたは払下げが妥当であるかどうか判断していただいて、付け替えにするのか、そ

のまま払下げにするのかを決定しているところです。以上です。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

復興課長が説明しまして、その後に私も総務課のほうに所管として移ってきた場合がございますが、法定外公共物払下げに伴う普通財産売払い事務要綱に基づきまして、価格のほうを決定させていただいております。価格の決定につきましては、固定資産税評価額を基に決定いたしますが、それに基づきまして価格を決定しまして、売却という形の手続を取らせていただいているというところでございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）適切に運用されているものというような答弁です。

しかしながら、特に水利権のほう、下流をたどれば、どこまで水利権があるのか。下流域の方々の水利権まで含めると、非常に多くなると。そこら辺を割愛してはいないかということが1点ありますけれども、なるべくならば、もう全然使っていない水路は、こういうケースが認められるかなど。部分的に引っ張っておった水路、下流域に農地・田んぼがあったところ、が宅地化されて、自然と残っておると。そういう箇所は結構かと思えますけれども、たまたま下流域が耕作放棄地になっておる。しかし、農地のままだというケース等も、ケース・バイ・ケースでいろいろあります。チェック機能がうまく働いていただきたいというのと、特に里道に関しては、それに通らなければいけなかった土地関係の方々の了承がなかなか得られないというのは大体常ですよ。自分のところの宅地内で止まっておるケースを除いては、どこかに付け替えにやいかんというふうな形になるかと思しますので、何かこれが、チェック機能がうまく働いているのかどうかというのが少し心配なところがあります。

そういったことで、逆に今まで使っておって登記を変えるときに気づいたという方が大体主に出ている方々だと思います。住宅を新たに新築したいけれども、建築確認を出そうとしたら、その土地に里道・水路が入っておったというケースが大体だと思えるんですけども、やはりその辺のチェック機能がうまく働かんと、しわ寄せが行政にしか来ません。民間論争になるという話にも、民間同士なのかという話に今度はなってきますけれども、その中に行政が一枚かんでいたという話で、過去に遡っての話になってきますので、その辺うまくチェックを果たしていきたい。売る場合は、相当注意を払って売っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

関連してようございますか。

○議長（山下一義君）はい、どうぞ。

○9番議員（宮田勝則君）法定外公共物というのは、住民の方々もなかなか知らん名称です。里道と水路と思っておけば間違いはありませんけれども、一

般論として聞いていただければと思います。

里道、大体受益者がもともと沿道におられるのが里道・水路の成り立ち、皆さんが整備しながら維持してきたその名残が、昔の江戸幕府から農地、明治には農民にそのまま土地が移るのに関して、そういう残った施設関係をそのまま維持してほしいということで、時代の成り行き上、法定外公共物ということで位置づけられたというふうに承知しておりますけれども、そこを占有するなり何らかの規制をかける場合には、村に届出が必要と。使用権ですね。法定外公共物の用途外使用については認めておりますか。ちょっと確認です。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）一応、用途外使用については、案件によってなんですけれども、認める場合と認めない場合があるかと思います。恐らく村道とかの道路占用とか、そういう関係と同じように考えていただければというふうに思っております。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、もう少しで終わります。

ならば、第三者、ほかの利用者に支障がない場合は、認めるようなケースが出てくるかと存じます。その中で、規制をかけて使用することは、ほぼ不可能だと思いますけれども、見解はどのようになりますか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）周辺の関係者に迷惑がかかる件については、やっぱりいけないんじゃないかというふうに認識しております。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ここで、この質問の最後になります。

そういうふうに思われておるならば、今度は、万が一そういうことが発生した場合、行政指導の対象並びに法的措置に入らにやいかんといった形になります。その期間を幾分猶予期間を持ってやるという姿勢が法の番人たる執行部に課せられた仕事の一番大きなところだと思います。そういったことで、今後そういった事例、都市化する中で、また耕作放棄地等が増える中で、幾分増えてくるかと思えます。

姿勢的な話でいいです。執行権を行使できる役所なのか、できない役所なのか、そういったことを最終確認だけして、この質問は終わります。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）恐らく、そういうふうに他人さんに迷惑がかかったりとかいう条件に関してのほとんどの事例が、周辺住民さんとトラブルがあったりとかいうのが原因だと思っております。一番いいかと思うのが、そういう権利を執行する前に、双方の平等な意見を村のほうで聞いて、公正に判断したほうがいいんじゃないかというのが一番なんですけれども、こじ

れてしまって解決できないような事案につきましては、やっぱり顧問弁護士さんとか警察関係の方に話を聞きながら解決に向けてやっていくしかないんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは、23ページになります。

15震災対策費でございます。西原村復興デザイン策定業務委託料が600万円ほど減額されております。こちらは、もともとが六百数十万円だったかと思っておりますけれども、こちらの減額、どういった理由でなされていないのでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの質問にお答えいたします。

これは一昨年度から西原村の復興デザインという形で進めておりました、こちらのほうが昨年度、結局これは人を集めて会議をしたりとかするような形になりますので、このコロナ禍の中で、そういった事業がちょっとできなかったという形で、これは当初組んでおりました金額を全額減額させていただいております。

これは新年度のほうで、また新たに予算を組み直しまして実行する予定にしております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）37ページです。消防施設費です。

ポンプ車、350万円ほど見ておりますけれども、多分入札の関係だと思っておりますけれども、今回、消防自動車を3台廃車いたしまして、入札になったと思っております。その報告と何者申出があったのか。そこをちょっと情報を入れさせていただくならばと思いますので、お願いします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、応札された方の人数ですが、個人も含めると6名6団体になります。

3台を今回実施させていただきまして、1台が落札金額といたしまして50万円、もう一台が25万円、もう一台が50万円という状況でございます。

○7番議員（西口義充君）ありがとうございます。

今まで、この積載車の問題、替えるたびに言われておりましたけれども、今回入札で125万円の収入があったということで、今後、村の財産でございますので、こういうこと、また積載車の入替えもしなくてはいけませんので、今までどおり、今回どおり、また入札でやっていただくならばという思いで

ございます。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）今回の入札ということで、堀田議員のほうから言われて入札をさせていただきました。おかげさまで、3台で125万円という金額で売れたということでもありますけれども、入札の内容から見ますと、1人だけが50万円、25万円、50万円、残りの方全てが四、五万円だったんです。その方は何に使うのかなど、ちょっと不思議な気持ちもしましたけれども、ただ、それで売れたということは、村のほうに125万円の収入があったということで、大変喜んでいるところでもございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第12号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は16日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 2時04分 散会

第 3 号 ( 3 月 1 6 日 )



## 令和3年第1回西原村議会定例会会議録

令和3年3月16日、令和3年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年3月16日（火曜日） 議事日程第3号

- |       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第13号 | 令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について   |
| 日程第 2 | 議案第14号 | 令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第5号）について     |
| 日程第 3 | 議案第15号 | 令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について  |
| 日程第 4 | 議案第16号 | 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 5 | 議案第17号 | 令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について    |
| 日程第 6 | 議案第18号 | 令和3年度西原村一般会計予算について                |

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第13号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）おはようございます。

議案第13号につきましてご説明いたします。

議案第13号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,664万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1,155万4,000円、目2退職被保険者国民健康保険税5万9,000円の増額補正でございます。調定額より収納見込額を算出しての補正であります。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金2,813万3,000円の減額補正であります。普通調整交付金2,494万8,000円の減額補正につきましては、保険給付費に対する補助金であるため、医療給付費の減額に伴う県補助金の減額補正であります。特別交付金318万5,000円につきましては、補助金決定に伴う減額補正であります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金648万8,000円の増額補正であります。繰入金額の決定に伴う増額補正であります。

款8諸収入、項2雑入、目3雑入158万9,000円の増額補正であります。平成31年度国民健康保険診療報酬等の精算に伴う増額補正であります。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

8ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費2,500万円の減額補正であります。年度内支払見込額によります補正であります。

款 6 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費 310万1,000円の減額補正であります。これにつきましては、本年度健診から住民の皆様へ直接健診申込書を発送する方法へと変更したことに伴い、受診率向上に向け受診勧奨に一層力を入れ実施することにいたしました。それに伴い、昨年度実施した受診勧奨業務委託に代わる業務委託を検討しましたが、コロナ感染拡大の影響を受け実施することができなかったことによる減額補正であります。

あとは、予備費に2,032万5,000円の増額補正をさせていただいております。以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第14号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第14号につきましてご説明いたします。

議案第14号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第5号）。

令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ882万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,334万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6 ページの歳入予算をお願いいたします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料1,239万5,000円の増額補正であります。調定額より収納見込額を算出しての補正であります。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金1,188万1,000円の減額補正。款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金398万9,000円の減額補正であります。これにつきましては、補助金変更申請等に伴う交付額の決定による補正でございます。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金532万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては、歳出見込額に村の負担割合を乗じて補正させていただいております。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

8 ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費1,879万3,000円、項 4 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者サービス等費100万円の減額補正でございます。これにつきましては、年度内支払見込額を算出しての補正であります。

9 ページをお願いします。

款 3 地域支援事業費、項 2 一般介護予防事業費、目 1 一般介護予防事業費190万6,000円の減額補正でございます。委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でスーパーサロン等の開催ができなかった期間があり、当初見込んでいた回数が実施できなかったための減額補正であります。

款 3 地域支援事業費、項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 5 認知症総合支援事業費138万8,000円の減額補正でございます。認知症初期集中支援事業として益城病院に委託して事業を実施しておりますが、当初見込んでいた人数よりも該当者が少なかったための減額補正でございます。

あとは、予備費を1,456万1,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第5号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第15号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第15号につきましてご説明いたします。

議案第15号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,065万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料568万1,000円の減額補正、目2 普通徴収保険料455万7,000円の増額補正であります。調定額より収納見込額を算出しての補正であります。

款5 諸収入、項1 受託事業収入、目1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入4万円の増額補正であります。健診事業費の増によります増額補正であります。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

7ページの歳出予算をお願いいたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金59万3,000円の減額補正であります。

款3 保健事業費、項1 健康保持増進事業費、目1 健康診査費4万9,000円の増額補正であります。健診事業費の増によります増額補正であります。

あとは、予備費を54万円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員(宮田勝則君) 医療、介護の特会の最後ということで、あまりすう



すう行き過ぎておる傾向にありますので、少しお尋ねをしたいと思います。

関連して前の2件も少し混ぜさせていただきますけれども、よろごさいますか。

○議長（山下一義君）はい。

○9番議員（宮田勝則君）前の国民健康保険と介護関係、保険給付費の関係が大幅に減になっておるといふ傾向は、コロナ関係で控えられたという要因が大半なのかなといふふうに思って、その傾向が後期高齢にも出るかなといふふうに思っていましたけれども、意外と出ていないなというのが実感しております。

まず、その中で、なかなか中身がこっちから見づらい部分ではありますので、こちらの減が少なかった。連合への納付金は、ほとんど補正で下がっていません。要因等が違うのであれば、聞いていますか。まず、1点目はそこです。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ほかの2つの特会に比べて後期高齢だけ納付金の減額がないということでの質問かと思えます。

逆に、国民健康保険等と言わせていただければ、国保の当初予算で本年組ませていただきましたけれども、昨年度実績が、昨年度はかなり伸びておりました。本年の当初予算で、国保に関しては、そのあたりの影響も含めたところで、昨年度並みで当初予算を取っていたというところもございませう。

ご指摘のようにコロナの影響で診療控え等も当然あったかとは思いますが、予算の減額に関しましては、そのあたりの影響もあったのかなといふふうには考えております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ここで触れられましたけれども、当初の枠取り関係が、前年ぽっと増えた部分を考慮しての当初予算計上という説明があったとおり、当初見込むというのは非常に難しいところでもあります。

コロナが昨年2月に県内で発生して、1年以上たちましたから、この傾向はもうちょっと続くのであろうといふふうに予想しております。介護もそういった答弁が出るかなと思いましたが、介護はすっぱ抜いたからちょっと分かりませんが、介護も少し答弁をしていただければと思います。

後期高齢のほうがちよっとそちらのほうも分かりづらいかもかもしれません。後で議会から報告があるかと思っておりますので、明日その辺で確認したいと思います。

あと、歳入で、普通徴収と特別徴収の傾向がまるっと逆転の数字を示しています。移行されたという新規の方を含めて、普通徴収のほうが一気に上がったのかなといふふうに見えますけれども、内容的にはどういうふうにして普通徴収のほうが上がって特別徴収が大幅減になっていますか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの宮田議員の質問にお答えします。

介護につきましても、先ほど一部ちょっと触れさせていただきましたけれども、地域支援事業等においてはコロナ感染拡大の影響で、事業等を縮小なり、回数を減らした部分というのもございます。

また、給付費に関しては、詳細を確認はしておりませんが、先ほど宮田議員が言われたように、コロナ感染拡大の影響で、そういう事業所なりのサービスを控えられたという傾向はあったかというふうには考えておりません。

それと、後期の特徴・普徴の話です。これに関しましても、当初予算の見込みの段階で、その比率をどうするかということで計上はさせていただきます。その中で、毎年こういった3月の補正予算で増減をかけさせていただく傾向にございます。令和3年度の当初予算では、ここ二、三年の傾向を踏まえて、特徴・普徴の割合を若干変更させていただいております。

それと、特徴・普徴のこういった中身かというふうな話ですけれども、特徴というのは、当然年金からの天引きでございます。普徴の方というのは、年金から引けない方、年金等を担保に借入をされている方、もしくは年金が少額である方、または年金収入はあるんだけど、後期高齢者医療の保険料が年金の2分の1を超えるような方に関しては、年金からの天引きができません。そのあたりの方については、当然、普徴扱いということになっていくかと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）傾向的な話でちょっと当然だったんですけども、一般会計とかコロナ関係の影響を受けて非常に収入が落ちられる方、関係を少し一般会計のほうではやりたいと思っておりますけれども、そういった方々に最後のセーフティーネットワークのことをちょっと聞きたいとも思いましたけれども、普通徴収になったということが移行されたのかどうかというのは出ていないんだね。（「移行というところ……」の声）要するに、特別徴収で引けないから、前年度まではとかいうところは見えないのかな。

その年度だけの話でやっとするのか。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時27分）

（午前10時29分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまのご質問にお答えいたします。

特徴から普徴に年度途中または年度替わりで変更になるということはありません。

ます。また、先ほどちょっと述べておりませんでしたけれども、75歳になって即年金からの差引き、天引きという形ではなくて、一定期間やはり普徴の期間があるということも併せてお話をさせていただきます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第16号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第16号につきましてご説明いたします。

議案第16号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,974万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

7ページをお願いします。

歳入予算でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1その他営業収益、節2工事申込金

60万7,000円の増額補正。2月末の実績に基づき増額しております。

次に、歳出予算でございます。

8ページをお願いします。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節12委託料404万3,000円の減額補正。こちらは、西原村中央簡易水道事業と西原村万徳簡易水道組合事業の事業統合を行うに際し、委託業務の競争入札により減額するものでございます。工事費538万円の減額補正。こちらにつきましては、熊本県で行っております堂園小森線道路改良事業と並行して行う水道管布設工事となっておりますが、道路改良事業の進捗により減額するものでございます。

款1水道事業費、項2営業外費用、目3積立金、節24積立金1,000万1,000円の増額補正。こちらは基金利子確定及び財源基金積立により増額するものでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）暫時休憩しまして、復興建設課長に訂正を求めます。

（午前10時35分）

（午前10時36分）

○議長（山下一義君）暫時休憩に引き続き会議を再開します。

○復興建設課長（吉井 誠君）すみません、1点訂正させていただきます。

令和2年を令和3年と申しておりました。申し訳ございません。

すみません、2年が間違いで3年が正しいということで、よろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ちょっとお尋ねいたします。

8ページの歳出のほうをお願いします。

款水道事業費、項が営業費用、目1の業務費の中に12の委託料がございますけれども、入札によって減額ということで、これにつきましては、昨日の議案第11号の区域の変更ということで、万徳水道組合の統合によってされたんだろうと思いますけれども、今後、万徳水道、小森水道ということで、将来的には合併するであろうということで一応聞いてはおりますけれども、統合されたときに給水人口と世帯数がどのくらいになるのかをお尋ねするならということで、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）高本議員のご質問にお答えいたします。

令和3年3月の中央簡易水道事業の給水人口が、現在4,180名となっております。世帯数が1,674世帯でございます。令和3年7月1日に統合を予

定しております万徳水道組合の給水人口が約190名、世帯数が75世帯を想定しております。

小森水道組合につきましては、令和5年の1月か2月をめどに統合を予定しておりますけれども、給水人口が約740名と世帯数が約275世帯を想定しております。万徳、小森水道が統合した場合、想定しますと、給水人口が約5,110名と世帯数が2,024世帯を想定しているところです。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）将来的であろうと思いますけれども、7月で万徳水道が統合されるということで、その後、今度は小森水道ということで、人口が私の記憶によりますと5,000人を超えたら、事業が簡易水道事業から上水道での事業ということで変わることを私の中では認識しておりますけれども、どのように違うのかをちょっと説明していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）簡易水道事業から上水道事業への移行につきましては、高本議員からお話がありましたとおり、給水人口が5,000人を超えた場合、地方公営企業法全部適用となりまして、地方財政法第5条第1号に規定する公営企業として、現在の一般会計と単式簿記から複式簿記、いわゆる公営企業会計に移行されることとなります。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは8ページの漏水関係で、関連でお尋ねいたしたいと思いますけれども、今度、先ほど言われましたとおり、人口が大分増えまして統合されたときには、一番心配しているのが、村営水道も現在も漏水状態が続いております。以前、中西議員が聞かれたと記憶しておりますけれども、結構な金額にもなっているというふうに思っておりますけれども、今度の統合先の漏水調査、その辺で今現在どのような感じになっているのかをお聞きします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

統合先の万徳水道組合なんですけれども、それに関しましては、現在のところ漏水調査は行っておりません。

合併する際に、万徳水道の組合員さんと共同で、恐らく村営水道を連結したときには圧が上がると想定しておりますので、1か月か2か月程度、漏水が落ち着くまで、万徳水道の協力を得ながらやっていくということで話を進めているところです。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）まだ漏水調査をされていないということですが、一番怖いのは、やっぱり圧がどうなるのかというのが、結構、村営水道というものは圧がございます。また、今までの地区の水道であれば、どういうふうな造り方がしてあるのかが、あまり管を見ることはございませんけれども、その辺の造りのほうが、例えば圧がかかり過ぎて外れたりとか、そういったものも考えられると思います。

給水が始まった途端に、そういうところが何か所かで起きると、また生活にも大分支障が出てくると思いますので、その辺は、なるべく早く、単独での圧の検査とかはできるんじゃないかとも思っておりますけれども、結合した上がりにしかできないということでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）万徳水道との統合につきましては、一応、昨日の議会で承認いただいて、それから県の認可申請が3月末に下りる予定でございます。4月から連結の工事を行いますので、一応3か月間ほど見ていきますので、その間、万徳水道組合さんと調整して、漏水調査をその中で行っていかうかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）今回、万徳水道が、村営水道に入るということで、本当に感謝しております。

今回、小森区も、令和5年度ぐらいには村営水道のほうに移行するということですが、先ほどから坂本議員が言われますように、水圧のほう心配でございます。各集落に入るときに、減圧弁じゃなくて、一応切替えができるようなシステムはできるんでしょうか。1か所どこか破れたら、すぐ本管を上のほうで止めてしまうと、下のほうが家庭の炊事ができなくなりますので、地区に入る時点で地区ごとに何か切替えができるように、そういうシステムはできるかというところをお伺いします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）基本的には行えるような段取りで管路を設計していますけれども、一部、架道だったり橋だったりした場合は回せませんので、そこら辺は今後、道路工事等と併せて、できるだけ片側通行にならないようにやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第16号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第17号、令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第17号につきまして説明いたします。

議案第17号、令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度西原村工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入支出の予算額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予算額、補正予算額、計の順に読み上げます。

収入、第1款水道事業収益1,843万5,000円、379万6,000円、2,223万円。  
第1項営業収益1,094万9,000円、280万7,000円、1,375万6,000円。第2項営業外収益748万5,000円、98万9,000円、847万4,000円。第3項特別利益1,000円、0円、1,000円。

支出、第1款水道事業費用1,843万5,000円、379万6,000円、2,223万円。  
第1項営業費用1,218万5,000円、31万9,000円、1,250万4,000円。第4項予備費554万9,000円、347万7,000円、902万6,000円。

第3条、令和2年度西原村工業用水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予算額、補正予算額、計の順に読み上げます。

資本的収入はございません。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費284万9,000円、マイナス106万2,000円、178万7,000円。資本的支出金178万7,000円に対して不足する資本的収入については、建設改良積立金及び当該年度損益勘定留保資金で補填する。

令和3年3月10日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

収益的収入でございます。

款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 給水収益、節 1 料金収入280万7,000円の増額補正。こちらは、現在、実績収入に応じた増額補正となっております。

4 ページをお願いします。

収益的支出でございます。

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費、節 2 動力費25万円の増額補正。こちらに関しましては、水源池及び配水池の電気料の不足により増額補正となります。

款 1 水道事業費用、項 4 予備費、目 1 予備費、節 1 予備費347万7,000円の増額補正。

5 ページをお願いします。

資本的支出でございます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 2 原水設備工事費、節 2 工事請負費106万2,000円の減額補正。こちらは、工事完了に伴い、残額の減額補正をしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）訂正をお願いします。

○復興建設課長（吉井 誠君）すみません、申し訳ありません。

1 ページをお願いします。

1 ページの第 1 款水道事業収益及び支出も同じなんですけれども、私が2,223万円と読んでおりました。訂正させていただいて、2,223万1,000円ということで訂正をお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第17号、令和2年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時53分）



(午前 11 時 09 分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 6、議案第 18 号、令和 3 年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 議案第 18 号についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第 18 号、令和 3 年度西原村一般会計予算。

令和 3 年度西原村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50 億 4,779 万 1,000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

地方債。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

一時借入金。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 3 月 10 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

7 ページをお願いします。

第 2 表、債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

公営住宅自動体外式除細動器(AED) レンタル料 3 台、令和 3 年度から令和 7 年度まで、95 万 5,000 円。

西原村構造改善センター管理業務委託料、令和 3 年度から令和 7 年度まで、2,600 万円。

復興建設課（建設水道）白焼きコピー機リース料、令和3年度から令和7年度まで、221万5,000円。

復興建設課（建設水道）土木CADシステムリース料、令和3年度から令和7年度まで、172万5,000円。

教育委員会コピー機リース料、令和3年度から令和7年度まで、1,502万5,000円。

山西小学校自動体外式除細動器（AED）レンタル料、令和3年度から令和7年度まで、45万円。

8ページをお願いします。

第3表、地方債でございます。

起債の目的、1、臨時財政対策債、2、公共事業等債（橋梁補修事業）、3、公共事業等債（特定地区公園事業のうち運動公園整備事業）、4、緊急防災・減災事業債（小型動力ポンプ付積載車等購入事業）、5、緊急浚渫推進事業債（河川緊急浚渫推進事業）。

限度額、1億3,000万円、8,780万円、1億1,020万円、1,780万円、2,320万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

11ページをお願いします。

款1村税、項1村民税、目1個人2億2,894万7,000円、目2法人5,164万5,000円、村民税合計で2億8,059万2,000円、前年度比較2,346万1,000円の減となっております。

項2固定資産税、目1固定資産税4億7,796万1,000円、前年度比較1,988万5,000円の増額でございます。

13ページをお願いします。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1億5,200万円でございます。前年度比較1,300万円の減となっております。

14ページをお願いします。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税19億8,600万円、前年度比較4,600万円の増でございます。普通交付税18億7,600万円、特別交付税1億1,000万円でございます。

16ページをお願いします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2億4,573万3,000円。障害者福祉費国庫負担金及び児童手当国庫負担金等でございます。

17ページをお願いします。

項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金2億8,885万1,000円、前年度比較

3億2,400万1,000円の減でございます。土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金等でございます。

18ページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1億4,542万8,000円。保険基盤安定県負担金、障害者福祉費県負担金等でございます。

19ページをお願いします。

項2県補助金、目1民生費県補助金2,267万7,000円、前年度比較1,492万4,000円の減でございます。

20ページをお願いします。

目5総務費県補助金8,837万8,000円。熊本地震復興基金交付金等でございます。

23ページをお願いします。

款18寄付金、項1寄付金、目3ふるさと納税寄付金2億円でございます。

26ページをお願いします。

款22村債、項1村債、目1臨時財政対策債1億3,000万円でございます。目2公共事業等債1億9,800万円でございます。目3一般単独事業債4,100万円でございます。

次に、歳出でございます。

27ページをお願いします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費6,710万2,000円でございます。

28ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2億8,535万6,000円で、前年度比較55万5,000円の増でございます。

35ページをお願いします。

目8企画費1億4,812万4,000円でございます。

37ページをお願いします。

目9電子計算費6,735万円でございます。

39ページをお願いします。

目14防災公園等整備事業費2億8,717万9,000円でございます。

51ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目4障害者福祉費2億1,688万9,000円、前年度比較1,062万4,000円の減となっております。

53ページをお願いします。

目7介護保険推進費1億1,699万5,000円、前年度比較515万円の増でございます。

54ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費1億5,833万5,000円でございます。目2児童措置費2億8,250万7,000円、前年度比較1,373万9,000円の減ござ

います。

61ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億2,097万8,000円でございます。国民健康保険関係の繰出金等を計上しております。

64ページをお願いします。

目3環境衛生費1億5,003万4,000円、前年度比較93万8,000円の増でございます。

78ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費2億3,277万円、前年度比較1億4,745万6,000円の増額でございます。橋梁補修工事請負費等でございます。

94ページをお願いします。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費1億7,809万3,000円、前年度比較1億4,939万8,000円の増額でございます。西原中学校ランチルーム改築工事請負費等でございます。

105ページをお願いします。

款11公債費、項1公債費、目1元金10億5,579万5,000円、前年度比較7,820万6,000円の減となっております。

あと、予備費に2,510万8,000円を計上しております。以上です。

107ページ以降につきましては、給与費の明細書でございます。

116ページからは、債務負担行為に係る調書となっております。

124ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、最初に歳入の質問の26ページまでを質問でございますが、よろしいでしょうか。

では、質問に移らせていただきます。質問ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは23ページのふるさと納税寄付金になります。震災後、ふるさと納税が西原村でも始まりましたけれども、ふるさと納税の推移と今回どれぐらいになっているのかというのをお願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

ふるさと納税寄付金におきましては、本年度、令和2年度におきまして、2月末現在でございますけれども、4億1,647万9,000円という形になってお

ります。

推移ということでございますので、昨年度が年間で5億208万1,000円という形になっております。平成30年度につきましては1億3,810万4,000円という形になっております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

4億数千万円ということで、去年が5億円ということで、西原村にとっても大変ありがたい仕組みだと思っております。ぜひこの辺をまだまだ頑張っていたいただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

○5番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）1点、19ページ、県支出金の民生費県補助金の中で、結婚新生活支援事業補助金500万円、これは村長が前から言われた、お祝いのお話をいつもされておりましたけれども、これの補助金じゃないかと思えますけれども、内容的にはちょっと分かりませんので、教えていただければと思います。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）今、西口議員のご質問に対しまして、お答えいたします。

ここにあります結婚新生活支援事業補助金ということですが、昨年いろんな分で報道関係、新聞等でも出てきている事業でございます。引っ越しとか家賃に対しまして、新婚に対しまして30万円の補助金を出しますということで、去年いろんなお話があったと思いますが、主な中身としましては、事業面としましては、先ほど申しました結婚新生活支援事業ということで、地域少子化対策重点推進交付金の中の一つの事業でございます。

今回、補助金を上げさせていただいておりますが、歳出では750万円組ませていただいております。その分の3分の2が補助金として入ってまいりますが、本来は2分の1です。ただ、今回、熊本県のほうも力入れまして、モデル事業ということで、国のほうが3分の2まで格上げになっております。

主な内容としましては、先ほど申しました家賃や引っ越し費用の補助で、要件がありまして、夫婦の方の年齢が29歳以下の場合には1世帯当たり補助上限が60万円、夫婦とも年齢が39歳以下の場合には1世帯当たり上限が30万円とするということになっております。

ただ、これにつきましても、所得の要件がありまして、夫婦で合算所得が400万円未満の方、そういうことで、なかなか400万円未満の夫婦は厳しくはございますけれども、一応要件がありまして、400万未満の方に関しまして、

そういった補助金を出すということでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）こういう補助金がどんどんあればいいと思います。

西原村におきましても、高齢独身の男性が結構おられまして、西原独自で、村長がいつも考えておられると思いますけれども、やはり独身が多過ぎて結婚がなかなかできない。女性も足りないというようなことで、思い切った、村長がいつも言われております100万円ぐらいどうかと。年齢関係なく、村でもそういう思い切った施策を今後考えていただいて、こういう村独自の事業を村長、考えていただくのはどうでしょうか。村長、答弁できますか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）村独自で補助金ということでありましてけれども、ただ、補助金をもらって1年、2年で出ていかれるという方も考えられますので、そこら辺はかなり考えてやらないと本当の効果はないというふうに思っております。

例えば、西原によそから来て、若い人が家を建てるならば、なかなか出ていかれませんので、そういった方には補助金等を出すとか、そういった形でさせていただくならばなど。アパートに入ったから補助金をくれでは、なかなか難しいです。しばらくして、また転出されるということも考えられますので、そこら辺は今後いろいろな形で検討してからしていきたいというふうに思っております。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）村長が言われますとおり、1件が100万というのは考えておりませんが、やはり住民を増やす意味においても、西原に移住していただくようなことも考えていただいて、前向きに今後とも推進していただきたいと。行政のほうを動かしていただくならばと思っております。

また後でしますので、終わらせていただきます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○7番議員（西口義充君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。隣のマイクが故障のため、今後こちらの横のマイクを使わせていただきます。

25ページの、私もまだはっきり分かりませんが、祭壇使用料1,000円とありますね。今まで私が指摘したのは、昔は祭壇を教育委員会から借りていたけれども、今、斎場があって、あまり借手がないというふうに思っていますけれども、この1,000円の安さと、今まで祭壇が利用できるのか。あまり安いから、祭壇はもう古くてできないから、どうでもいいですよというように感じて貸してやるのかということ、ちょっとその説明をしても

raitainanoto omotteiruandesu.

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまの小城議員の質問にお答えいたします。

祭壇につきましては、以前は斎場がない場合には役場の祭壇を使用されていたところがあります。今現在は、もうここ数年、私の記憶では、役場の祭壇を使って葬儀をされている方はいらっしゃいません。祭壇を使っているのは、戦没者の慰霊の式典のときに祭壇を使っております、役場のほうで。

一応、誰が使われるか分かりませんので、物としてありますので、予算上、歳入の枠取りということで1,000円とさせていただいているというのが今の現状でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）ある程度、祭壇の管理費もかかると思いますので、戦没慰霊祭で使ったり、こう言っちゃなんですけども、どうしても斎場じゃできないから祭壇を貸してくれということも出てくるかもしれませんが、祭壇の状況と借手を見て、今後、管理費もかかると思いますので、そこをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですね。

○3番議員（小城保弘君）はい、よろしいです。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）19ページをお願いいたします。

19ページの一番下の農林水産業費の中に、地籍調査事業費補助金ということがございまして、本来ならば現在は終わっているところですけども、地籍調査が地震の前である程度もうめどがついておったわけですけども、地震によって多分地籍調査が途中で終わっておったかなと、最後のもう本当に数年で終わる予定だったと思うんですけども、2,200万円も補助がついておるということは、その事業の再開なのか、それとも、ほかの事業でこれは歳入があつておるのがちょっとお尋ねしたかったです。よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）地籍調査の歳入でございます。事業費3,000万円で歳出のほうを計上いたしております。

内容といたしまして、高本議員おっしゃるような通常の地籍調査ではなく、地震によって布田川断層帯辺りが、座標が、くいが随分ずれたような状態になっております。現在、法務局において、そういった部分については、座標が公開されていないということになってございます。いわゆる座標未公開地域というふうに呼んでおりますが、これが全体でおおむね20km<sup>2</sup>でございます。

村の大体4分の1ぐらいの面積になっておりますけれども、これを何とか

使えるようにしていきたいということで、令和2年度、元年度、2か年にわたりまして、基準点、三角点の検測を行っております。その基準点、三角点の幾つかの点の中で、同じ方向、同じベクトルで移動がしているものについては、同じような移動幅、数量ということで、机上で補正をします。

いわゆる、すみません、言葉を忘れましたが、机上で補正をするような作業を2か年で行ってきたわけなんです、基準点、三角点というのは、結構遠い間隔でございますので、なかなかそれだけでは補正ができるところがあまりなかったということで、令和3年度からはトラバ一点を観測いたしまして、机上での補正を行っていくと。それによって、最終的には現地で調査せんと折り合いがつかんだらうというところが出てくるとは思うんですが、そういった範囲を少しでも狭めるために、机上で補正をしていくというような作業を今行っております。令和3年からは、申しましたようにトラバ一点の検測に入っていくと。

めどとしては、年間大体5㎞から7㎞ぐらいかなというふうに思っておりますので、3年から5年をめどに補正作業を進めていきたいと。今のところ、この補正作業が終わらんと、鳥子のほうの未実施地区については着手ができないということになってございますので、今そういった補正作業を中心に事業を行っておるところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）私も以前は国土調査、地籍調査のほうを携わってきたわけですが、今はトラバースということで、測量の状態非常に地震後、それぞれの地域によって大きな公差が出ているところと、出ていないことはないですけれども、少ないところがあるわけですが、その年によって、予算の歳出のほう、今回、今は歳入ですけれども、歳出のほうも予算化関係が、いろんなくいだったり消耗品の部分が結構変動があるかと思うんですけども。

これについては、当然ながら国の補助の事業の中の範囲内で頑張っていられるということですが、3年、5年ぐらいで終わってしまうのかは今ちょっと心配したところだったんですけども、今後は終わっていない地籍調査もあると思うんです、村有財産のところなんかは。それと並行して今後ともされていくのだろうかどうだろうか。そこもちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）未実施地区について、先ほど、今のところ未実施地区はこの補正が終わらんとということで申し上げたところです。

担当レベルでは、おっしゃるとおり、未実施地区についても何とか並行してできんかどうかということで、今、協議を始めております。それに対して前向きな姿勢というのが若干見られるやに聞いてございます。明言は避けた



と思いますが、そういった方向でこちら側からも働きかけはしておるところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）26ページまでの質疑がないようでしたら、27ページ以降に移ってよろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（山下一義君）それでは、27ページ以降の歳出について質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）34ページの賃貸住宅建築融資利子補給補助金152万円と、あと39ページの防犯対策費の工事請負費257万4,000円、この融資、賃貸住宅、152万円ほどありますけれども、この補助金はあと何年かかりますか。そして、これは何件件数があるのか教えていただきたいのと、防犯灯設置工事、ここはどの地域をされるのか、それから何灯立てていただけるのか、ちょっと情報を入れてください。

○議長（山下一義君）まず、最初の質疑は。

○7番議員（西口義充君）賃貸住宅のほうから。

○議長（山下一義君）賃貸住宅、はい。

総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ただいまの質問にお答えいたします。

まず、初めに賃貸住宅の融資の利子補給に関してですが、今回の当初予算につきましては、2件の方分での利子補給ということでの予算をお聞きしております。お一人の方が最終的には令和5年度まで、もう一人の方が令和7年度までが最終の利子補給の期間という状況でございます。

もう一つ、交通安全施設ですね、少々お待ちください。

もう一つ、防犯灯の設置工事でございますが、箇所数につきましては、来年度当初予算につきましては3か所を予定しております。

地元のほうから区長さんを通して要望が上がっている地区をしております、まず1つ目が、いろいろ通学路を対象にいたしまして、緊急に防犯灯設置が必要になったという場合に、既存電柱への設置ということで予定している分につきましては4か所。あと、大切畑地区のほうから要望がありました分についてが2か所目。3か所目が、下小森地区の住宅の移転用の宅地に既設があったんですけれども、その移設につきまして地元のほうから要望がございましたので、その移設に関するものとして、計3件分のほうを予算として要求させていただいております。

- 議長（山下一義君）7番議員、西口君。
- 7番議員（西口義充君）防犯灯は、一つの防犯灯で大体お幾らぐらいかかるのか分かりますか。そして何本立てるのか。
- 議長（山下一義君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）まず、電柱設置のタイプですと、諸経費込みで大体1か所当たり5万円ということで、今回予算のほうは見ております。
- それと、あとポールまで含めると、ちょっと後でお時間いただいてよろしいでしょうか。また調べましてお答えさせていただきたいと思っております。
- 議長（山下一義君）よろしいですか。
- ほかに質疑ありませんか。
- 8番議員、上野君。
- 8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。
- ページは80ページの河川費の工事請負費で、布田川河川浚渫工事と玉田川河川浚渫工事とありますが、これは私の要望的な質問になりますが、私も勉強不足で、最近まで一つの川が村と県が管轄して分かれているということを知りまして、吉井課長の話では、布田川でも出の口の集落内のしゅんせつ工事ということでございます。
- 私がお願いしたいのは、村内の鳥子川、布田川、木山川、木山川は門出から下流のほうまではきれいになっております。滝川もきれいになっておりますけれども、木山川の星田から上流が、やはりしゅんせつせんといかんというふうな状況でありまして、この件に関しましては議長も振興局に出向かれてお願いされたということを知っておりますが、今、熊本県も、非常に豪雨災害が多いということで、県内の2級河川の流域治水対策を推進されております。かなりの予算を取ってやるということでございますので、今回はチャンスだと思って、執行部のほうから再度、県のほうにお願い、要望されるならと思っておりますが、一応答えをお願いします。
- 議長（山下一義君）復興建設課長。
- 復興建設課長（吉井 誠君）緊急浚渫推進事業といいますけれども、これは市町村問わずある事業でございまして、基本的には、令和2年度から6年度、5年間の緊急的な事業ということで、一応県のほうにも鳥子川とか木山川、布田川等、全ての河川に対して要望書を提出しているところです。
- 今年、木山川のほうを重点的にしていただいたので、来年度は鳥子川とか布田川のほうをお願いしている状況でございまして。
- この5年間を通じて、基本的には全ての河川をきれいにしゅんせつできるように計画をしていただいているところでございます。以上です。
- 議長（山下一義君）8番議員、上野君。
- 8番議員（上野正博君）大変ありがとうございます。
- 布田川も6年前に県のほうにお願いをいたして、しゅんせつ工事、掘削工

事をやっていただきました。その後、熊本地震がありまして、春南の砂防が壊れ、そして両脇の山の山腹が崩壊してしまいました。その土砂や石が落ちて、毎年ですけれども、今年の7月の豪雨のときにも、かなり土砂が下流のほうに今堆積しております。1軒ほど布田川の流域の近くにおられる方がおりますけれども、ここは毎年ですけれども、かなり土砂が堆積しておりますので、そのところは、やはり深く川幅の狭いところは掘削をやっていただきたいというふうに思っております。

どうか今回の事業の対象に漏れないようにお願いしたいと、布田は来年ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長、もう一件よかですか。

○議長（山下一義君）はい、どうぞ。

○8番議員（上野正博君）ページは50ページ、福祉タクシー料金助成事業利用補助金というのが630万円予算を組んでありますが、毎年これは昨年まで500万円の予算で180万円の減額補正となっておりますが、今回630万円に増額したというわけをちょっと教えていただきたい。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

今回の予算につきましては、通常の予算と免許証返上の方についてプラス20枚の追加の発行をしております。ただ、委員会のほうでもちょっとご説明させていただきましたけれども、近年のコロナ関係で補助金の額は減っております。実際、2月末で昨年度の予算並みにはいきましたが、1回の利用額を1,000円から1,500円に引上げをさせていただいております。それで、利用額のほうが上がっているという状況等もありますので、予算額については昨年度並みの予算額で今年もお願ひしたいというふうに考えております。

ただ、今後、いろんな検討をしていかんということは思っております。やはり利用額の変更なり枚数の変更なりもう少し使い勝手がいいタクシー券にするとか、いろんな部分で、そのあたりは今後うちのほうでいろんな協議をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）毎年減額補正ということになっておりますので、なるべく予算どおり使っていただければ幸いかと思ひます。以上です。

○議長（山下一義君）ここで暫時休憩をします。

（午前11時55分）

（午後 1時00分）

○議長（山下一義君）午後の会議を開きます。午前中の7番議員の西口議員の質問に対しまして、総務課長から答弁がありますので、お願ひしておきます。総務課長。

○総務課長（須藤 博君）午前中の西口議員のご質問に関しまして、お調べいたしましたので、回答させていただきます。

工事請負費として、防犯灯設置工事257万4,000円ということで予算を要求させていただいておりますが、内訳といたしましては、1つ目が、緊急的に防犯灯の設置を対応するために予算として要求させていただいている分が、これは既設の電柱にそのまま設置するタイプですけれども、これを4基、1基当たり5万円ということで予算を要求させていただいております。

2点目が、大切畑地区におきまして、地震により倒壊しました防犯灯の箇所がございまして、そこの再設置に関しまして、区長のほうから要望がございましたので、設置いたします。全部の本数としては18本になりますが、内訳といたしましては、ポールの再設置が10本と、あと既設の照明器具の交換が18個、あと場所によっては支線のアンカーを設置するという工事でございます。トータルで226万3,800円という予算の要求でございます。18本で1本当たり換算いたしますと約13万円の金額になるかと思っております。

3点目が、下小森地区におきまして、住宅の移転をされます宅地の中に既設の防犯灯がありましたので、出入りにちょっと支障があるということで、下小森の区長さんのほうからの要望がございましたので、その移設を1本する予算の分でございます。丸ごと取り外しまして新しく移動させて取り付けるということで、予算といたしましては1本でございますが、11万円ということで予算を要求させていただいているところでございます。

○議長（山下一義君）質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

粗大ごみの件です。

○議長（山下一義君）ページ何番ですか。

○6番議員（中西義信君）ページではございません。すみません、衛生費の件です。粗大ごみの件です。

新年度より粗大ごみは年2回から搬出方法が変わると伺って、地域の住民の方々及び区長さんから対応の仕方と言われております。今後、周知の方法等を教えていただければと思っております。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員のご質問にお答えいたします。

まず、周知の方法としては、3月に先般、各家庭にお配りしましたごみカレンダーの中に、粗大ごみの新しい出し方という形で載せております。昨年まで8月と12月、年2回、粗大ごみの日として収集日を決めておりましたけれども、本年度から、益城、嘉島辺りと同様に、各家庭まで業者が赴いて回収していくと。ただし、各家庭まで来ますので、1品目当たり500円の個人

負担をしていただくと。ただし、時期的にはいつでも出せるというような形に、今回変更しております。

周知には、ごみカレンダー、それとホームページと広報等で周知を行います。また、3月には衛生班長の会議を予定しております。その中でも、そういうあたりを周知していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

まず、1問目に、関連ですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）はい、どうぞ。

○5番議員（坂本隆文君）関連ということで、ページは33ページの交通安全対策費とかその辺の関連なんですけれども、先日、山焼きのときに、ある地区のほうから言われたことがありますして、暴走族が結構夜うるさいということで、住民の方が大変困っていると。私も高遊にいたときとか、夜、暴走族が通ったり、自宅のほうでもう夜中も10時ぐらいから朝方ぐらいまで来ているときもありますけれども、結構な音がうるさいことが、今からまた頻繁に暖かくなったんで出てくるかと思えます。

この辺のほうを以前はおられました警察OBの國武さんのほうにも相談をしておりましたけれども、また代わられまして新しい方がおられますので、そういう面で住民の方が大変困っております。西原村としても、どうかこういう対策を警察と協力してできないかというふうに思っていますけれども、こちらのほうはどうでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

今現在、県警を退職されました方を1名雇用させていただいておるところでございますが、今ありました問題につきましては、引き続き、大津警察署所轄でございますが、とも協議をさせていただきながら、対応させていただきたいと考えております。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

大体、県道28号線ですか、この通りを結構来ているみたいで、そこには小さい子どもさんもおられますし、また、仮設住宅も道奥にございます。多くの方が迷惑がかかっているということをいろんなところで話されておりますし、その中で、ぜひ、今から暖かくなって増えてくると思いますので、こちらを早急に対応していただけたらと思っております。

次の質問もよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）はい。

○5番議員（坂本隆文君） ページは77ページになります。

土木費のがけ地近接危険住宅移転事業補助金として、80ページの土砂災害危険住宅移転促進事業補助金についてお尋ねします。どちらも危険住宅の移転促進事業の補助金というふうになっておりますが、この2つの補助金の内容説明のほうをお願いいたします。

○議長（山下一義君） 復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、がけ地近接危険住宅と80ページの土砂災害危険住宅の移転事業促進につきましても、簡単に申し上げますと、がけ地近接住宅移転事業に関しましては、移転した住居の建設費及び土地購入費の借入れを行った場合の利子補給ということです。利子を補給する補助でございます。

一方、土砂災害危険住宅移転促進事業、通称レッドゾーン補助といいますが、これに関しましては、熊本地震により被災された方に対して、移転費用のうち300万円を上限として補助する内容となっております。

また、この2つの補助金を併用して申請することもできます。以上でございます。

○議長（山下一義君） 5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君） ありがとうございます。

レッドゾーンというのを地震後聞いておりますけれども、レッドゾーンというのが、やはり小屋と家とほとんどの方が土地にあると思っておりますけれども、これは住宅地にレッドゾーンが係っていけばというふうに聞いております。そうすると、建物を解体した後というのが、やはり自分の土地で残ると思っておりますけれども、そこにはもう住宅は建てられないということになると思っておりますけれども、その他の小屋であったりとか畑であったりとか、その使用とかは、住宅地でなければ、住宅を建てなければ大丈夫ということになりますか。

○議長（山下一義君） 復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君） お話のとおり、基本的には住家は駄目となっております。倉庫だったりとか、納屋とかだったら建てていいようになっております。その土地を山林に変えたり、畑に返すことも可能となっております。以上です。

○議長（山下一義君） よろしいですか。5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君） 震災後、いろんな家が建っておりますけれども、このレッドゾーンに係っての移転ということで、先ほど言われた利子補填と300万円ですか、こちらを使われたことというのは実際ありますでしょうか。

○議長（山下一義君） 復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君） レッドゾーン移転のほうは2件ございまして、利子補給は基本的には、現在、利子のほうも以前より相当安くなっております、申請その他を紹介はするんですけれども、事務等が煩雑で、2件とも利

子補給のほうは申請が上がっていない状態です。以上です。

○議長（山下一義君） 5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君） ありがとうございます。じゃ、何名か使われているということ。

続いて、もう一つ質問よろしいでしょうか。

○議長（山下一義君） はい。

○5 番議員（坂本隆文君） ページは79ページになります。中段の道路新設改良費の委託料と工事費についてのお尋ねです。

委託料4,690万円の内訳が、橋の点検業務が490万円、補修設計業務が4,200万円、その下のまた工事請負費が1億7,500万円がでございます。これは社交金を活用した橋梁長寿命化の事業だと思っておりますけれども、村内の橋の数がどれぐらいというのと、あと、全ての橋を調査から工事を行うまでに何年くらいを見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（山下一義君） 復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君） 道路新設改良費の橋梁点検、設計、補修工事の一連の事業につきましては、坂本議員からお話があったとおり、社会資本整備総合交付金の橋梁長寿命化計画に基づいて実施をしているところでございます。

まず、村管理の橋の数につきましては全部で61橋でございます。この中には農道橋は含んでおりません。あくまでも村道認定されている路線にある橋の数ということでございます。

この61橋の調査、設計、工事を行うまでに何年くらいを見込んでいるかという点につきましては、平成26年6月に国土交通省道路局から出ています道路橋定期点検要領に基づきまして、定期点検は5年に1回の頻度で行うように定められておまして、西原村では平成27年度より定期点検を行っております。平成30年度に61橋全ての橋を1回目の点検を終わっております。現在は2回目の点検を行っております。点検により、その結果、補修が必要であると判断された場合は、補修の設計を行って、次の年に速やかに補修工事を行っているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君） 5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君） ありがとうございます。

では、当初予算では、委託料と工事費を合わせて2億2,000万円ちょっとありますけれども、予算が計上され、社交金で55%の交付であったと思いますが、残りの補助金の記載が8ページの公共事業等債で8,780万円が計上されています。事業費が2億2,000万円に対して実際の村の負担金というのは幾らほどになりますでしょうか。

○議長（山下一義君） 復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君） 坂本議員が話されましたとおり、橋梁長寿命化

計画に関する社交金の負担割合は55%の交付率となっております。

それから、8ページの公共事業等債8,780万円につきましては、点検業務については補助対象外、補修設計と補修工事に関しましては、この起債の対象になっておりまして、起債対象の充当率が90%、交付税措置が22.2%となっておりますので、村の実際の負担額は約8,300万円ぐらいになるかと思えます。事業費のおおよそ37%程度が村の負担になるというふうに想定されます。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

この質問をするに当たり、ちょっとインターネットでどういうふうな修理の仕方をされるんだろうというのを調べておりましたら、日本全国で今の橋を古くなったから架け替えるというだけで、およそ300兆円以上がかかるというふうに言われております。こういうものの修理方法というのは幾つもあると思うんですけども、自分たちはその辺に対しては素人なんですけれども、補修工事というのはどういった工事をされるのかをちょっとお願いします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）現在のところ、今年は6橋を予定しております。ほとんどがひび割れ等に関する補修工事でございます。セメントミルクの注入であるのが大体主な工事となっております。

もう一つは、桑鶴2号線という橋なんですけれども、それはボックスカルバートということで、ボックスカルバートのやり直し、架け替えということで計画をしているところです。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）66ページのほうをお願いしたいと思います。

衛生費、保健衛生費の中ほどに震災対策費ということで、この中に基金が、復興基金と書いてございますけれども、これはもう共同墓地なんですけれども、大切畑地区につきましては、以前から集落再生で頑張っておられるところなんですけれども、大切畑自体が震災後、水道事業に対しまして非常に苦戦しながら、現在もまだ終わっていないんじゃないかなというふうに思っております。

震災後、水道組合の復旧工事としては、ここの基金からある程度補填していたんじゃないかなというふうに記憶しているんですけども、現在、大切畑の状態もありますし、今後、小森水道組合ですか、その辺もこの基金から出せるんじゃないかなということですけども、令和3年度につきましては予算が載っていないんですけども、現在の復旧状況を教えていただければというふうに思います。



○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）高本議員の質問にお答えいたします。

恐らく、66ページの震災対策費の18番の負担金、補助及び交付金で、各水道組合の基金の話だと思うんですけども、各水道組合に対する地震後の復興基金を活用した復旧工事に関する補助金につきましては、これまでも基金の交付申請書が各組合から提出された後に、随時予算を計上させていただいております。水道組合に対する復興基金の期限につきましては、現状はまだ県のほうも締め切られていないということで、現在も活用できるという状況でございます。

もう一つが、各水道組合の復旧状況でございますが、聞き取り調査によりますと、今、議員からお尋ねがありました大切畑の水道組合につきましては、集落再生の復旧工事と併せて工事を行っております。また、小森水道組合に関しましても、同じく集落再生の事業と並行して行っておるところでございます。

恐らく、大切畑集落は来年度、令和4年度に完了すると思います。小森水道組合に関しましては、現在、大切畑ダムの復旧工事ということで、水源の移転ということでボーリング調査をしております。4月以降、ボーリングの工事に入ると思うんですけども、全て終わるのが、恐らく令和5年ぐらいになるんじゃないかというふうに想定しているところです。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

やはり生活の大事な水でございまして、大切畑地区につきましては、袴野地区辺りから水道を引っ張りながら自分たちで改修した経緯もあるし、その間も本当に苦労されていたということで記憶はしております。今後もやっぱりこういった基金を活用させていただいて、できるだけ集落の負担が軽減されるようお願いしたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

続きましていいですか。

○議長（山下一義君）はい。

○2番議員（高本孝嗣君）73ページをすみません。

農林水産業費の林業費なんですけれども、有害鳥獣のイノシシ、鹿あたりの捕獲補助金ですけれども、今回は何かアナグマというふうな計画がございましてけれども、アナグマも平たん地でも結構被害を被っているということでございます。想定的には、金額的には非常に少ないんですけども、被害がどの辺に及んで、これは幾らでされておるかをちょっとお尋ねするなと思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君） 林業費の負担金、補助及び交付金の有害鳥獣捕獲補助金、特にアナグマの補助金についてのお尋ねというふうに思います。

被害につきましては、ご承知のとおり、どこでもという感じで報告は受けております。さきの議会でしたか、上野議員からご質問がありましたとおり、今年度までは対処捕獲ということで、被害報告があれば、そこに許可を出して捕獲するという形でやってございました。そのときの答弁では、対処捕獲が3年ないし5年経過せんと、なかなか計画捕獲には入っていけないというような答弁をしたところでございますが、県と協議しまして、そうやって頻繁に出ておるようであれば、もう計画捕獲でよろしいんじゃないかというようなことで、国の補助対象になったということで、今回予算を計上したところでございます。

金額につきましては8万円計上しておりますが、単価としまして1頭4,000円、これはイノシシの幼獣、いわゆるウリ坊でございますが、それと単価を合わせてございます。ということでございます。以上です。

○議長（山下一義君） 2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君） ありがとうございます。1頭4,000円ということで、20頭あたりかなというふうに思います。これは林業のほうであれしていただけますけれども、農地のほうの被害が、農作物の被害で電牧の補助あたりがあろうかと思うんです。農地の中には、3戸以上という規定があったかと思うんですけれども、昨今、まず3戸以上の中で農地を管理されておる方が、やはり休耕あたりで、もう荒廃していった、その農地の団地の中に、やはり1戸減り、2戸減りで、一人で頑張っておられて、一人で農作物を作付されていても、やはり1戸には電牧の補助の対象外ということ。今後、荒廃が防げるならば、面積当たりでその辺の補助の対象にできないかというふうな提案はできないのか思っております。

○議長（山下一義君） 産業課長。

○産業課長（南利孝文君） 高本議員ご指摘のとおり、これまではどうしても対象が3戸以上とか、そういった縛りがございました。私どもも、やはり一人で一生懸命なさっているのに、心苦しい思いをしながら、お断りをしてきたと。ただ、そういった中で、昨今、若干運用の見直しが行われるやに聞いてございます。

具体的な内容としましては、今までは連担した3戸以上のという考え方があったんですが、農道等でつながる3戸以上というようなことになってきますので、これまでどこかで一つのまとまりのあるところで設置をしたところに、農道がつながって1戸があるという場合も対象になるというようなこともちょっと伺っておりますので、この辺は詳細に調査をしまして、対象になるようであれば、すぐにでも対応していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

- 議長（山下一義君）2番議員、高本君。
- 2番議員（高本孝嗣君）私がなぜこれを聞くかといいますと、荒廃された土地をやっぱり農地を隣が荒れないようにというので、鳥獣だけではなくて、やっぱり荒廃しないようにということで、隣の方の分まで自分で一生懸命頑張れば、もう戸数が1戸減るわけですよ。やはり3戸も4戸もあったやつを、もう誰も作られないけんお願いしますと言いながらも、最終的には一人で四、五反作ったりされておるんです。それが今度はこういった補助の対象外ということですから、もともと地主さんが3戸も4戸もあったところについては、何とかその辺の有害鳥獣捕獲の補助金を対応していただけるように今後検討していただくならというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。
- 議長（山下一義君）答弁求めますか。
- 産業課長。
- 産業課長（南利孝文君）先ほども申しましたとおり、運用が変わるやに聞いてございますので、運用の変更がございましたら速やかに対応していきたいと。また、ご要望のようなことは、我々も重々承知いたしておりますし、理解をしておるところでございます。強く要望を引き続きやっていきたいというふうに思うところでございます。以上です。
- 議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。
- 1番議員、尾崎君。
- 1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。
- ページ数33ページ、総務費、総務管理費の12番委託料の交通安全指導等業務委託料というのは、どういった団体にどういう業務を委託しているのかというのをお尋ねいたします。
- 議長（山下一義君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）お答えいたします。
- 交通安全指導等業務委託料ということで48万6,000円予算要求させていただいております。これにつきましては、交通指導員という役職の方を今委託させていただいておりますが、その方々に対しましての業務としての委託をすることの委託料でございます。
- 以前は報酬という形で交通指導員の方に報酬をお支払いしておったんですが、地方公務員法の改正に伴いまして、任用の要件が厳格されたことに伴いまして、交通指導員が特別職の非常勤職員の要件に該当しないということになりましたものですから、交通指導員の方については業務の委託という形で委託料として、仕事をしていただくということでの委託料で予算を要求させていただいております。
- 議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。
- 1番議員（尾崎幸穂君）委託料という形で報酬を払っているということで、

あわせまして、その下の交通安全教育講習負担金というのも同じくそのような感じになっているんですか。18番です、負担金、補助及び交付金。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

交通安全教育講習負担金につきましては、これは大津地区交通安全協会のほうに交通安全等の講習を今、大津町と西原村、菊陽町のほうで、協会に加盟ということで、交通安全各種講習について業務をしていただくということでの町村の負担金を支出しております。この分に関しての本村分の負担金ということでの予算の計上でございます。

内容につきましては、うちのほうから講師の依頼をお願いいたしまして、小中学校といったところに日程を調整させていただいて、講師を派遣して来てさせていただいて、交通安全等の教室、安全講習等を実施していただくというようなことを目的としております。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）あわせまして、似たような内容だと思うんですけども、今度は85ページの教育費、教育総務費の地域学校安全指導員謝金というのはどういった内容なのか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）今の尾崎議員の質問にお答えいたします。

ちなみに、地域学校安全指導員謝金ということでお支払いを毎年させていただいておりますが、これにつきましては、今、学校が終わる3時半過ぎから、指導員の方々は3時から6時まで3時間、役場の青パトを使いましてパトロールをしていただいております。学校が始業している時間というか、1学期は1学期の間の夕方3時から6時まで、2学期は2学期の3時から6時までということで、夏休み、冬休みを除いて一応3時以降をパトロールしていただいております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

72ページをよろしくお願いします。

ほ場整備費の材料についてお尋ねですが、原材料400万円の内訳が日向・葉山地区ほ場整備内農道生コン支給と上がっておりますが、この内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）小城議員のご質問にお答えいたします。

日向・葉山・医王寺地区の圃場整備区内の原材料支給ということで、当初計画段階から地元より農道舗装の要望が上がっておりまして、3工区、これは下古閑公民館から西側に延びる水路沿いの農道でございます。それを約

750mを舗装する予定をしております。以上です。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）日向・葉山・医王寺地区における圃場整備内の農道舗装箇所の計画は今回で終わりでしょうか。ほかに上がっていたら、またご説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）地元のほうからの要望として上がっていますが、今回のほか、3工区が今回で、1工区、堀切から木山沿い河川の河川道が農道と兼務しておりまして、これが540m。それから、2工区の180m、合計720m区間について、生コン舗装の要望が上がっております。

これにつきましては、木山川の河川敷の熊本県名義の道路となっております。圃場整備の農道と兼ねております。今後は、県と協議を行って、承諾を得ることができましたら、次年度以降、新たに要望をさせていただければというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。

木山河川敷の県道の土地ということで、工事に当たり、県河川敷ということで、いろいろ曲がっておりまして、いろいろなところで障害が舗装するに当たっておりますので、そのところはもう少し考慮して、できるだけ安全に渡れるような舗装をしてもらいたいと。材料支給が、半額材料支給だけは出るということです。少し多めに要るかもしれませんけれども、そのところの測量のほうもよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは40ページになります。総務費の中の節17備品購入費です。

いよいよ総合体育館の中身のほうも備品を買われる予算が上がっております。大体スポーツ関係を考えれば、どういったものを買われるかというのは分かっているんですけども、この中には、スポーツジムもあその中にはあると思いますけれども、そういったジムの機械等も入っているのでしょうか。また、スポーツはどういったものが中でできるような用品を購入されるのかをお願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの坂本議員の質問にお答えいたします。

40ページに載っております備品購入費という形で、今、総合体育館内の備品の購入を新年度予定しております。

まず、1番目は、総合体育館の家具等という形で計上しております。これは机、椅子等でございます。それと、その次に計上しておりますのが、体育

館のスポーツ用具という形で、これは体育館内のバレーボールのネットとか支柱とか、バドミントン関係の支柱等、あと卓球台等を今計上しておるところでございます。それと、体育館の環境用具につきましては、玄関マットとか、傘立てとか、そういった部分がございますので、そういった備品等の購入費で計上させていただいておるところです。

最後の質問にありました体育館の運動関係の分でございますが、トレーニングルームについては、まだ予算のほうの計上はしておりません。ただいまどういった方向でやるかという検討をしておるところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。じゃ、今のところは、この金額の中にはトレーニングジム等の金額はまだ入っていないということですね。トレーニングジムの機械が、やっぱり1個に対して二、三百万円ぐらいするのではないかと思っております。それが10個そろえれば、そこに3,000万円と、すぐなると思います。

また、そうなれば、来年度ぐらいから体育館が動き始めたとしたときに、管理体制、こういうものをすれば、やっぱり管理人とかが必要になってくると思いますけれども、そうなれば、維持管理等必要であり、また人件費等も出てくると思います。これは課が違うのかなと思っておりますけれども、その辺までいろいろ今のところ出されているのでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまご質問がありましたとおり、今、その機材等の検討をしながら、それを結局運営していく上で、やっぱり指導員がいないと、機械の使い方とか、そういった部分の指導とか、その後の管理体制とかいうのも入ってまいります。それにつきましては、今ご指摘のとおり、教育委員会のほうと協議しながら進めておるところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城堡弘君）これはちょっとお尋ねでございますけれども、83ページの小型ポンプ積載車の件ですけれども、3台、昨日ですか、売られました、また3台の購入というふうになっております。

以前、私が1年ちょっと前に団長をしておりました頃の話ですけれども、今現在、2t車以上は中型免許を持っていないとできないということで、小型ポンプ積載車、2t以上は超えないと思うんです。一つ気になるのが、今、普通免許でノーマル車とオートマチックがありますけれども、オートマチックの免許しか持っていない人は、油圧機の積載であれば運転できないというふうになっております。

今現在、消防団も、なかなか火事があってもいないということで、1人、2人で、オートマチック車しか運転できない人が、緊急だからといって運転していくわけにはいきませんので、今現在購入された3台車もオートマチック車なのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思って質疑としました。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）（「マニュアルとオートマたいな」の声）小城議員のご質問にお答えいたします。

今回の当初予算で予算要求しております3台につきましては、全てオートマチック車の購入を仕様として定めているところでございます。車両の重量につきましても、3.5t未満が普通免許で対応ということでございますので、普通免許対応の仕様の車ということで予定をしております。先般購入しましたものにつきましても、全てオートマチック車という状況でございます。

○3番議員（小城保弘君）課長、ありがとうございます。今後もオートマチックということで安心しましたけれども、やっぱりオートマチックしか持っていない人が運転したらと。今現在、積載車のほうでギア付きの車が何台あるかというのはわかりますか、ありませんか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）今お答えできる数字を持ち合わせておりませんので、ちょっとお調べさせていただければと思います。

○3番議員（小城保弘君）よろしく願いいたします、安全のためでございますので。終わります。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

ページ数が99ページ、教育費、社会教育費の委託料、西原村男女共同参画計画策定支援業務委託料についてお尋ねいたします。

どういった団体に、どういった活動について、お支払いされているのか、お願いします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまの尾崎議員の質問にお答えいたします。

今回の男女共同参画計画策定支援業務委託料は、団体に支払うわけではございません。実際、国のほうで、平成17年12月から男女共同参画の基本計画ということで来ていまして、その後、平成22年度に計画全体の見直しということで、国の施策でございます。

うちのほうが、平成23年3月に男女共同参画計画の策定をしております。その後、策定がなされておりません、10年間。今回ちょっと見直しをしたいということで、業者のほうに男女共同参画計画の策定業務を委託したいということで思っております。以上でございます。

- 議長（山下一義君）よろしいですか。1番議員、尾崎君。
- 1番議員（尾崎幸穂君）すみません、関連になるのか分かりませんが、100ページの教育費、社会教育費のにははら女性活動推進協議会活動補助金、こちらについてお尋ねいたします。
- これは協議会への補助金になるので、こういった活動に対してのお支払い、補助金なんですか。
- 議長（山下一義君）教育課長。
- 教育課長（吉田光範君）今のご質問にお答えいたします。
- にははら女性活動推進協議会活動補助金というのは、女性セミナーということで、広報で防災無線で流しておりますが、女性活動の中で、いろんな活動をしていただくという団体にお支払いをしている年間の補助金でございます。よろしいでしょうか。
- 議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。
- 1番議員（尾崎幸穂君）すみません。活動に対して、例えば山河の館で何か女性に対してのセミナーをやっているとかに対しての補助金ということですか。
- 議長（山下一義君）教育課長。
- 教育課長（吉田光範君）セミナーをやっているというか、この団体、にははら女性活動推進協議会という会がございまして、その中でセミナーをやったり視察研修に行ったりとかする中で、年間の補助金として35万円、うちから出している分でございます。最終的に実績報告が上がってまいりますので、また来年度の予算をどうするかというお話になると思います。以上でございます。
- 議長（山下一義君）1番議員、尾崎さん、よろしいですか。
- ほかに質疑ございませんか。
- 7番議員、西口君。
- 7番議員（西口義充君）41ページです。総務費、総務管理費の住宅復興費、委託料、山西団地用地測量業務委託料と、下に山西団地用地購入費ですか。これは何か計画はあるのかなという思いと、1,000円が上がっておりますので、何か計画されておるなら、その報告をお願いしたい。
- それから、64ページの地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援委託料、これも初めて見ますので、ちょっと内容的なことを教えていただけますか。これは担当はどこかな、保健衛生と書いてありますけど。
- 総務のほうからお願いします、委託料700万円と書いてある。
- 議長（山下一義君）復興建設課長。
- 復興建設課長（吉井 誠君）山西団地の用地測量ということなんですけれども、整備が終わりまして、1件相続ができていないところがございます。今現在、時効取得の手続を取っている最中なんですけれども、これで1つ分筆



が発生してしまっていて、山西団地周辺の用地測量が必要となっているということで、ここで上げさせてもらっているところでございます。

一応、総務のほうで予算を組んでいただいているんですけども、仕事をやっているのは復興建設課のほうでやらせていただいております。以上です。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）1件だけということで、広さ的にはどれぐらいあるんですか。団地の近くですか、これは。団地内ですか。（「団地内です」の声）団地内で、今、建物が建っておるでしょう。ちょっとお伺いします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）面積は後でお知らせできればと思います。面積は結構広くて、面積に応じて委託料が発生してきますので、予算を計上させていただきます。

また、1,000円というご質問があったんですけども、時効取得がちょっと時間がかかっておりまして、不明ということで、めどが立ったときには補正なり何なりでまた計上させていただければというふうに思っております。以上です。

○7番議員（西口義充君）分かりました。次には、衛生。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）西口議員の質問にお答えします。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援委託料ということで、地球温暖化実行計画というのは、現在、国のほうから市町村に策定するというように義務づけられている部分です。その中で事務事業編というのは行政、この役場ですね、役場が持っている庁舎であったり、車であったり、そのあたりの温暖化対策に向けた計画を立てなければならないというふうになっております。そのための委託業務でございます。以上です。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）委託業務220万円とありますけれども、これは専門の方が来て計算をされるんですか。その建物の熱量とか、車の熱量、そういうのを計算されてから国に報告するということですか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）報告といいますか、実行計画を立てるということになります。ですから、現在の建物の電気の使用量であったり、そのあたりを把握して、じゃ、それを5年後、10年後にはどうしていかうかと削減目標を立てるといような計画でございます。

○7番議員（西口義充君）分かりました。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

80ページの土木費、住宅費の中の役務費の中に遊具施設劣化診断手数料と  
いうのがあるんですけども、これはどこの遊具になりますか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

ここの遊具施設の劣化診断につきましては、河原団地の中に遊具がござい  
まして、その遊具につきまして、不具合というか、劣化等で診断をする必要  
がございますので、その分の予算要求でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

すみません、86ページ、教育費、教育総務費の18番の負担金、補助及び交  
付金の中の河原小児童減少防止対策補助金というのは、どのようなものに使  
われるんですか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

多分160万円上げている分だと思います。これにつきましては、分かりや  
すく申しますと、山西校区から河原校区に通学している子どもさんに対して、  
月1万円の補助を出している部分の補助金でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）じゃ、すみません、あわせて、今、山西校区か  
ら河原のほうに通っている子は、現在何人ほどいらっしゃいますか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）今の時点では10名ほどおられます。来年度は、ちょ  
っと増えますけれども、11名ぐらいを見込んでおります。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。ありませんね。

9 番議員、宮田君。

○9 番議員（宮田勝則君）すみません、9 番議員、宮田です。

歳入のところで、ちょっとお聞かせ願いたい。財産収入です。

貸付収入ということで、毎回お話が出て、つい最近まで出ていましたけれ  
ども、また駒城の件です。また、山焼きが先日ありましたけれども、やはり  
住民の皆さん方の中で、誰かが言いよるんでしょうね、不安がられて、もう  
駒城は来年からおらのやなかろうとか、もう撤退すると聞いとるばって  
んという話で、うわさ話だけが地域に少しだけ広まっちゃいけないかなとい  
う感じです。

総務課長、この契約年数等、契約書の中でうたわれていますよね、撤退、  
甲乙、これは入会権も発生していますので、丙の話で、協議が必要というお  
話で、協議することもしていないのに、そういう話が出るということですの  
で、ちょっと議場の中で払拭していきたいと思います。向こうからの動き、

何か相談等が実際ありますか。なければ、なしで結構です。よろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ただいまの宮田議員のご質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、この間、契約を取り交わさせていただきまして、現在、貸付けを行っているところでございますが、貸付金につきましては、今年度につきましても、ちゃんと納期を守った形で納入いただいているところでございます。今現在、議員がおっしゃるような経営不振ということでの近々の撤退というようなことでの申出は、特にはございません。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）そうでしょうということで、言っていたいて、ありがたく思っています。

こういうものは、やはり広報チーム等も通じて、うそのうわさ話というのは、何でもそうですけれども、1人が1人に吹いちゃうと、いっぱいところに、地域に、そういう風潮を振りまく人は、故意にはないでしょうけれども、不安がられて言われたかと思ひます。やはりそういうものは、公的な場でちゃんと、そういうことありませんというふうなことを確認しておかないと、なかなか広報紙でも駒城は大丈夫ですと書けませんよね。そういったことで、今回ちょっと質疑させていただきました。まず、安心感を持って、皆さん方は生活していただければというように思ひます。

今のページで、もう一点、これはマスコミが先に出ていますけれども、風力の件、10基中、ただいま9基が稼働中ということで、震災以降、復旧されて、今、稼働はしていますけれども、CO<sub>2</sub>削減でNEDOからいい案が出たのかもしれませんが、半分程度の5基程度の基数で、発電能力は今までと同等、それ以上というお話で、うわさ的には聞いていますけれども、実際、交渉しておるのは企画商工課長なのかな。お話の中身を少し議場の中でも紹介していただければと思ひますので、答弁を求めます。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの宮田議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

一昨日だったですか、2024年度に建て替えの計画という形で、新聞報道されておりました。事前に、今、宮田議員が言われていましたように、NEDOのほうの申請も終わられたということは聞いております。

今後、いろんな課題等もございまして、10基、実際稼働は今9基ですけれども、それよりもまだ1基が大きくなるという形で、1基当たりの発電量が増えてまいります、倍に近くなってまいりますので、基数を5基に減らして発電を行う。結局そこから先の送電関係が今の送電の量に合わせるような形になるので、基数を減らすというような話でございまして。以上です。

○議長（山下一義君） 9 番議員、宮田君。

○9 番議員（宮田勝則君） 1 基当たりの能力が倍になって、基数が半分になると。もともと貸付料的には寂しい金額しかここには出てきませんけれども、これがなおさら小さくなるという、鳥子区の皆さん方に大変悲しいことかもしれないけれども、今度は配置関係が大きく変わりはせんかなと思います。今度は長さが130mとか150mとか相当長いやつで、工事にも運搬をどうしようかと多分皆さんが頭を悩ませる。道路管理者としても村道を通られると困るねというぐらいの話の規格の風車だと思います。

その辺は、国と県と村と連携しながら進めざるを得んのかなと思っていませんけれども、今度は配置が終わった後の管理の仕方であったり、今と同様になるかと思えますけれども、まず、建つ位置の場所とかの相談とかが先にあるべきかなと。計画図的にあれば、議会のほうにも少し早めに明示していただきたい。特に、入会権を持った人がおられますので、よろしくというところですよ。

何しろ情報を早く入れて、マスコミから先に聞いたという、私たちの立場上はどう解釈すればいいのかというふうに、たまたま、今、ペーパーレスであらかた情報は仕入れられますので、入ってはきていましたけれども、本来ならば執行部の方々から、常任委員会中でもありましたので、先に言われておくと気分がよかったかと思えます。隠すつもりはなかったろうと思えますけれども、同じ委員会なのに寂しいなという思いもありますので、注意をしながらやっていただきたい。村長、そのように指導してございますか。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（日置和彦君） 私どもにもまだ詳しい話はあっておりません。ただ、発電量は変わらないぐらいの、高さが150mぐらいのものを建てますということで伺っております。場所も、阿蘇の世界遺産の問題もございまして、あまり高くすると景観を損なうということで、今の8号風車より上にはいかないと。あれより下にいくということで、多分、もう少し下のほうで建てられるんだろうと。場所もまだ分かっておりません、どこにされるかは。ただ、高さは抑えるということをお伺いしております。

あとは、恐らく航空局とかいろんなところの許認可が要りますので、そこをクリアせんと今は何も分からないということで、それをクリアしたならば、多分ある程度の詳細の報告はあるかなということでございまして。そういったことで、できるだけ早く村のほうにも報告しろということを伝えていきたいというふうに思います。

○議長（山下一義君） 9 番議員、宮田君。

○9 番議員（宮田勝則君） ありがとうございます。

村長が前みたいになできん開発も、なかなか交流が僕らも少なくなっていますけれども、地震以降は。その辺でちょっと向こうも情報を先に入れてくれ

なかったのかなという思いもありますので、それに関連して、議長、ようございますか。

○議長（山下一義君）はい。

○9番議員（宮田勝則君）先ほど、CO<sub>2</sub>削減の国の大幅な方針転換の話で下りてきていますけれども、村もそういう形で率先してやらなければいけない立場になります。今、ディーゼル車、ガソリン車、いっぱい、ハイブリッドが数台、電気自動車1台ですか、そういうのを含めまして、LED化も進んでいない。そういうところからまずスタートとはなっていくでしょうけれども、最近ちょっと夢のような話が、先ほど昼食時間もありましたので、空飛ぶ自動車の件が、愛知県豊田市のほうで、これはベンチャー企業の下で実証実験が、もう実際飛んで、動画的にも市場に回っています。現在、手を挙げる自治体が数件出てきており、令和3年度中に国土交通省のほうで、実験の素案を発表するような話になっています。

都会の話だろうと思っていたら、田舎にも向いちゃおらんとかな、庁車にも欲しいよなということも、特に西原村、中山間地と平野地含めまして、地震でも起きましたけれども、水害でも急に道がなくなると、その1本しかないという集落もあります。飛んでいかんとなかなか行けなくくりにもなるかもしれません。何かそういうものであったら、夢のある話ですけども、西原村も日置村長が手を挙げていただいて、企画商工課長が東京に出張しながら、また愛知県豊田市に行きながら、進めていただければという希望も含んでおります。

この大きな転換期に、何か西原村として全国にアピールする。被災自治体としてのプライドもかけた事業を何かやれないかと思っておりますけれども、村長、いつも考えておることの中にあれば、少し紹介していただくのも一つですし、私の今言った提案を少し考えていただければ、そういった方向も答弁の中に入れていただければと思いますので（「それは何の施設ですか」の声）実際、いつもやりよる永野君が飛ばしとるやつが、操縦席がついていない空飛ぶ自動車です。だから、免許が基本要らない形になるかと思えます。操縦は、本人はしなくて、コンピューター遠隔という形の車だというふうに見受けられました。（「車ですか」の声）ドローンの車です。5,000万円という話です、今は1台。あと2年後ぐらいに実用化されると思いますが、西原村として取組をどう考えるかということです。よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）空を飛ぶ車ということですかね。（「そうです」の声）そういうことがあれば、今後、やはりそういった形に将来的にはなってくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その会社を西原村にということかと思っておりますけれども、内容をちょっと調べんと、今ここでどうの

このじゃなくして、それが現実的なのか、それが西原の村に合うのか合わないのか、どれぐらいの面積が要るのか、いろんなことをちょっと調べさせていただきます。そして、判断していくならというふうに思います。

エネルギー関係は、CO<sub>2</sub>関係は、西原村はよその町村よりか前には進んでいるところです。というのは、この前、会議がありましたけれども、阿蘇郡でも山と自然があって、CO<sub>2</sub>削減にも協力しようということと、うちは風力がある、太陽光もあると。そして、そういったことでいろんな形でCO<sub>2</sub>削減には協力しようということで、熊本市で会議がありますけれども、そういったところでも、そういったことを申し上げていきたいというふうに思っております。

熊本市が一番せんといかんということではなかろうかなと思います。熊本市は空気の汚染もあるし、CO<sub>2</sub>削減にはあまり協力的じゃないというか、あまり対策がなされていないんじゃないかなというふうに思いますので、我々は、一番西原あたりは協力しておりますよということを伝えております。

夢のある話と言われましたけれども、まだまだいろんなことがあるかもしれませぬけれども、今、我々はここまで震災からの復旧・復興ということで一生懸命取り組んでまいりました。夢の話は今のところはございません。ございませんというか、考える中でも、その話を実現するには今の復興が先ということで考えてきましたので、今のところはここで言うようなことはございません。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）トップとしては、そう言わざるを得んのかなというふうに思います。また、個人的な話については、ここの外でやらせていただければと思います。

関連して、復興の話ということで、もう一点、若干広うなるかもしれません。地震後、人口減少がありまして、これは全国的にもそうでしょうけれども、地震に起因しての人口減少が本村の場合は一番大きかったということです。今後、人口を増やしていかないと、いろんなメニューの中に、移住のお金をあげますから手を挙げてくださいますか、ありませんかということだけが来ていますけれども、なかなかその予算の執行までには至らないというのが今の現状かと思っております。

やはり、村議会、住民が一体となって、何とかそういう同じ思いを持ってやらなきゃいけないと。特に、河原校区を筆頭に、中山間のもともとの集落、同じ悩みがあるかと思っております。そういったところに、今回はまだ出ていませんけれども、いろんな意味で補正であったり、計画を練ることからまた要るかもしれませんけれども、何とかここ数年のうちに着手していただきたいと思っております。

1点、区切り区切りというのが歴史上必ずあるわけですがけれども、その区

切りのときにはここまでやると。村長の思いとしては、この大きなメニュー的には復興のメニューがありました。それも順調に行きました。ゴールが少し見えてきたというか、もうゴールが見えてきていますよね。あとはどこでゴールを切るかというところです。

あと、この河原校区、少し出させていただきますと、小学校が創立150周年を3年後に迎えます。村長の、今の僕らの任期の一番最後の年ですね。150周年ということで、ある意味、河原の地域からしたら一つの区切りです。震災からそれで丸8年、9年目の年になります。そういった観点からも、地域から選出された議員としても、何とか早めに復興という名に恥じないような地域にしていかなければならないと思っていますけれども、やはり協力体制が必要です。僕ら議員だけでは何もできません。やはり執行部と住民の方々と連携してやっていかにやいかんと。

たまには、そういう機会をこちらからも設けたいと思っていますけれども、そっちの執行部側の部署をどこかにひっつけていただきたいと思っています。いろんな部署がありますけれども、全ての課の横串が刺さるような事業になるかと思しますので、今やっておるような子どもの関係は、教育委員会であったり、住民福祉課があって、いろいろ横串を刺せんところもありますし、今回のやつは、それも含めて話を進めていただければと思いますので、どこがいいのか。僕は企画がいいと思っていますけれども、何かそういうことを村長のほうに決断していただきたいと思っていますけれども、今、返事ができますならば、お願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）河原校区の少子化対策と人口増ということで、私は宅地を造るならということを書いてきました。不動産会社あたりに、村で造成して宅地を造るから、村は不動産業者じゃありませんので、売ることができないときは、不動産の方が中に入って売ってくれますかとお聞きをしたところ、河原は無理ばいたいと。なかなか不動産業者もあちらのほうに手は着けません。だから、なら二、三戸でもまずは造ろうかと、そして状況を見ようかと。これを10戸も造って、あとはもうどうにもならないというふうになるといけませんので、そういったこともやっていこうかと。

そして、部署ですけれども、今年の4月から企画商工課に2名増員をしております。まだ発表しておりませんが、増員するところです。係長も1人増えます。そこでそういったことを主にやっていただこうかなというふうに思っております。

そういったことで、もう議会が終わったらやがて発表しますので、これで半分発表したと同じことですが、そういったことでしていくなればなど今計画をしております。私の席順の中には全部名前が入っておりますので、新しい体制がそういったことでやっていくなればというふうに思っております。

そして、河原校区選出の議員の皆さん方と河原少子対策特別委員会あたりと一緒にあって、一回何しろ会合やりましょうか。そして、どうすべきか、議員さん方の意見も聞かなくちゃなりませんので、まずそこでどうしたらいいのか、そして、その後、検討委員会が要るのか要らないのか。そういったものを含めて、一回話をするならばなど。まず、新年度になって、こちらのほうもそういった体制をつくりますので、そうしたことで協力をよろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）本来ならしない部分まで答弁をいただきまして、それは大変ありがたいことです。また、企画商工課長には、4月以降、その場所かは分かりませんが、大変頑張っていたかなければならないと思います。

今、村長から提案がありました議会、少子化対策の河原校区活性化委員会と、できますならば、当然、用地とかも提供いただけるような地域に住まれるところの区長さん方でもいいかと思ひますけれども、地域代表の方を入れてお話しできれば、こちら側としては幸いと思ひます。僕らでは言い負けるところがいっぱいありますので、やはり地域の方々の熱意をさらに燃やしていただけるように、そういった場所に出てきていただくような体制を次の予算書の中で期待をいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）まず、何しろ議員さんの話を聞いて、宅地を造るならどこがいいのか、そのほかには何があるのか、いろんなことをまず議員さんあたりのご意見を伺うならばなど。そして、私どもはこういった方法がいいんじゃないかなということ提案しますけれども、話をしながら、その中でいろんなことを決めていくなればなどというふうに思ひます。まず一回、話し合いをして、その中で、こういった右に行くのか、左に行くのか、どうするのか、方向性を決めるならばというふうに思ひているので、そのときはまたいろいろご指導いただくならばというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）それでは、歳入歳出含めまして、ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第18号、令和3年度西原村一般会計予算について、原案どおり決する



ことに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、次の会議は17日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時24分 散会



第 4 号 ( 3 月 1 7 日 )

## 令和3年第1回西原村議会定例会会議録

令和3年3月17日、令和3年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年3月17日（水曜日） 議事日程第4号

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第19号 | 令和3年度西原村国民健康保険特別会計予算について                  |
| 日程第 2 | 議案第20号 | 令和3年度西原村介護保険特別会計予算について                    |
| 日程第 3 | 議案第21号 | 令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について                 |
| 日程第 4 | 議案第22号 | 令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について                |
| 日程第 5 | 議案第23号 | 令和3年度西原村工業用水道事業会計予算について                   |
| 日程第 6 | 議案第24号 | 指定管理者の指定について（※西原村構造改善センター）                |
| 日程第 7 | 議案第25号 | 指定管理者の指定について（※にしはらオーガニックセンター）             |
| 日程第 8 | 議案第26号 | 指定管理者の指定について（※西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設）   |
| 日程第 9 | 議案第27号 | 指定管理者の指定について（※西原村滝地区地域資源活用総合交流施設 滝交流農園）   |
| 日程第10 | 議案第28号 | 指定管理者の指定について（※西原村滝地区地域資源活用総合交流施設 滝交流館糸舞季） |

- 日程第 1 1 議案第 2 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 2 議案第 3 0 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 3 議案第 3 1 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 4 議案第 3 2 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 5 議案第 3 3 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 6 議案第 3 4 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 7 議案第 3 5 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 8 議案第 3 6 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 9 議案第 3 7 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 0 議案第 3 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 1 議案第 3 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 2 同意第 1 号 西原村監査委員の選任につき同意を求めること  
について
- 日程第 2 3 発議第 1 号 西原村議会会議規則の一部を改正する会議規則  
について
- 日程第 2 4 発議第 2 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣  
について
- 日程第 2 5 組合議会の報告等について
- 日程第 2 6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君



○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

昨日の令和3年西原村一般会計について、小城議員から質疑の件について総務課長より答弁の申出がありますので、答弁を許可します。

総務課長。

○総務課長（須藤 博君）昨日の議案第18号、令和3年度西原村一般会計予算の審議におきまして、小城議員より消防団積載車のマニュアルトランスミッション車の台数についてご質問がございました。お調べいたしましたので、ご回答いたします。

現時点での消防団積載車の総台数24台のうちマニュアルトランスミッション車が13台でございます。なお、この間、消防団積載車の更新時にオートマチックトランスミッション車を購入してきております。現在のマニュアルトランスミッション車につきましては、今後順次更新時に合わせましてオートマチックトランスミッション車に変更していく計画でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）小城議員、よろしいですか。

小城議員。

○3番議員（小城保弘君）マイク故障のため、隣の席からさせていただきます。

大変ありがとうございます。まだトランスミッションが残っているということで、24台中で。

今日、高本議員のほう消防団長もされているということで、緊急時に当たって人数は少ないとは思いますが、無免許運転だけはさせないで、人間が少ない場合は、OB会等もありますので、OBの人たちに運転していただくとか、そういった心構えでやってもらいたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第19号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）おはようございます。

議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくっていただきまして、令和3年度西原村国民健康保険特別会計予算。

令和3年度西原村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,976万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

まず、5ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございます。

説明します。事項、期間、限度額の順で読み上げます。

国保事務処理標準システム初期導入費用負担金、令和3年度から令和4年度まで、2,247万6,000円。

続きまして、歳入の主な内容についてご説明いたします。

8ページの歳入予算をお願いします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億4,931万3,000円、同じく目2退職被保険者国民健康保険税2万円でございます。これらの現年分につきましては、基礎控除改正に伴う影響及び1月末の調定を基準に収納率を考慮し算出しております。また、退職被保険者国民健康保険税につきましては、令和元年度において被保険者が0となっておりますが、滞納分のみ計上をしております。

9ページをお願いします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金6億7,626万6,000円でございます。この交付金につきましては、出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料を除く保険給付費を全額負担する普通交付金と保険者努力支援

分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健康診査等負担金の項目がある特別交付金に分かれております。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金7,805万5,000円でございます。これにつきましては、保険基盤安定繰入金など法定内の繰入れを一般会計からお願いしております。

10ページをお願いします。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金4,500万円でございます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

12ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,746万5,000円でございます。委託料に国が進める国保事務処理標準システム導入に向けたシステム改修委託料1,379万4,000円を計上させていただいております。

同じく項1総務管理費、目2国民健康保険団体連合会負担金として、国保連合会が行う同じく国保事務処理標準化システム導入に向けたシステム改修に伴う負担金1,132万1,000円を計上させていただいております。

14ページをお願いします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費5億5,000万円、目2退職被保険者療養給付費5万円でございます。これにつきましては、令和2年度の給付見込額を参考とし、医療費の自然増等を考慮し計上させていただいております。また、退職被保険者療養給付費につきましては、令和元年度において被保険者が0となっておりますが、過年度分の精算で給付費が発生する場合がございますので、計上させていただいております。

款2保険給付費、項2高額療養費、項1一般被保険者高額療養費8,700万円、目2退職被保険者高額療養費5万円でございます。高額療養費につきましても、令和2年度給付見込額を参考とし、医療費の自然増等を考慮し予算計上させていただいております。

15ページをお願いします。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分1億8,998万2,000円でございます。医療給付費分の事業費納付金とは、県が市町村に交付する保険給付費等交付金の費用に充てるため県に納める納付金で、その財源は主に保険税となっております。県全体での必要な保険給付費の総額から市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して熊本県が決定する金額となっております。

16ページをお願いします。

款3国民健康保険事業費納付金、項2後期高齢者支援金等分5,179万2,000円でございます。こちらも県が社会保険診療報酬支払基金に支払う後期高齢者支援金の費用に充てるため、県に納める納付金となっております。

款3国民健康保険事業費納付金、項3介護納付金分1,985万6,000円ござ

います。こちら県が社会保険診療報酬支払基金に支払う介護納付金の費用に充てるため、県に納める納付金となっております。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費782万8,000円でございます。主なものとしましては、12委託料に593万3,000円、特定健康診査等事業に対する委託料を計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

関連で質問したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

保険ということで、今回、先日、永広医院のほうで辞められるというふうに聞きましたけれども、こちらのほうはバス停は真横にありますけれども、のむら内科が西原村であと一つになりますけれども、こちらのほうはバス停が近くにあったのかなというふうに思っております。

病院関係で年寄りの方が行かれるときに、国民健康保険で行かれる方がおられるんで、もし近くになれば、ああいうところにもバス停をつくっていただきたいと思えますけれども、健康保険のほうからの考えはどうでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの坂本議員の質問にお答えします。

のむら内科の一番近くのバス停は、多分小学校前になるかと思えます。旧道側に、門前に、前によろず屋さんがあった付近にたしかあると思えます。それと、あとはその新所入口の2か所になるかと思えます。

その後のバス停の増設、新設については、ちょっと私のほうでは今のところ考えは持ち合わせておりません。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ここで質問していいのかがちょっと分かりませんでしたけれども、のむら内科は、お年寄りの方が行かれるところでもあります。車の方であれば何ら問題ございませんけれども、バスを使って行かれる方等もおられるかと思えます。または介護タクシーとか、あの辺も使われる方は変わりませんが、お年寄りの方が歩いて行かれるには、そこは100mちょっとはあるのかなとは思っておりますけれども、その辺の考慮も必要になってくるのではないかと思っております。

○議長（山下一義君）答弁はいいですか。（「答弁お願いします」の声）

村長。

○村長（日置和彦君）本当にありがたい質問であります。

特にお年寄りの方々は、今言われますように、100m、200m、300mと歩

くには大変だなというふうに思っております。

ここで、私が、はい、それならそのようにしますということは、もちろん申し上げることはできませんけれども、産交バスのほうにお話をして、できるのかできないのか、これもまだはっきり分からないと。山西小学校入り口から割と近うございますので、向こうを外してこっちにするということも、万徳の周辺地域の方々からいろんな異論があるかなと思いますので、そこら辺はバス会社等に一応話はしてみます。できるかできんかは分かりませんが、できるようにということで話をしてみたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第19号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第20号、令和3年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第20号につきましてご説明いたします。

議案第20号、令和3年度西原村介護保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくっていただきまして、令和3年度西原村介護保険特別会計予算。

令和3年度西原村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,317万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございます。

説明します。事項、期間、限度額の順で読み上げます。

地域包括支援センターシステムサーバー等リース料、令和3年度から令和7年度まで、207万円。

内容の説明に入らせていただきます前に、西原村介護保険条例の一部を改正する条例を可決いただきました。令和3年度から令和5年度までの3か年の介護事業につきましては、第8期西原村介護保険事業計画に基づき行うこととなっております、令和3年度予算につきましても第8期西原村介護保険事業計画に基づき編成しております。

それでは、歳入の主な内容につきまして説明いたします。

7ページの歳入予算をお願いします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1億5,325万3,000円でございます。これにつきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、1月末の被保険者数等を考慮して算出しております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億2,272万5,000円でございます。これにつきましては、令和3年度の給付見込額を支出予算の介護サービス諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費を合計した額に国庫負担割合を乗じて計上しております。

同じく国庫支出金で、項2国庫補助金5,717万3,000円でございます。これにつきましては、令和3年度の給付見込額に国庫補助金割合を乗じて計上させていただきます。

8ページをお願いします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金1億9,325万6,000円でございます。これにつきましては、第2号被保険者である40歳から64歳までの被保険者の保険料を原資としており、令和3年度の給付見込額に第2号被保険者の負担割合を乗じて計上しております。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金1億235万1,000円でございます。これにつきましても、国庫支出金と同様で、県費の負担割合を

乗じて計上しております。

款6繰入金、項1一般会計繰入金1億1,691万2,000円でございます。これにつきましても、令和3年度の給付見込額に村の負担割合を乗じた金額を一般会計から繰入れさせていただいております。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

10ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費331万8,000円でございます。これにつきましては、委託料として、地域包括支援センター運営業務委託料として194万8,000円を計上させていただいております。

11ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費6億4,868万5,000円を計上させていただいております。これにつきましても、第8期介護保険事業計画に基づき、令和2年度の給付見込額を参考とし、利用者数等を考慮し予算計上させていただいております。

12ページをお願いします。

款2保険給付費、項3高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費1,329万9,000円でございます。これにつきましては、利用者の自己負担額を超え支払った利用料につきまして、その超えた分を利用者に支払うものでございます。令和2年度の給付見込額を参考として、利用者数等を考慮し予算計上させていただいております。

款2保険給付費、項4特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者サービス等費2,700万8,000円でございます。これにつきましては、低所得者が施設等へ入所されたときの食事、居住費の一部を負担するものでございます。これにつきましても、令和2年度の給付見込額等を考慮し算出させていただいております。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、目2介護予防ケアマネジメント事業費、1,380万円と330万円でございます。これにつきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に伴うサービス事業者への委託料及び要支援者・事業対象者の訪問型サービス及び通所型サービスの事業費とケアマネジメントの作成委託料として、令和3年度の見込額にて計上させていただいております。

13ページをお願いします。

款3地域支援事業費、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費601万8,000円、これにつきましては、地域介護予防活動支援事業委託料を計上させていただいております。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目4生活支援体制整備事業費494万円でございます。主な内容につきましては、高齢者の介

護予防に係るサービス提供体制の検討及び高齢者の地域での支え合い体制づくりを推進していくため、社協に委託し、生活支援コーディネーター等の設置及び運営費として計上させていただいております。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業・任意事業費、目5 認知症総合支援事業費574万7,000円でございます。主な内容につきましては、高齢化の進展に伴い認知症の方が増加することが予想されていることから、認知症地域支援推進員等設置促進事業委託料373万3,000円、社協に委託しております。及び認知症初期集中支援事業委託料201万4,000円、益城病院に委託し、関係機関と連携した体制をつくる費用として計上させていただいております。

14ページをお願いします。

款3 地域支援事業費、項4 地域包括支援センター管理費、目1 一般管理費1,146万1,000円でございます。主な内容につきましては、委託料で地域包括支援センター運營業務委託料として1,050万円を計上させていただいております。

歳出の主な内容につきましては以上でございます。

16ページに債務負担行為ということで、地域包括支援センターシステムサーバー等リース料を計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君）6 番、中西です。

私も、すみません、関連でよろしいでしょうか。主に包括支援センターについてです。

一昨日の議案第6号において、福祉センターの検討委員会というのを上程されまして、我々も賛同いたしました。何でこの介護のところで話をしましたかといいますと、この予算の大半の現場で、本当に健康な老後、そのために頑張っていただいておりますのは包括支援センターだと思っています。また、地域住民の方のサポーター講座を受けられた皆さんが本当に協力されておられます。

そういったことを考えたときに、議案第6号において出ました検討委員会において、手狭、または今後の高齢化社会に向けてというところで提案があったと思いますが、包括支援センターのほうも一緒ではないかと思っています。現在、山河の館の前にありますけれども、広さの問題も人員の問題も今後出てくるのではないかと思っています。そこも一緒に検討の中に入るのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。



確かに、のぎく荘、社協のほうを拡充、拡張するのかどうか、いろいろ検討委員会をつくると申しあげましたけれども、まず、検討委員会をつくって、改修してやるのか、しないのか、そこから検討しなきゃならないというふうに思っております。

増築をするならば、どのような形で増築したらいいのか。東のほうに行くのか、北側に行くのか、広げるのか。そして、もうかなり年数もたっておりますので、機械設備等がかなり劣化しておる。毎年毎年修理をしなくちゃならないということでもありますので、そこら辺も含めて検討委員会で検討していただくというふうにしております。

今、ご質問がありました包括支援センター、これも社協のほうでやっておりますけれども、やっぱり場所がない、狭いということで、こちらのほうでやっておるということでもありますので、今後、検討委員会の中で、今、中西議員が言われた包括支援センターの事務所も含めて検討するならばなというふうに思います。

これからだんだんと高齢者の方々が増えてまいります。2025年、団塊の世代が全て後期高齢者となられますので、かなりの方が、来られないのが一番いいんですけれども、やはり体が不自由になったりとか、社協というのは子どもから高齢者までということでもありますので、そこも含めて検討させていただくならばなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）検討いただくということで、うれしく思っています。

現状といたしまして、スーパーサロンも、私たちもやりたいという集落が今、一つ、二つ、また増えております。そうやって地域で盛り上げていきたいというところがだんだん増えておりますし、また、養成講座を受けられた方も高齢になりますし、また次の養成サポーター講座を受けていただく方をどんどんやっていきたい。または、そういう状況に今なっているそうです。そういうところを酌んでお願いします。

○議長（山下一義君）答弁いいですね。（「いいです」の声）

ほかに質疑ありませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

勉強不足でいけないと思いますが、ちょっとお尋ねします。

13ページの認知症総合支援事業費ということで、今、認知症の委託料というのを社協と益城病院というふうに言われましたが、この認知症というのは、大変難しい判断だろうと思います。大変無知で申し訳ございませんが、認知症の判定というのは、病院自体がしているのか、社協でのある程度の資格を持った人がしているのかというのをちょっとお尋ねしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

- 議長（山下一義君）保健衛生課長。
- 保健衛生課長（松下公夫君）介護保険でいうと、認知症の判定というのはございません。要は、介護の支援1であったり2であったり、そういう支援区分の認定ということであれば、そうなるかと思えますけども。
- 3番議員（小城保弘君）介護の形で、そういう認知症の判定での扱い方というのはしないということですね。
- 議長（山下一義君）暫時休憩します。
- （午前10時36分）

（午前10時38分）

- 議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。
- 保健衛生課長。
- 保健衛生課長（松下公夫君）認知症としての区分判定というのはございません。あくまで介護支援としての区分判定を行わせていただきます。
- 判定については、判定会議において行います。以上です。
- 3番議員（小城保弘君）ありがとうございました。
- 議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。
- （「質疑なし」の声）
- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
- これより討論に入ります。討論ございませんか。
- （「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
- これより本案を起立により採決します。
- 議案第20号、令和3年度西原村介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- （起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
- よって、議案第20号は原案どおり可決されました。
- 日程第3、議案第21号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。
- 内容の説明を保健衛生課長に求めます。
- （保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）
- 保健衛生課長（松下公夫君）議案第21号についてご説明いたします。
- 議案第21号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。
- 1枚めくっていただきまして、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。
- 令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによ

る。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,915万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な歳入内容についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料3,353万7,000円。

目2 普通徴収保険料2,235万9,000円でございます。後期高齢者医療の保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出した額に、特別徴収分の保険料額については本年は60%、普通徴収分につきましては40%の割合で計上させていただいております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金525万円でございます。これにつきましては、広域連合等で算出した額を一般会計から繰入れをお願いしております。

目2 保険基盤安定繰入金2,393万8,000円でございます。これも広域連合のほうで算出しました金額で、低所得者に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者について保険料を一定割合に減額し、負担を軽減する目的で一般会計から繰入れをいただいております。

次に、目3 療養給付費繰入金8,161万円でございます。これは広域連合で算出した額で、医療費の総額相当の12分の1を一般会計より繰入れを行っております。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

8ページをお願いします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金1億6,588万9,000円でございます。主な内容は、保険料徴収分負担金5,589万4,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,393万8,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金8,161万1,000円となっております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第22号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第22号につきましてご説明いたします。

議案第22号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1ページをお願いします。

令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億111万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料は、万徳簡易水道組合事業の統合を踏まえて5,900万円を計上しております。

目2その他営業収益、節2工事申込金は、通常の新規加入分30件と万徳簡易水道組合分75件を合わせた105件で、1件当たりの加入金11万円を乗じた額1,155万円を想定して計上しております。

項2営業外収益、目1補助金、節1他会計補助金として、一般会計より災害復旧事業債償還繰入金として1,533万8,000円を計上しております。

款2繰越金は、前年度と同額の1,500万円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費につきまして、主なものとして、節2給料から節4共済費までは担当職員の人件費でございます。

節10需用費では、消耗品費にメーター機器購入費等123万5,000円、光熱水費に水源地・配水池の電気料800万円、修繕費に水道施設修繕費100万円などでございます。

節11役務費では、水質検査手数料に100万円などでございます。

次の9ページの節12委託料は、シルバー人材への水道メーター検針委託料129万6,000円、漏水調査委託料100万円などを計上しております。

節14工事請負費には、県道堂園小森線の道路拡張工事に伴う水道管布設工事に583万円、万徳水道組合統合配管接続工事費として760万1,000円を予定しております。

目2災害復旧費、節10需用費、応急復旧修繕費として100万円、節14工事請負費に災害復旧工事費として100万円を計上させていただいております。

続きまして、10ページに項2営業外費用、目1企業債償還金として3,458万6,000円を計上しております。

目2消費税相当額に300万円、項3予備費に2,511万7,000円を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本です。

6ページでございますけれども、その他営業収益ということで、工事申込金が結構105件ということで、11万円が1件当たりということでございますけれども、その上の手数料のことをちょっとお尋ねしたいと思います。

手数料に開閉栓手数料ということがございますけれども、10万円と。前年度と比較いたしますと結構伸びておるわけですが、この開閉栓手数料

の内訳をお願いいたします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）手数料に関しましては、1件当たり500円というところで、アパートとか転入転出の際の開閉とかで使用しております。一応200件を見込んでいるところです。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本議員。

○2番議員（高本孝嗣君）昨年度は1万円の予算だったのが、いきなり10万円ということで、見た額的には10万円ぐらいだろうと思いますけれども、これが万徳水道あたりの加入をされる方の開閉であつたらちょっと問題かなと思って、お尋ねいたしました。以上でございます。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）昨年度は1万円だったんですけれども、例年、毎年見ている基本的には10万円前後で推移していましたので、今回は10万円ということで計上させていただいております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第22号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第23号、令和3年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第23号につきまして説明いたします。

議案第23号、令和3年度西原村工業用水道事業予算書。

2ページをお願いします。

令和3年度西原村工業用水道事業予算書。

総則。

第1条、令和3年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりと定める。

(1) 給水事業所数8ヶ所、(2) 年間総給水量29万7,840 $\text{m}^3$ 、(3) 1日平均給水量816 $\text{m}^3$ 、(4) 主要な建設改良費はございません。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2,433万円、第1項営業収益1,474万4,000円、第2項営業外収益958万5,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2,433万円、第1項営業費用1,852万6,000円、第2項営業外費用70万円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費510万3,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

資本的収入及び資本的支出は0円。

議会の議決を経なければ、流用することの出来ない経費。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,098万7,000円、(2) 交際費0円。

利益余剰金処分。

第6条、繰越利益余剰金のうち0円を次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金0円、(2) 利益積立金0円、(3) 建設改良積立金0円。

たな卸資産購入限度額。

第7条、たな卸資産の購入限度額は、8万円とする。

令和3年3月10日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

令和3年度西原村工業用水道事業予算説明書。

収益的収入及び支出。

本年度の給水事業所も、冒頭にありましたように8か所でございます。1日の給水量としまして、昨年度実績として816 $\text{m}^3$ を予定しております。超過料等については、当初予算では加味しておりません。

続きまして、16ページからの支出の水道事業費用につきましては、昨年度から大きく増加するものは、目3総係費でございますが、これにつきましては、任期付職員の採用に伴います人件費の増加により、昨年比618万2,000円の増加となっております。

続きまして、18ページ、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出に関しましては、今年度は0でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）支出で、17ページなんですけれども、16の保険料、水中ポンプ等保険料7,000円、こんなに安いのかなと思ったんですけれども、これは何基分ですか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）これに関しましては、保険料は、ちょっと調べさせてもらってよろしいですか。

○7番議員（西口義充君）じゃ、後でいいです。

○議長（山下一義君）では、暫時休憩します。

（午前11時02分）

（午前11時15分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの質問の中で、復興建設課長より訂正分とお願ひいたします。

○復興建設課長（吉井 誠君）まず、ご質問の内容なんですけれども、保険料7,000円ということで、これは、小牧の第1、第2のポンプになります。2台分です。保険の先は役場の共済になります。昨年度は4,953円ということで、この金額に関しましては、毎年1,000円前後は前後するということで話を伺っていますので、今回7,000円計上させていただいております。

それから、3ページなんですけれども、訂正をお願ひいたします。

第6条の繰越利益剰余金を私が剰余金と読んでおりました。訂正をお願ひいたします。

以上です。

○議長（山下一義君）西口議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、令和3年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。



(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第24号から日程第8、議案第26号までの指定管理者の指定について、西原村構造改善センター、にしはらオーガニックセンター、西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設を一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 南利孝文君 登壇 説明)

○産業課長(南利孝文君) 議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村構造改善センター。指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字小森3204番地1。名称及び代表者、一般社団法人西原村シルバー人材センター、代表理事、高橋忠雄。指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由。

西原村構造改善センターの設置及び管理に関する条例(平成17年西原村条例第8号)第4条の規定に基づき、西原村構造改善センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

西原村構造改善センターは、平成元年度から2年度にかけまして、新農業構造改善事業により建設され、平成18年度から指定管理者制度の導入に伴い、現在の一般社団法人西原村シルバー人材センターを指定管理者に指定し管理が行われてきたところです。

西原村構造改善センターの指定管理は、令和3年3月31日でその指定期間が終了いたしますので、その管理につきましては指定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては公募によらない指定管理者の候補者の選定により、引き続き一般社団法人西原村シルバー人材センターを指定管理者として管理委託を行おうとするものでございます。

1枚開いていただきまして、議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、にしはらオーガニックセンター。指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字宮山1957番地7。名称及び代表者、にしはらオーガニックセンター組合、組合長、松岡隆行。指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由。

にしはらオーガニックセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年西原村条例第9号）第4条の規定に基づき、にしはらオーガニックセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

にしはらオーガニックセンターは、平成15年度から16年度にかけて畜産環境総合整備事業により設置された施設で、平成18年度から、指定管理者制度の導入に伴い現在のにしはらオーガニックセンター組合を指定管理者に指定し管理が行われてきたところです。

当施設の指定管理は令和3年3月31日でその指定期間が終了いたしますので、その管理につきましては指定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては公募によらない指定管理者の候補者の選定により、引き続きにしはらオーガニックセンター組合を指定管理者として管理委託を行おうとするものであります。

1枚めくっていただきまして、議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設。指定管理者の所在地、熊本市東区戸島5丁目10番15号。名称及び代表者、熊本県酪農業協同組合連合会代表理事会長、隈部洋。指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由。

西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成17年西原村条例第10号）第4条の規定に基づき、西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設は、平成9年度から10年度にかけて山村振興事業で建設しました阿蘇ミルク牧場の物産館及び事務所、ゲート部分と隣接するトイレ及び総合案内所で、平成18年度から指定管理者制度の導入に伴い現在の熊本県酪農業協同組合連合会を指定管理者に指定し管理が行われてきたところです。

当施設の指定管理は令和3年3月31日でその指定期間が終了いたしますので、その管理につきましては指定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては公募によらない指定管理者の候補者の選定により、引き続き熊本県酪農業協同組合連合会を指定管理者として管理委託を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は1議案ごとに行います。

議案第24号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

議案第25号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

議案第26号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第26号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第27号から日程第10、議案第28号までの指定管理者の指定について、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設（滝交流農園）、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設（滝交流館糸舞季）を一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明）

○企画商工課長（林田浩之君）まず、議案第27号についてご説明いたします。

議案第27号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設（滝交流農園）。指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字河原3467番地。名称及び代表者、滝交流農園管理組合、代表者、西野秀登。指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例（平成17年西原村条例第12号）第4条の規定に基づき、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

滝交流農園は、平成8年度に山村振興等農林漁業特別対策事業により、消費者との交流の輪を広げ、中山間地域における農業の必要性の理解や河原地域の活性化を目的とし整備されております。本施設は、平成9年4月から滝交流農園管理組合により施設の清掃等の管理をされており、平成30年4月から指定管理者に指定し管理・運営が行われてきたところです。

滝交流農園の指定管理は令和3年3月31日でその指定期間が終了いたしますので、その管理につきまして指定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては公募によらない指定管理者の候補者の選定により、引き続き滝交流農園管理組合を指定管理者とし管理委託を行おうとするものであります。

次のページになります。

続きまして、議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設（滝交流館糸舞季）。指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字小森3259番地。名称及び代表者、一般社団法人、西原村観光協会、会長、廣瀬和彦。指定の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

提案理由。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例（平成17年西原村条例第12号）第4条の規定に基づき、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

滝交流館糸舞季につきましては、平成16年度から平成17年度にかけて、山村振興等農林漁業特別対策事業により、消費者との交流の輪を広げ、中山間地域における農業の必要性の理解や河原地域の活性化を目的として整備されております。本施設は平成18年4月から令和2年10月31日まで滝地区の滝交流館糸舞季管理運営組合に指定管理者としてお願いしておりましたが、継続が不可能ということとなり、それ以後は直営で管理しておりましたが、一般社団法人西原村観光協会により申入れがあり、本施設の管理につきましては、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条によりまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定として、人的・組織的能力を有していることや来場者への観光案内などのサービス提供や地域連携による本施設の効用が最大限に発揮できること等を総合的に勘案し、一般社団法人西原村観光協会が管理・運営することが望ましいと考えております。

また、当施設に隣接しております白糸の滝は、平成26年、大峯山とともに阿蘇世界ジオパークとして認定を受けております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

議案第28号というところで、質疑をさせていただきます。

今回、新たに観光協会さんの指定ということで、指定管理者を受けていただくという提案がなされました。非常に河原地区の観光の地としてはいい滝を持っておりますけれども、なかなか観光資源がうまく活用されていないという地域において、まず手を挙げていただいたということについて、地元民としても感謝を申し上げるところであります。

委員会の中でも提案書等を配付されまして説明のほうは聞いております。1年間という今回は試運転的な位置づけでありますけれども、提案書の中身

については、一部議場で紹介しますと、まず理念については、この団体につきましても、阿蘇の地域における西原村の観光の位置づけ等を差別化する、区別化するという方向の下に、新たな西原村、住んでよし、訪れてよしというところを目指しながら、観光をキーワードに村の発展に寄与したいという理念を持たれております。

中身につきましては、村内の中でも糸舞季を含みまして西原村といえば萌の里であります。観光拠点で、県内はもとより九州管内では萌の里を御存じの方が多くおられまして、多くの観光客がまた暖かいシーズンになってきましたら訪れることが予想されております。

その中で、何を聞くかということ、萌の里との連携を含めまして、この計画書、提案書の中では、案内所をあそこに持って行って人員を配置して、いろんな波及効果ができるようにやっていきたいというふうなお話があります。萌の里との連携を含めまして、事務局として、あそこに協会が常駐したり、これには週に3回とか書いてありますけれども、可能なのか、その体制はもう既にできているのか。今年度、それを協議して、あそこに持って行って、春、秋との観光のメインシーズンに向けてトライするのか。期間がまず1年、チャレンジ期間で、お試し期間というような位置づけの契約ですので、その辺、企画課長に答弁を求めます。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの宮田議員のご質問にお答えしたいと思っております。

先ほど言われましたとおり、西原村観光協会のほうから提案書をいただいております。その中に萌の里のほうで観光案内所を設けてという形で記載をしております。一応、萌の里においては、パンフレット等の観光案内の設置場所等は、今、協議をされておるということでございます。

その後、人員まで配置をできるかというのは、まだ今後検討が必要なところでございます。一応、滝の糸舞季と萌の里との連携を取るという意味合いでも、糸舞季のほうにも置いて萌の里でも滝を紹介するような、西原村を交流できるようなところでやっていければというふうに考えております。

今後も、まず1年間、観光協会と協議を進めながら、よりよい方向に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）非常に、協会さんですので、多くの会員の方々が立ち上げて、会長さんはおられますけれども、職員含めて理事であったり、監事であったりになっておる。まあ、団体さんですね。実際に、提案書の中身によりますと、協力隊の皆さんが、そこに行って活動されるということですので、新たな人材を含めまして予定されておると思っています。

情報発信につきましては、今の主流というのは、やっぱりソーシャルネッ

トワークを使った発信であるのが主体と、皆さんも持っていると思うし、僕らも行きますけれども、調べて。内容的なことにちょっとどうかというときに案内所に寄られるという形であると思います。そういった方々についても、やはり萌の里、西原村の拠点であります。あそこに、まずは行く方々、こういうコロナ時期でもありましたし、密を避けながらやりたいということで、そういう傾向も今年もあると思います。

その方々をいかにミルク牧場であったり、降りては下あげから入って滝のほうに入っていたか。また、Uターンして役場側を通って、滝に行かれたり、ミルク牧場に行かれたりする。こういうのをうまく回さにかいかんという位置づけを担ってもらわにかいかんと思っております。

やはり、あそこにずっと座っておってもらいと非常に忍びないところがあります。協力隊の皆さんは、3年後は自分の身の振り方を考えなければならぬような方々です。やはり商売になるような話で、目的を持った方々は、そこにおられるというのを基本思っていますけれども、僕らも見に行つて尻をたたいたりするかもしれませんけども、やはり一番大事なのは、糸舞季と萌の里の連携というか、共通認識だと思います。

萌の里の方々も忙しいときは自分のところの仕事で精いっぱいですので、やはり観光協会、この指定管理者の方々が、そこにおいて、場所を少し借りながら、毎日じゃないですけども、案内をしていただくというのも重要な一つになると思いますので、その辺の提案書のようになるようにやっていただければと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今、言われたまじとおおり、一番メイン的な阿蘇の観光資源というところでございますので、今後も、観光協会あたりと、あと地域おこし協力隊のほうも、一応、今、新年度からは5名体制でいくというようなところで考えておりますが、不足するようなことがあれば、また人員等を考えながら、観光協会と協議しながら進めていきたいと思ひます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は1議案ごとに行ひます。

議案第27号について討論ございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第27号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

議案第28号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第29号から日程第21、議案第39号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) 議案第29号から39号、以上11件につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、以下については、一括して変更契約の内容を説明させていただきます。

議案第29号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西滑動第56号、宅地耐震化推進(拡充)滑動崩落対策工事(KM-132・134)。

2、変更前契約金額、5,114万3,332円(税抜額4,649万3,939円)、変更後契約金額5,242万3,614円(税抜額4,765万7,831円)、128万282円の増となっております。

3、契約の相手方、有限会社堀田建設。

主な変更内容としまして、L型擁壁の延長増、間知ブロックから中型ブロックへ変更、固化材添加量の増。以上でございます。

続きまして、議案第30号を説明いたします。

議案第30号。

1、契約の目的、西滑動第58号、宅地耐震化推進(拡充)滑動崩落対策工



事（KH-128・134・136）。

2、変更前契約金額8,987万円（税抜額8,170万円）、変更後契約金額1億259万7,000円（税抜額9,327万円）、1,272万7,000円の増となっております。

3、契約の相手方、株式会社下村組。

主な変更内容としまして、ロックボルト工（鉄筋挿入工）の増、間知ブロックから中型ブロックへ変更、固化材添加量の増。以上でございます。

続きまして、議案第31号を説明いたします。

議案第31号。

1、契約の目的、西滑動第60号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（桑鶴）。

2、変更前契約金額6,523万円（税抜額5,930万円）、変更後契約金額6,609万3,500円（税抜額6,008万5,000円）、86万3,500円の増となっております。

3、契約の相手方、有限会社堀田建設。

主な変更内容としまして、地中に湧水が確認されたことにより、基礎部、安定処理工を生コン打設に変更しております。間知ブロックから中型ブロックへ変更、固化材添加量の増。以上でございます。

続きまして、議案第32号を説明いたします。

議案第32号。

1、契約の目的、西滑動第66号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（松ノ平）。

2、変更前契約金額5,819万円（税抜額5,290万円）、変更後契約金額6,670万7,300円（税抜額6,064万3,000円）、851万7,300円の増となっております。

3、契約の相手方、有限会社堀田建設。

主な変更内容としまして、ロックボルト工（鉄筋挿入工）の増、仮設敷き鉄板の増、コンクリート舗装工の増。以上でございます。

続きまして、議案第33号を説明いたします。

議案第33号。

1、契約の目的、西滑動第68号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（谷頭⑤）。

2、変更前契約金額8,561万3,000円（税抜額7,783万円）、変更後契約金額9,111万1,243円（税抜額8,282万8,403円）、549万8,243円の増となっております。

3、契約の相手方、藤川建設株式会社。

変更内容としまして、ロックボルト工（鉄筋挿入工）の増、擁壁施工区間におきまして、暗渠が見つかったために、側溝工を追加しております。以上でございます。

続きまして、議案第34号を説明いたします。

議案第34号。

1、契約の目的、西滑動第69号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（谷頭⑥・⑦）。

2、変更前契約金額4,070万円（税抜額3,700万円）、変更後契約金額5,980万1,975円（税抜額5,436万5,432円）、1,910万1,975円の増となっております。

3、契約の相手方、株式会社下村組。

主な変更内容としまして、ロックボルト工の施工におきまして、倉庫の一部及び大きな木の撤去費用の追加をしております。擁壁施工区間において、暗渠が見つかったために、側溝工を追加、固化材添加量の増。以上でございます。

続きまして、議案第35号をご説明いたします。

議案第35号。

1、契約の目的、西大滑第4号、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（大切畑05）。

2、変更前契約金額3億9,864万8,981円（税抜額3億6,240万8,165円）、変更後契約金額、4億3,284万6,216円（税抜額3億9,349万6,561円）、3,419万7,235円の増となっております。

3、契約の相手方、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体。

主な変更の内容としまして、敷き鉄板、大型土のうを利用した仮設道路の追加、擁壁工の増、固化材添加量の増。以上でございます。

続きまして、議案第36号をご説明いたします。

議案第36号。

1、契約の目的、西大滑第9号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当07）。

2、変更前契約金額3,758万9,557円（税抜額3,417万2,325円）、変更後契約金額6,307万1,264円（税抜額5,733万7,513円）、2,548万1,707円の増となっております。

3、契約の相手方、堀田・秋吉特定建設工事共同企業体。

主な変更内容としまして、ボックスカルバート1,200掛ける800の追加、自由勾配側溝700掛ける1,000から1,200の追加、防火水槽施工に伴う矢板工の増。以上でございます。

続きまして、議案第37号を説明いたします。

議案第37号。

1、契約の目的、西大滑第11号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（下布田10）。

2、変更前契約金額3億2,571万5,232円（税抜額2億9,610万4,757円）、

変更後契約金額 3 億5,992万8,105円（税抜額 3 億2,720万7,369円）、3,421万2,873円の増となっております。

3、契約の相手方、緒方・長田特定建設工事共同企業体。

主な変更内容としまして、地中に湧水が確認されたことにより、基礎部の安定処理工を生コン打設に変更しております。150mmのダクティル鉄管を追加（296m）しております。以上でございます。

続きまして、議案第38号を説明いたします。

議案第38号。

1、契約の目的、西小規模第1号、大切畑地区小規模住宅地区等改良工事（大切畑05）。

2、変更前契約金額4,680万2,907円（税抜額4,254万8,098円）、変更後契約金額 1 億4,571万6,143円（税抜額 1 億3,246万9,222円）、9,891万3,236円の増。

3、契約の相手方、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体。

主な変更内容としまして、大切畑集落内の墓地におきまして、相続者が多数おられ、登記困難箇所として、当初の設計から墓地区間を除いておりましたが、大切畑集落で認可地縁団体の手続をされて、当該墓地の売買及び登記が完了したことにより、当初から計画しておりました擁壁工、道路工や側溝等の工事を追加したことが、本工事の主な内容でございます。以上でございます。

続きまして、議案第39号をご説明いたします。

議案第39号。

1、契約の目的、西小規模第7号、小規模住宅地区等改良工事（下布田10）。

2、変更前契約金額 1 億7,122万73円（税抜額 1 億5,565万4,612円）、変更後契約金額 1 億7,453万4,462円（税抜額 1 億5,866万7,693円）、331万4,389円の増となっております。

3、契約の相手方、緒方・長田特定建設工事共同企業体。

主な変更内容としまして、村営水道の区間が工事にかかっておりまして、150mmのダクティル鉄管（36m）を追加しております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 0時05分）

（午後 1時05分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

復興建設課長より訂正がありますので、よろしく願いします。

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第36号をお願いします。

2番の変更後契約金額の中の「税抜額」の後に「円」が来ているんですけども、正式には金額の後に、円が入ります。大変申し訳ございません。失礼します。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、食事中、議員の皆さんからいろいろ話がありましたから、ちょっと代表して質問いたします。

議案番号第38号、当初が4,680万円ほどの契約、変更後が1億4,500万円、1億円近い増額になっています。説明じゃ、当初は、墓周りを落としたという説明であります。ここはずっと八方さんと宇都宮さんのJVで当初から契約されましたけれども、その経緯がそのままいって、入札をしていない案件だというふうに理解しております。ちょっと金額が多いと。

なおかつ、一番皆さんが嫌われる小規模住宅地区等改良事業、負担が多いやつでやっておりますので、当初落とした経緯は大体説明の中にありましたけれども、金額、割り振りの経緯があるかと思えます。ちょっと詳しく、1億円ぐらいの変更契約で、端数がいっぱいついておるという疑問があるようです。その辺も含めて、なぜ入札なしでやって、1億円を変更契約したのかと、端数がいっぱいある、値切れなかったのかという話です。答弁を求めます。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）まず最初に、別工事で発注できないかという点につきましては、ちょうど集落の八方・宇都宮さんのJVでされている工事区間のだ真ん中ということで、道幅も墓地周辺は狭いということと、墓地周辺に隣接しております公園工事だったり、移転用宅地の工事とか、または地元の集落水道も関連して行っておりましたので、随契という形を取らせていただきました。

また、あと端数がついている点につきましては、昨年度末で1回契約を切ってはいるんですけども、経費に関しましては、当初の契約からずっと同じ経費を使わせていただいております。経費を切った場合は、また共通仮設費とか現場管理費とか、そういうものが、母体となる金額が大きいもので、数千万とか億単位で膨れ上がってきますので、もう同一工事とみなして、経費はそのままいっているということで、こういう端数がついているところで。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）今の説明を聞きますと、まず大切畑、進入路関係で非常に切替えがあって工期も今厳しい状況にあることが第1点という答弁と、

当初外さざるを得なかった経緯と、あとは経費、例えば直接工事1億円でありますと経費も含めると大体1億7,000万円ぐらいになってくる。大きなプールになると、その経費率が対数計算で負ってくる。大きく数千万円違うというような答弁だったかと思います。

僕は餅屋ですから大体分かっているんですけども、やはり少し考えてみると、大規模のほうにもうちょっといけなかったのかなというふうなところだけが残念なところですよ。これで第38号の議案についての質疑は終わりますけれども、全体として、4月にはもう集落再生竣工記念式典も予定されています。その当日、県内県外含めまして来賓者を招くという予定になっているはずですけども、そのときに黒舗装がかかっていないと非常にまずいというふうな思いもあります。検査は差し置いて、その辺が間に合うかどうかというのが若干不安なところがあります。進捗状況をその時点でどこまでいっておるのかというのを少し紹介していただければと思います。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）竣工式の残工事ということなんですけれども、今のところ残が見込まれるのが大切畑と下布田になります。大切畑のほうは、天気がよければ、恐らく、残っているのが、この前、村道編入をお願いしました古閑大切畑線、河川沿いのですよね、あそこが終わるか終わらないかぐらいじゃないかなという感じでございます。

あと、布田のほうに関しましても、布田の堤から西へ延びます小鶴田の農道を工事用道路で使わせていただいたんですけども、そこと、もしかしたら水道関係で布田の一番西側近辺が多少残るんじゃないかというふうに予定しております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。厳しいというのは、誰が見てもちょっと厳しいなというふうな思いもありますけれども、外部から来賓者を迎える。トップの顔もある、議長の顔もありますので、業者さんのほうには、全部できなくても、ここら辺だけ見せて回りますから、舗装がかかっておくかどうかあんばいがいいと思います。2回舗装をかけるのか、一発で終わらせるかの話だけですから、その辺は指導の中で入れていただいて、あとは工期が終わってからの工事関係を十分考慮して、地元のほうには、布田は上野議員、大切畑は大字小森ですので、坂本議員、西口議員、隣の鳥子の山下議長がおりますので、その辺とうまくやっていただければと思います。

やはり大きな式典をするときに、現地で見られちゃまずいよという形で行くのが、一番主催者としてはつらいところになります。それと、終わってから、もう精算が先に来ていますから、地元議員さんに確認していただいて、地元の区長さんに確認していただいて、本当にオーケーですというところで、業者さんは片づけて引き上げていただくという形を取っていただければと思

っていますので、その辺の指導も含めてやっていただければと思います。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）元業者と、今も業者でありますけれども、宮田議員がおっしゃるとおりでございます。私どもも本来ならば地震が発生した4月16日に合わせてするならばなど、竣工式をですね。しかしながら、日曜がよかろうということで4月18日に竣工式をしますけれども、そのときに終わつたらんなんていうと全然目も当てられませんので、大切畑は、集落内は全て終わります。ただ、古閑との間の河川敷の道路の舗装もやり替えますので、これが少し残るかなと。

しかしながら、誰が見てもあれは別工事だろうというようなところであります。布田も、舗装が終わっていただければ、取付け道路なんかはちょっと残るかもしれないけれども、大臣あたりを乗せて役場のマイクロで現地視察をします。だから、布田は、堤のところから入って回ってそのまままっすぐ上がって、上からちょっと見てもらうと。一番は上布田か。（「上布田と下布田をちょこっと」の声）上布田から回って下布田の道を入ってきますので。もし残ったときには、そこら辺はあまり通らないようにしたいと。ほかはどこを見ても大丈夫というようなところでありますので、そういったところでやるならばなというふうに思っております。

大臣も来られますので、そこら辺には注意をしながら、できる限り終わらせようということで、業者のほうにはハッパをかけておるということでありますので、私どもも村の顔もありますので、そこら辺は進めていきたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は1議案ごとに行います。

議案第29号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

議案第30号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
議案第30号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。  
よって、議案第30号は原案どおり可決されました。  
議案第31号について討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
議案第31号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。  
よって、議案第31号は原案どおり可決されました。  
議案第32号について討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
議案第32号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。  
よって、議案第32号は原案どおり可決されました。  
議案第33号について討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
議案第33号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。  
よって、議案第33号は原案どおり可決されました。  
議案第34号について討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。

議案第34号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

議案第35号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

議案第36号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

議案第37号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

議案第38号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。



(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

議案第39号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第39号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

日程第22、同意第1号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 同意第1号についてご説明いたします。

同意第1号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字小森17番地。

氏名、河上勝彦。

生年月日、昭和26年10月9日。

提案理由でございます。

監査委員、河上勝彦氏が令和3年3月31日に任期満了となるため、再度選任いたしたく提案するものでございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第1号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第23、発議第1号、西原村議会会議規則の一部を改正する会議規則についてを議題とします。

内容の説明を提出者、中西義信君に求めます。

(6番議員 中西義信君 登壇 説明)

○6番議員(中西義信君) こんにちは。提出者、中西です。

では、発議1号を読み上げます。

発議第1号、令和3年3月17日、西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村議会議員、中西義信、同じく堀田直孝、同じく尾崎幸穂。

西原村議会会議規則の一部を改正する会議規則について。

上記の議案を別紙のとおり西原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。

男女議員が活動しやすい環境整備の一環として、欠席事由を整備するとともに、産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、押印の義務付けを見直すものである。

これが、この議案を提出する理由である。

めくっていただきまして、西原村議会会議規則の一部を改正する規則。

皆様方には、次の新旧対照表を見ていただくと助かります。

今回の改正は、新旧対照表に書いてありますように、第2条第1項中と同条の第2項中の変更、また、第89条第1項中の変更を行うものであります。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るために、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、「署名又は記名押印」に改めるものである。以上でございます。

附則、この規則は、公布の日から施行する。以上です。

○議長(山下一義君) ただいま提出者より内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第1号、西原村議会会議規則の一部を改正する会議規則について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第24、発議第2号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、発議第2号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第25、組合議会の報告を行います。

組合議員から報告がございましたらお願いします。

4番議員、堀田君。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 報告）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

令和3年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が令和3年2月10日に熊本市自治会館において開催されましたので、報告いたします。

本議会では、議案第1号から第8号までの議案が上程され、議第1号、熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について、議第2号、専決処分の報告及び承認について「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、第3号、専決処分の報告及び承認について「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議第4号、令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、議第5号、令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議第6号、令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、議第7号、令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、議第8号、令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定についての8議案が審議されました。

主な事項として、議第1号では、嘉島町長、荒木康臣氏が副広域連合長に選任され、令和3年度当初予算におきましては、議第6号の令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算では、予算の総額2億5,743万1,000円のうち、主要な項目で、歳入、市町村負担金2億2,167万3,000円、繰越金3,500万円、歳出、一般管理費2億5,369万3,000円、その他議会費等373万8,000円、議第7号、令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算では、予算の総額2,928億88万8,000円、主要な項目の内容は、歳入、市町村支出金477億5,826万3,000円、国庫支出金989億2,308万4,000円、県支出金243億7,509万9,000円、支払基金交付金1,153億6,781万7,000円、その他諸収入等63億7,662万5,000円、歳出、一般管理費8億1,474万6,000円、保険給付費2,889億9,234万5,000円、保険事業費9億3,830万2,000円、その他基金積立金等20億5,549万5,000円というものでしたが、全ての議案におきまして、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上、広域連合の議会報告は終わりますが、昨日、宮田議員より、コロナの影響で診療が減れば負担金が減るのではないかと、市町村負担金の質問がありました。そこで、報告いたします。

連合会の医療給付費は、3月から翌年の2月までの診療分を国保連合会に審査を委託して、請求から審査まで2か月かかります。

このタイムラグにより、今のところ、その状況は分かっていないという中で、被保険者の診療が減れば当然市町村の負担は減ると思われがちですが、この広域連合でしたということがもともとのあれです。というのが、西原村の被保険者の負担金だけで医療費が賄えれば当然それでいいんですけども、今の国保と一緒に、賄えないので広域的に運営をするという中で、歳入、先ほど報告しましたが、全部が皆さん被保険者の負担金で賄っておるわけじゃない。国保も一緒です。国庫支出金、県支出金があって、それで賄っておるという状況ですので、連合会としては、確かに診療が減ったというのは感じるのですが、当然ながら国庫支出金、これがないと、とてもとてもできない。

状況からいえば、診療が減った、診療報酬が減ったということになると、国庫支出金、県支出金が減らされるだけであって、市町村の負担が減るわけではない。私は、この議会において、そういうふうに解釈いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

9番議員、宮田君。

(9番議員 宮田勝則君 登壇 報告)

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員宮田です。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の定例会が、令和3年2月22日、行われております。そちらの報告をいたします。

令和3年第1回目の定例会ということでありましたけれども、私どもの西原村の改選が前年、令和2年9月25日に新しいメンバーとして誕生しております。その後の初めての議会でありましたので、臨時議会と同じような手続をやっております。

副議長の選挙について、まず行われております。副議長の選挙におきましては、慣例により本村より選出するということになっております。嘉島町、益城町の各議員より了承をもらいまして、本村、私と堀田議員のほうで決めるという形になりまして、堀田議員より私のほうが副議長ということで推薦をいただきました。よって、私がただいま副議長という形でスタートしております。

議案につきましては、2議案行われております。

まず、選任同意です。監査委員の選任ということで、本村より、これも慣例でやっておりますけれども、西口議員のほうが選任同意の議案ということで出されております。満場一致ということで可決して、現在、西口議員に議員選出の有識者選出ということで、監査委員に就かれております。

もう一議案ですけれども、令和3年の当初予算ということで一般会計の予算の審議をしております。

大きな内訳を言います。歳入歳出の予算の総額、それぞれ5億3,880万円としております。

歳入の内訳ですけれども、分担金4億9,290万円、手数料7,120万円、財産収入122万5,000円、繰入金が1,000万円、繰越金1,000万円、諸収入として3,708万5,000円、歳入合計が5億3,880万円。

歳出につきましては、議会費が176万3,000円、総務費におきまして4,557万8,000円、衛生費4億8,095万4,000円、公債費750万5,000円、予備費に300万円を計上されております。

審議の結果、可決をしておりますけれども、可決内容的には全員賛成というところでありました。

内容につきましては、例年どおりという形で、前年度、財調基金より3,000万円入れて当初組まれておりましたけれども、今回、基金繰入れのほうは財調より1,000万円しか入れてませんでした。2,000万円を減らしております。その分負担金が少し上がっているという状況です。

それと、災害復旧関係を、熊本地震後に復旧事業をしております。その公債費関係が750万5,000円ということで計上されておりますけれども、この定額が令和8年まででトータル10年間の返済期間ということで毎年上がって

くるという形になっております。

本村の分担金、負担金ということで本村にいつも来るわけですけれども、トータル金額、負担行為を、均等割を3割見ております。これはずっと昔からそういうふうになっておりますけれども、3割を各町村で均等に割ると。残りの7割に関してを人口割でしております。トータル的には、本村の負担金は一般会計で出てきております7,963万6,000円、町村負担率でいいますと19.46%ということになっております。

説明の内容は以上です。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第26、委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、宮田勝則君、総務福祉常任委員会委員長、中西義信君、産業教育常任委員会委員長、西口義充君、議会広報常任委員会委員長、坂本隆文君、以上の方から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出がっております。

事件、理由等については、記載のとおりです。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和3年第1回西原村議会定例会を閉会します。

午後 1時53分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和        年        月        日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長                    山 下 一 義

2 番議員                    高 本 孝 嗣

3 番議員                    小 城 保 弘



令和3年

第1回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和3年

第1回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和3年

第1回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会